

令和6年第2回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 里村 誠 悦

副委員長 竹山 美 虎

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1日目 令和6年6月18日(火)

開会	3
開議・審査方法	3
○大矢保委員(自民クラブ)	3
1 ふるさと納税について	3
2 コロナ患者移送業務の談合について	5
3 基金について	7
4 地域おこし協力隊について	9
○木戸喜美男委員(創青会)	12
1 小・中学校におけるボランティア活動について	12
2 新青森駅東口駅前広場の管理について	16
○赤平勇人委員(日本共産党)	18
1 市文化財について	18
2 学校でのけがの対応について	21
3 タクシー・移送サービス利用券について	24
4 流・融雪溝について	27
○竹山美虎委員(市民クラブ)	28
1 新型コロナウイルス感染症対策事業について	28
2 道路整備事業について	31
休憩	32
再開	32
○工藤夕介委員(公明党)	32
1 デジタルを活用した教員の負担軽減の取組について	32
○藤田誠委員(立憲民主・社民)	35
1 新型コロナウイルスワクチン接種事業について	36
2 道路整備事業について	39
○木村淳司委員(創青会)	40
1 道路整備事業について	40

2	ふるさと納税について	41
3	林業について	45
4	フッ化物洗口事業について	49
5	学校における働き方改革環境整備事業について	51
6	福祉館について	55
7	篠田地区融流雪溝について	57
8	市民美術展示館管理運営委託業務について	58
	○村川みどり委員（日本共産党）	58
1	マイナ保険証について	59
2	介護保険について	62
	休憩	63
	再開	63
	○木下靖委員（市民クラブ）	64
1	道路整備事業について	64
2	学校における働き方改革環境整備事業について	65
3	小・中学校の修学旅行費一部公費負担について	68
4	学校給食費について	69
	○蛭名和子委員（立憲民主・社民）	70
1	定額減税補足給付金給付事業について	70
2	青森市斎場建替事業について	73
3	青函ツインシティ推進事業について	75
	散会	77
2日目 令和6年6月19日（水）		
	○澁谷洋子委員（自民クラブ）	78
1	不妊治療費助成について	78
2	中小企業金融対策事業について	79
3	部活動指導員について	80
4	合浦公園の指定管理について	84
	○天内慎也委員（日本共産党）	86
1	教育環境について	86
2	道路整備事業について	89
	○工藤健委員（市民クラブ）	91
1	子どもの居場所づくり・学習応援事業について	92
2	施設のエアコン設置状況について	93
3	高齢者の酷暑対策について	95
4	観光対策について	97
	○小豆畑緑委員（自民クラブ）	98

1	女性視点の防災・減災について	98
2	合浦亭のトイレの改修について	110
休憩		111
再開		111
○関貴光委員（自民クラブ）		111
1	公営施設の維持管理について	111
2	私道等整備事業について	113
○柿崎孝治委員（自民クラブ）		115
1	みなとまち・あおもり誕生400年推進事業について	115
2	市営バスのアリーナ線について	117
3	旧町名表示柱について	118
4	広報あおもりについて	119
委員長の発言		121
採決		121
閉会		121

1 開催日時 令和6年6月18日（火曜日）午前10時～午後4時24分
令和6年6月19日（水曜日）午前10時～午後1時44分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第93号 令和6年度青森市一般会計補正予算

○出席委員

委員長	里村誠悦	委員	天内慎也
副委員長	竹山美虎	委員	村川みどり
委員	工藤夕介	委員	藤田誠
委員	関貴光	委員	木戸喜美男
委員	赤平勇人	委員	工藤健
委員	蛭名和子	委員	小豆畑緑
委員	木村淳司	委員	木下靖
委員	軽米智雅子	委員	渡部伸広
委員	柿崎孝治	委員	大矢保
委員	澁谷洋子		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 赤坂 寛
副市長 横山 英大
教育長 工藤 裕司
企業局長 鈴木 裕司
代表監査委員 出町 文孝
総務部長 小野 正貴
総務部理事 村上 靖
企画部長 金谷 浩光
企画部理事長 内 哲史
税務部長 横内 修
市民部長 佐藤 秀彦
環境部長 佐々木 浩文
福祉部長 岸田 耕司

保健部長 千葉 康伸
経済部長 横内 信満
農林水産部長 大久保 文人
都市整備部長 中井 諒介
都市整備理事 土岐 政温
浪岡振興部長 舘山 公文
市民病院事務局長 奈良 英文
会計管理者 山谷 直大
教育委員会事務局教育部長 大久保 綾子
教育委員会事務局理事 武井 秀雄
水道部長 三浦 大延
交通部長 佐々木 淳

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 佐々木 正幸
議事調査課長 山田 法人
議事調査課主査 北山 賢臣

議事調査課主事 杉浦 晃平
議事調査課主事 笹 雄貴

1日目 令和6年6月18日（火曜日）午前10時開会

○里村誠悦委員長 おはようございます。

ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、本委員会における審査についてであります。審査順序表のとおり、付託されました議案第93号「令和6年度青森市一般会計補正予算」について審査いたします。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっております。質疑者数は、会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は、会派持ち時間内で、融通できることになっております。なお、6月13日に開催された、本委員会の組織会の終了後に、質疑者は16人と確認されております。

また、委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

なお、昨今、議員に関するハラスメント行為から、問題となる事案が全国にも散見されておりますので、質疑を行うに当たり、御注意いただくようお願い申し上げます。

そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく把握し、簡潔にして、明快な答弁をお願いいたします。どうぞ、委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。それでは、議案第93号「令和6年度青森市一般会計補正予算」について審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、大矢保委員。

○大矢保委員 自民クラブの大矢保です。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは最初に19款1項1目ふるさと納税について質疑をいたします。

令和3年、令和4年、令和5年度の青森市ふるさと応援寄附金制度の寄附金の件数及び寄附金額を示していただきたいと思っております。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からのふるさと納税についての寄附金の件数及び寄附金額についての御質疑にお答え申し上げます。

本市の令和3年度から令和5年度の各年度の寄附件数及び寄附金額につきまして、令和3年度は4万9025件、6億1844万9117円、令和4年度は5万758件、6億5515万9147円、令和5年度は8万789件、10億7746万379円と件数、金額ともに年々増加しております。

以上です。

○里村誠悦委員長 大矢委員。

○大矢保委員 それでは令和6年5月31日時点の基金の残高をお伺いたします。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 基金の残高についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

基金の残高につきましては、令和6年5月31日時点ではありますが、毎年積み立てしております元気都市あおもり応援基金が14億4968万811円、また、令和4年度まで積み立てをしておりまして、青森市次世代健康・スポーツ振興基金が8億5764万8658円となっております。

以上です。

○里村誠悦委員長 大矢委員。

○大矢保委員 青森市次世代健康・スポーツ振興基金は、今の4月1日で終わりますよね。確かそうになっていると思います。

それでは、過去3年間の各年度の地方交付税の推移を、企画部長、答弁お願いします。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 地方交付税の推移についての再度の御質疑にお答えいたします。

ふるさと納税の額が算定に影響を及ぼす普通交付税につきまして、過去3か年の推移を示しますと、令和3年度が261億1807万9000円、令和4年度が252億3041万1000円、令和5年度が266億7099万5000円となっております。

○里村誠悦委員長 大矢委員。

○大矢保委員 最近、全国的にも、ふるさと納税で、空き家を管理するという代行サービスがはやってきております。ふるさと納税返礼品に空き家管理を代行するサービスが加わればいいと思うが、市の考え方を示していただきたいと思います。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 空き家管理サービスについての再度の御質疑にお答えいたします。

空き家管理サービスは、建物の外観及び内部の確認、室内の換気、通気、建具の点検のほか、ポストの管理や玄関前の簡単な草取り、雪かき等を行うサービスであります。

他の自治体では、この空き家管理サービスをふるさと納税返礼品として取り扱っている自治体がありまして、県内では、弘前市、三沢市、六戸町、深浦町などが取り扱っていることを確認しております。

本市におきましても、今年度、空き家管理サービスを返礼品とする新規登録申請がありまして、現在、その内容を審査しているところであります。

以上です。

○里村誠悦委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ぜひ取り入れてほしいなと思います。

それでは、ふるさと納税の寄附金は、臨時的収入として、地方交付税の算定に反映されていませんが、財政制度等審議会はふるさと納税が定着した今、寄附金は臨時的収入とは言い難く、補填の在り方を議論すべき時期に来ていると提言されておりますが、本市の考え方を、企画部長よろしくお願いします。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 財政制度等審議会の提言に係る本市の考えについての再度の御質疑にお答えいたします。

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会が令和5年11月20日に取りまとめた令和6年度予算の編成等に関する建議の中におきまして、ふるさと納税の用途については、「こども・子育て」、「教育・人づくり」、「地域・産業振興」等の一般的な行政経費に該当する分野が多く指定されているほか、分野を指定しない寄附の割合も約4割を占めている。このように、具体性や特定性に乏しく、一般財源とほぼ同じように活用されているものが多いことから、地方財政計画におけるふるさと納税の在り方について是正を検討すべきである旨の意見が、財務大臣へ上申されたことは承知しております。

一方で、総務大臣の諮問機関であります地方財政審議会におきましては、ふるさと納税は地方税と異なり、個人の意思に基づく寄附によるものであることや、その受入額は、地方自治体ごと、年度ごとに大きなばらつきや変動があることから、社会保障や教育に充てるための標準的な収入として、地方税収と同様に扱い、一般財源として計上することは、その性質上なじまないとの見解を示しているところであります。

本市といたしましては、引き続き国の動向を注視してまいります。ふるさと納税は寄附金収入であることから、地方財政審議会の考え方と同様、一般財源として計上することはなじまないものと認識しております。

○里村誠悦委員長 大矢委員。

○大矢保委員 総務省の考え方に寄り添っていくということによろしいですね。ありがとうございます。

次は、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、4款衛生費に関連して、談合した4社は課徴金納付命令の対象にならなかったが、市として、5社へ損害賠償額を請求しないのか、その考え方を示していただきたいと思います。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 大矢委員からの損害賠償額の請求についての御質疑にお答えいたします。

公正取引委員会による新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者等に対する排除措置命令等につきましては、独占禁止法第3条、不当な取引制限の禁

止であります。この規定に違反する行為を行っていたとして、東武トップツアーズ株式会社、株式会社日本旅行東北、名鉄観光サービス株式会社、株式会社JTBの4社に対し、令和6年5月30日付で排除措置命令が出されたところです。

なお、当該4社は、公正取引委員会が算出した課徴金の額が100万円未満であったため、独占禁止法第7条の2第1項ただし書きにより、課徴金納付命令の対象となっておりません。

また、当該業務の受託者である近畿日本ツーリスト株式会社につきましては、自らが関与した談合について、その内容を公正取引委員会の調査開始前に、自主的に報告したことで、課徴金が全額免除されているとともに、排除措置命令の対象にもなっておりません。

お尋ねの損害賠償金の請求につきましては、当該委託業務の契約書において、受託者、近畿日本ツーリスト株式会社であります。公正取引委員会からの排除措置命令等を受け、当該命令が確定したときに、賠償金を支払うこととなっております。受託者は、今般の公正取引委員会からの排除措置命令等の対象となっていないことから、市として損害賠償請求できないものであります。

以上です。

○里村誠悦委員長 大矢委員。

○大矢保委員 この談合——談合というのも、はっきり言って、私、監査しているときに、ちょっと監査の内容をしゃべれば駄目なんだけれども、これは談合だと私は断定してました。

第1回目が七十何%で、地元の業者が1社入った。ところが2回目から、この地元の業者、ちょっとうるさいから、とりあえず排除せと、それが近畿日本ツーリストからのお願いであったと思います。

それから4回は全部、九十何%で、近畿日本ツーリストの、はっきり言って、全部思うままに入札させたというのがそれだと、私は思います。

こういうような取引、入札を防止するために、再発防止策を練ったと聞いておりますけれども、その内容について説明していただきたいと思います。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 大矢委員の再発防止策の内容についての再質疑にお答えいたします。

本市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務に関しまして、公正取引委員会から本市に対して、特定の事業者から業務を共同で実施したい旨の要望を伝えられていたにもかかわらず、同一の入札に参加させる行為があったほか、入札前に、可否照会先を特定の事業者に伝えるなど、入札における公正かつ自由な競争を確保する上で、適切とは言えない行為等があったといたしまして、要請等が行われたところでもあります。

要請等の内容についてであります。1つに、指名競争入札の際、共同実施をう

かがわせる情報に接した場合は、同一の入札に指名しないこと、2つに、再委託をうかがわせる情報に接した場合は、積極的に状況の確認をすること、3つに、入札前に可否照会先を特定の事業者伝えるような行為が、再び行われることのないよう、適切な措置を講ずることというものであります。

これらの要請等を受けまして、再発防止に向けた対応といたしまして、指名競争入札の際、業者が業務を共同で実施しようとしている情報に接した場合の注意事項や、入札や契約に関して、公表していない情報の守秘義務の遵守の徹底等について、本年6月5日付で、全庁に通知いたしますとともに、「契約事務の手引き」の改定を行いました。また、今後、各種職員研修におきまして、周知徹底を図っていくこととしております。

今回の要請等は、入札談合等関与行為防止法に抵触するものではありませんものの、今後このようなことが二度と起こらないよう、取り組んでまいります。

以上です。

○里村誠悦委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今の答弁では、入札談合等関与行為防止法に抵触するものではないということが断定されてますけれども、何でもかこういことが言えるんですか。はっきり言って、こういうのがあったから、談合があったんですよ。

はっきり言ってあれじゃないですか、入札をやるときには、係——各部各課で、業務委託なんかあれば、これは、はっきり言って談合の温床ですよ。契約課へ行って契約すればいいことだから、入札は。ちょっとそこをもう少し入札を勉強するべきじゃないかなと私は思う。入札談合等関与行為防止法第8条、私は職員の責任は問いませんが、こういうものに関したら、5年以下の懲役、250万円以下の罰金に科せられるんですよ。

こういうものを、やっぱり真面目に、入札の業者を選ぶというようなことでやっぱりやっていかないと。業務委託は絶対これから談合がありますから。これは、談合は業者がやってるんじゃないんだよ。その係がやってんだよ、やらせるんだよ。官製談合みたいなもんだよ。係がやってるんだもん。100円しか予算がないから、100円以内でやってってくれて。本当は業者は120円、130円欲しいんだけど。でもこれからは、はっきり言って、人件費が高くなるとかなれば、100円ぐらいで収まらないと思うけれども、やっぱりこういうところを真剣に、やっぱり考えて、2人か3人くらい、相談しながら、業務委託でもやっていかないと、これからなくなりませんよ。みんな、これを見てれば、なあなあ、わあわあで、決まってるようなものじゃないですか——と私は思います。もう少しそのところ、詳しく、研修か何かでやってください。終わります。

次に、20款3項、基金について。ふれあいの森造成事業基金、図書整備基金、学校施設整備基金、社会福祉事業基金について、それぞれ基金の目的や運用状況について示していただきたいと思っております。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の基金についての御質疑のうち、農林水産部所管の青森市ふれあいの森林造成事業基金についてお答えいたします。

青森市ふれあいの森林造成事業基金につきましては、森林との触れ合いを通じて、森林・林業に対する理解と認識を深め、あわせて、市民の財産形成を図ることを目的に設置しているものであります。当該基金の令和6年5月31日時点の基金残高は404万8185円となっております。この基金は、市民からの出資金等を財源として、市が森林の造成及び保育を行い、契約期間が満了となります令和24年度に、立木を伐採し、その売払い収入を、市有林の場合は出資者と市が、国有林の場合は出資者と市と国が分収するふれあいの森林造成事業に充当するものであります。

今後も基金の設置目的に応じ、適正に管理し、効果的に活用してまいります。

○里村誠悦委員長 次に、教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の基金についての御質疑のうち、教育委員会が所管いたします青森市図書整備基金及び青森市学校施設整備基金に関する基金の目的や活用状況についてお答えいたします。

青森市図書整備基金は、沖縄市在住の方から寄贈された金員を有効に活用させていただくため、基金を創設し、本市の教育機関における、図書の整備充実に資することを目的に設置しております。

令和6年5月31日時点の当該基金残高につきましては、約136万2000円となっております。

令和6年度における当該基金の活用につきまして、予定はないものの、直近では、令和3年度に実施いたしました、こころ豊かな読書活動推進事業の財源といたしまして、当該基金から6万円を充当しております。

次に、青森市学校施設整備基金は、学校林の売払い収入や、その運用により取得した現金等を学校の施設、設備等の整備充実に資することを目的に設置しております。

令和6年5月31日時点の当該基金残高につきましては、約127万9000円となっております。

令和6年度における当該基金の活用につきまして、予定はないものの、直近では、令和元年度に東陽小学校の学校林を伐採し、売払いして得た収入36万2000円を基金に積立てし、令和3年度には、東陽小学校の教材整備の財源として、当該基金から同額を充当しております。

教育委員会といたしましては、いずれの基金につきましても、これまでその設置目的にのっとり、運用しているものと認識しており、今後も引き続き適正に管理し、確実かつ効率的に運用してまいります。

○里村誠悦委員長 次に、福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり
大矢委員からの青森市社会福祉事業基金についての御質疑にお答えします。

福祉部所管の青森市社会福祉事業基金については、市民の社会奉仕活動を推進し、あわせて、社会福祉事業の充実を図ることを目的に設置したものです。

令和6年5月31日時点の基金残高については、約3683万円となっています。令和6年度の充当予定額は2258万8000円となっており、地域におけるボランティア活動の担い手である、地域福祉サポーターの確保や育成を図る地域福祉計画推進事業及び冬期間の屋根の雪下ろしが困難な高齢者世帯や障害者世帯等に対し、事業者等に依頼して実施した屋根の雪処理費用の一部を助成する福祉の雪処理支援事業など、9つの事業に活用することとしています。

今後の基金の活用についてですが、基金についてはその原資がある間は適正に管理し、効果的に活用してまいります。

○里村誠悦委員長 大矢委員。

○大矢保委員 基金のうちの、ふれあいの森林造成事業基金、これはすごく年数のかかるあれですよ。私も、うちの町会で去年、一昨年、部分林のあれで、二百何万円ぐらい懐に入りましたけれども——まあ、私はもう死んでるけれども、部長も亡くなってるように、40年、50年後の世界だよ。

まあ適当に、私、ふれあいの森林造成事業って、新城のグラウンドを整備して終わったのかなと思ったら、まだあったから、中身聞いたら、部分林とかそういうのがまだあるんだなというので、これはちょっと、未来永劫の基金になるのかなと思っています。国では、各基金を見直して、何億円、何千億円というような、国に返納したんだけど、国の基金と違って、青森の基金は、事務局も誰も本当は、企画部が管理してるだけだと思っただけけれども、無駄のないような、そういうような、これからの基金の運用を進めていただきたいと、そういうように要望しておきます。ありがとうございました。

次、2款総務費1項総務管理費4目企画費について。地域おこし協力隊について、これまでの取組内容について示していただきたいと思います。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 大矢委員からの地域おこし協力隊のこれまでの取組についての御質疑にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、都市部から地方へ住民票を異動し、地域おこし支援や農林水産業への従事などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組で、平成21年に総務省が創設した制度であります。

令和5年度には、全国1164の団体におきまして、7200人の隊員が活動しており、総務省では、令和8年度までに、隊員数を1万人に増員する目標を掲げ、地方移住を推進しております。

本市では、隊員が任期中に、本市の住民とは異なる斬新な視点を持ちながら、様々な活動を行うことにより、本市の活性化に貢献していただくこと、また、任期終了後においても、本市の担い手として活躍していただくことを目的に募集・採用しております。

本市の実績につきましては、平成 26 年度以降、合計で 14 人の隊員を配置し、浪岡地区や浅虫地区の地域活性化のほか、就農を目指す活動など様々な取組を行ってまいりました。

現在におきましては、ライター、デザイナーなど、プロフェッショナルな人材の移住を誘致する隊員、クラフト作家、ハンドメイド作家などのクリエイター人材の移住を誘致する隊員、移住者の誘致のほか、移住後の支援などを行う移住・定住をサポートする隊員、「AOMORI STARTUP CENTER」の運営等を通じて起業を目指す隊員の、合わせて 4 人の隊員が活躍していますほか、今年度はさらに、八甲田牛の生産から販売に係る活動などを行う隊員、浪岡地区移住・ワーケーション体験施設の管理運営などを行う隊員を、それぞれ 1 人募集しております。

本市では、隊員がそれぞれの担当業務を務めながら、将来の定住に向けた仕事づくりや、地域の人、団体などをつながりをつくる活動を支援しております、これまで活動し退任した地域おこし協力隊員 10 人のうち、一身上の都合により元の居住地などへ戻った 4 人を除きまして、6 人が退任後も本市に定住しております。

今後地域おこし協力隊員の本市への移住と、本市の魅力向上に向けた取組の展開によりまして、市外からのさらなる移住・定住促進の相乗効果を図ってまいります。

○里村誠悦委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ありがとうございます。

もう、私たち市民からすれば、地域おこし協力隊って何をやっているのか分からない、誰が地域協力隊員なのか分からないという面があるんです。やっぱり、そのところを、やっぱり市民に、この人はこういうような専門家ですよとか何とか提示するとか、そういうのをやっぱり知らしめることなんかが必要かなとは思っています。

はっきり言って地域協力隊員には、やはり、青森は、1 年に約 2000 人も人口が減っていますから、1 人でも多く、青森市に移住してくれるような人を探していただきながら、青森市の活性化に取り組んでいただくよう、よろしく願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

最後、質疑ではありませんが、要望させていただきます。

皆さん、東奥日報で、今の安田の、県の総合運動公園、建物を解体しているのが載っていました。解体しているのは私の会社ですけれども、10 月で終わります。それで、その後の活用方法、やっぱり、県は、今後は、一般市民に開放してやるということなんですけれども、今、仕事をしながらも、中のフィールドでは、サッカー

やっています。青森のサッカーなんでしたっけ。（「ラインメール」と呼ぶ者あり）ラインメール——新運動公園でサッカーの練習をしてたら、サッカーというのは同じところを走るから、芝がもう剥げてしまって、お前たちそっから安田のほうへ移れというので、今、やっているみたい。ラグビーとサッカーは違うんですよ。ラグビーは至るところを走るんだけど、サッカーは同じところを走っているから——芝がきれい。一番、私、大事なのは、やっぱりあそこのタータンですね。張り替えしたばかりで、すごくいいきれいなところなんです。

建物を解体するのはやっぱり危険だから、あれは昭和 42 年に建てられたやつであって、昭和 52 年にあすなろ国体ってあって、私、そのあすなろ国体に、第 2 回目の国体に出ました。惜しくも準決勝でもありましたけれども、あのとき一番強かった釜石に勝つとこしたんだけど、レフェリーがちょっと、そういうのがありましたけれども。やっぱりあそこ、中心部ってわけじゃないけど、大体中心部なんです。それで、小・中学校——小体連・中体連ってば、あそこで全部やったんですよ。だから、市民にとっては、あそこのほうが一番近いなと。宮田に行くと、宮田はバスで行かなきゃいけない、新城辺りからだはんで。それがまた保護者に負担がかかるというような人も、私、要望を受けまして、市として何とかあそこを管理できないものかというのを、これから、はっきり言って、検討——野球場も何か壊すので、2025 年にまた計画を作るという、検討するというような県の計画みたいですけれども、あそこの陸上競技場だけは何としても、小・中学校のために、市で——まあ、買い取ると言ったらちょっと語弊があるけれども、管理をさせてくださいって、県に申立てすればそれでいいのかなと思うんですが、県もあそこはもういらぬですよ、宮田があるから、多分。私は行かないと思うけれども。

何でもみんな、昨日も何か宮下知事が不妊治療無料とか何とかって、よくああやって金がつもんだなって、私、感心しているんです。

青森市の財政を考えると、青森市もようやく 50 億円ちょっとぐらいの財政になりましたけれども、あつという間ですよ、金がなくなるのは。ましてや、ねぶた、除雪だとか何とかって、なんか一般質問でしゃべっていた人がいたけれども、本当にあれでいいのかどうなのかというのは——（発言する者あり）もう造るの。私、埼玉から来た友達にしゃべったら、たったの 1 週間のために、ああやって何十億円もかけるのも、もったいないんじゃないかっていうような話もされて、それで、私、横山副市長にしゃべったんだけど、青森に来たときに、まとまって食事をするところがない。例えば、アウガの地下あたりも地権者がすごい絡んでますけれども、あそこに、こう、何かの食堂集めて、店集めてね、あそこ 1 か所で御飯が食べられるような、そういうまちづくりをしてもいいんじゃないかなというような気がしてきます。

それで、この長島、本町のばさまから、よく要望があります。この辺にスーパーがなんもない。青銀の柳町支店が、今、閉まっているから、あそこにスーパーを持っ

てきてもいいじゃないかなってというような話をされてます。

私もずっと考えてるんだけど、私の選挙事務所にしようかなと思っていつも考えてました。でも、やっぱり選挙事務所にするよりだったら、スーパーがいいなと思って、ところが青銀のところ、柳町にちょっと行けば、前はスーパーがありました。今、富士通で店に使ってますけれども、この辺は何もないんですよ。中央にある市役所が何をしてるんだって、ばあさんにえらい責められましたけれども、そういうので、この辺にスーパーを1つ誘致できないかということも、御要望させていただきたいと思います。

また——中央何もないよな——まあ、そういうので、高齢者が多いので、歩いて行くのも大変だからというので、こっから行けば駅前と、この前電話がきたときに、何で怒られたっていったら、私あの、なんか、あっちに逃げるのどこだっけ。イトーヨーカドーじゃなくてセブンイレブン。あそこのスーパーが逃げるんだよね、やめるんだよね。それで、あそこにて、今何か閉店セールをやってるから、安くなってるから来たって、2人から電話きた。だから、こういうお店があったら、長島とか中央にあったらいいなっていうのが、電話でも叱られましたので、頭に残って、御要望させていただきます。

不動産出身の副市長、ひとつ頑張って、よろしくお願いをしたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○里村誠悦委員長 次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
創青会、木戸喜美男でございます。

10 款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費及び 10 款教育費 3 項中学校費 1 目学校管理費に関連して、小・中学校におけるボランティア活動についてお伺いいたします。

私の住んでいる新城では、毎年 4 月 29 日に、新城川の清掃を実施しております。その清掃活動に、地域の小・中学校、そして、西高等学校の生徒の皆さん、そして地域の住民の皆さん、企業の皆さん、そういった方々が、また、親子で参加してくれている市民の方もおられました。朝 9 時からお昼の 12 時まで、ごみ拾いをさせていただいております。そして、その中で、途中でごみ拾いが終わった時点で、ドジョウの放流をさせていただいております。以前は、コイの放流をさせていただいておりましたが、コイヘルペスが発生したために、ドジョウに替えたところであります。そんな、活動も新城小学校、新城中央小学校、そして新城中学校のボランティアの生徒の皆さんが率先して、この新城川の清掃に参加していただいております。

私は、このボランティア活動、参加した全ての生徒の方に、聞くところによりますと、小・中学校でミニの賞状を渡しておりますと。そして、うちの孫——小学校 1 年生であります。勉強はあまり得意ではないんですが、このボランティア活動で、中嶋校長先生からミニの賞状をもらって、生き生きとして帰ってきました。い

やあ、あんたなんでそうニコニコしてるんだって言ったら、いやいや、先生から賞状もらったじゃ、いや、何だって見たら、いや、新城川の清掃のボランティアで、いやあ、活動したことに、大していいことだということで、賞状をもらってきたって。もう目が生き生きしてました。朝起きると、学校に行きたくないなあって泣くんですよ。そんな子供が、ボランティアをして、その賞状をもらった、そして、こういうことをしたら、校長先生からももらった。本当にこの、いいあれだなと。もうちょっと欲を言えば、勉強がもう少しできればいいのになと。そんなことを孫じいから思いつつ、このボランティア活動、本当にいいボランティア活動であります。

そこで質疑します。市内小・中学校で取り組んでいるボランティア教育の概要をお知らせください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 木戸委員のボランティア教育の概要についての御質疑にお答えいたします。

国が示した第4期教育振興基本計画では、様々な施策を貫く2つのコンセプトとして、持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を掲げております。教育委員会では、この2つのコンセプトを同時に達成するための教育活動として、令和5年度より、青森市学校教育指導の方針と重点に、ボランティア教育を掲げたところであります。

ボランティア教育については、全ての小・中学校で実施されており、昨年度、本市の児童・生徒が実施した清掃ボランティア、収集ボランティア、挨拶ボランティア、施設訪問ボランティア、イベントへの参加ボランティア等の活動は、2万1096回となっております。このうち、具体例を挙げますと、委員より紹介のありました新城中学校では、新城川を守る会が主催する清掃活動に、学区の小・中・高校生が、地域の方々とともに参加し、清掃ボランティアを行ったこと、新城まつり実行委員会が主催する新城まつりにおいて、吹奏楽部が演奏ボランティアを行ったこと、中学生の発想で生まれた、新青森駅でねぶた観光に訪れた人に手づくりの金魚ねぶたを配付するおもてなしボランティアを行ったことなど、たくさんの取組を行っております。

また、同校では、ボランティア活動に取り組んだ生徒に、全校集会、学年集会等において、ミニ賞状を送るとともに、学期末には、ボランティア活動認定証を授与することなどを通して、持続可能な社会の造り手の育成、生徒のウェルビーイングの向上に努めております。

なお、同校については、教育委員会が主催する、「夢・志・挑戦アワード～ボランティア部門」において、あおもりボランティアスピリット賞、スマイルあおもり賞を受賞しております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

随分多くの児童・生徒のボランティア活動、今聞いて、いやあ、すごい取組があるんだなと思って感心しました。もっと早くから知っていたら思ったりしているところでもあります。

私も、この新城地域で、いろんな地域の行事等に参加していますが、地域のために清掃したり、また、清掃もお寺とか、あるいは駅、そういったところも、生徒が率先して清掃活動をしてきております。

そういう姿を見ているおじいちゃん、おばあちゃんが、あれ、あそこの生徒どこへ行ったのかと。いやいやって、今日の金峰神社の清掃に参加しに来たと。ありゃ、学校で、勉強ばかり教えるんでなくて、清掃も教えるのか、という話になりました、いやあ、やっぱり、そういう、生活の中で、老人と子ども、そして若い人、そして私みたいなお年寄り、そういった方が一緒に生活していく中で、この大きな生活の中で、どうしたら、このようなボランティアを学校として、いかに多く知らしめ、そして地域とともにやっていけるのかと。私1人悩んだりして、ボランティア活動に取り組むことはとても意義あることだと考えております。

そこで御質疑いたします。ボランティア教育には、児童・生徒にとってどのような効果があるのかお知らせください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 ボランティア教育の効果についての再度の御質疑にお答えいたします。

新城川の清掃ボランティアに参加した生徒からは、地域をきれいにすることで、自分のまちがきれいになっているという喜びを感じることができた、地域の方々と一緒に行くボランティア活動は、まちをきれいにするし、みんなが笑顔にもなるので、とてもいい活動だと思った、1人でやると大変だったり、辛かったりすることも、みんなであれば楽しく、疲れより達成感を感じたなどの声が寄せられています。

また、市内全小・中学校の児童・生徒を対象としたアンケート調査では、昨年度、4月及び2月に行ったものを比較しますと、地域や社会をよくするために何かしてみたいかとの問いに対して、肯定的に答えた児童・生徒の割合は、年度初めの4月は、67.9%であったものが、翌2月には87.6%と、19.7ポイント増となっております。また、将来の夢・目標を持っているのかという、ウエルビーイングの向上に関する問いに対しては、肯定的に答えた児童・生徒の割合は、年度初めの4月は73.0%であったものが、翌2月は84.9%と、11.9ポイント増となっております。

教育委員会では、児童・生徒の感想やアンケート調査から、本市の児童・生徒がボランティア活動を通して地域の方に出会い、地域の方のために何かをし、賞賛されるといった経験をすることで、シビックプライドを醸成し、持続可能な社会の創り手としての資質・能力を身につけること、自らのウエルビーイングを向上させる

ことにおいて、大きな効果が得られたものと考えております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 児童・生徒が地域に飛び出して、ボランティア活動をする。地域の大人たちはそれを支援し、共に生活していくことで、一連のボランティア教育を進める中で、地域に関係性が生まれ、子どもも大人も元気になっていける、よい循環が生まれてくることを改めて感じました。

そこで、市内小・中学校におけるボランティア教育がさらに充実したものになるようお願い申し上げ、最後の質疑となりますが、ボランティア教育を推進するための教育委員会の取組についてお知らせください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 教育委員会の取組についての再度の御質疑にお答えします。

教育委員会では、シビックプライドを醸成し、持続可能な社会の創り手を育成すること、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図ることなどを目指したボランティア教育を推進するために、青森市学校教育指導の方針と重点に、ボランティア教育を掲げるとともに、1つには、児童・生徒が活動履歴を記入するためのボランティアカード及び児童・生徒の活動を称賛するための、認定証の様式を作成し、各校に配付したこと、2つに、青森市小・中学校長会、青森市PTA連合会と連携し、市内小・中学校が一斉にボランティア活動を行うあおもりボランティアDAYを設置したこと、3つに、児童・生徒が自らの夢を語ったり、自校のボランティア活動を紹介し合ったりする夢・志・挑戦ミーティングを設定したこと、4つに、児童・生徒の活動を励まし、称賛する機会を確保するための場として、表彰式、夢・志・挑戦アワードを設定したことなどを通して、学校におけるボランティア教育の推進を支援しております。

教育委員会といたしましては、本市の児童・生徒に、地域社会の担い手としての資質・能力を育成できるよう、また、児童・生徒のウェルビーイングの向上を図るため、ボランティア教育の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

今年も、8月17日土曜日に、新城まつりをやりたいという地域の声がありまして、新城まつりを実施するということになりました。早速、新城中学校、そして新城中央小学校に、吹奏楽の出演を打診したところ、いや、大変いいことでもありますんで、ぜひお願いします。ただ、中学校が、午後出演だと、ほかの別な、何かの演奏とかち合ってしまうので、大変申し訳ないんですが、午前中何とかありませんかというお話がありまして、本来であれば、午後からの新城まつりだったんですが、学校でもぜひお願いしたいということでもあるし、子どもたちの要望も強

い、そして、ぜひ、午前中からやりましょうということで、11時に新城中学校の吹奏楽部、そしてその後、新城中学校のほうで、ダンススクールをしている地域の何かこう、ボランティアみたいな活動もあるみたいで、そのほうも出演したいということで、そこが第1部。そして第2部として、12時50分から地域の平和台保育園に太鼓をたたいていただいてオープニングということで、新城まつりを開催。そんなときに言われたのが、いやいやって、新城中学校でもっとボランティアやってるんじゃないかって、いや、何ですかったら、いや、販売のほうのお手伝いもするし、会場の設営もボランティアでしたいというようなお話もあるよってということがありましたんで、早速、校長先生のほうに聞いたら、ボランティア活動は率先してやりたいということでありますっていうので、いやいや、先生って、あんまりその学校にあるからといって、要請しました、学校は学校で要請されたから無理してボランティアやりました、これだばうまくないですよ。生徒が率先して、私やりたいんですということであれば、そのボランティア活動にお願いしたい。そしたら、なんていうことはない。いやいや率先してボランティア活動に出ていますんで、こちらのほうから枠をかけて、全部ボランティアっていうのではありませんと。よって、生徒一人一人の気持ちを大事にしながら、そしてボランティア活動を勧めています。そういうことをお聞きしましたので、8月17日は新城まつりではありますが、下手をすれば、影の方で新城中学校新城まつりになるのではないのかなあと思いを伏せながら、楽しみにしております。

今後も地域、保護者、学校が一体となった、本市ボランティア教育がさらに充実、発展していくよう、各校への手厚い支援が継続されることを要望して、この項を終わります。ありがとうございました。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費の道路施設等管理事業についてお伺いいたします。

これから夏を迎えるに当たり、ねぶた祭をはじめとした魅力的な観光資源を求めて、多くの観光客が本市を訪れる時期となり、また、多くの市民が同じように、県内外へ出かけることと思えます。そうした交流の玄関口として、東北新幹線新青森駅開業に合わせ、駅前広場をはじめ、観光情報センターや、駅西口及び南口に駐車場が整備され、利便性の向上が図られてきたところでもあります。観光客の中には、新青森駅東口駅前広場からタクシーやバスを利用して、市内外へ移動されることも多いことと聞いております。

そこでお伺いいたしますが、新青森駅東口駅前広場に配置されているタクシープール及び、タクシーバスプールの運営体制をお知らせください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木戸委員からの新青森駅東口駅前広場についての御質疑にお答えをいたします。

新青森駅の周辺整備に当たりましては、交通手段ごとの乗降場所を明確に区分す

ることとしまして、警察、バス協会、タクシー協会等の関係機関との協議により、利用者の混乱や交通事故防止の観点から、東口駅前広場のタクシー乗り場とバス乗り場を分離し、平成 22 年に整備いたしました。

新青森駅東口駅前広場内には、駅東口正面にシンボルツリー及びモニュメントを配置しているほか、広場北側にタクシープール、南側にバスプールを配置しております。また、それぞれ別の車両動線とするため、タクシープールへの進入路は広場の東側、バスプールへの進入路は広場の南側に設置し、区分しております。

これらの施設の運営につきましては、タクシープールは青森市タクシー協会、バスプールは青森県バス協会がそれぞれ担当しております。

○里村誠悦委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

各運営体制については、それぞれ交通手段ごとに明確に区分されているということで、利用者の混乱や交通事故の防止の観点から、非常に重要なことと思いますが、先日、私が友人、要するに車椅子まではいかないんですがつえをついて、歩行が少し困難な介護が必要な方ではありますが、函館に 1 泊旅行に行きたい。え、どうしてって、あなた体調悪いのに無理してもいけないんじゃないかということで、私としては、交通手段の乗り降りが大変、よって、行かないほうがいいのではないかという内心がありましたけれども、その奥様に言わせると、いやいやうちの主人、黙ってうちにいれば悪くなってばかりいるんで、どっかに連れて行って、一緒に見てきてくることによって元気もつくし、いいのではないかということで、分かりましたということで、私もじゃあ同伴しますということで、同伴させていただきました。

行くときは、行きはよいよい帰りは怖いというわけじゃないんですが、帰りがやっぱりだんだん疲れてきたもんですから、顔色もあんまり良くないなという感じで、新青森駅に着いたときに、いや、顔色あんまりよくないし、大丈夫かなと思いつつ、それで、新幹線から降りて、新青森駅のエレベーターを使い、そしてエレベーターを降りてきて、右側を見たらバスプールがあるんです。左に行かないとタクシーが捕まらないと。タクシーも予約して待機していました。その待機場所は、新青森駅の、それこそ南口って言うんですか、駐車場と新青森駅の庁舎というか駅舎の間のところに待機してました。

いやあ、ここまで歩いてくるんじゃ大変だなと思いつつ、すぐさま走って行って、タクシーをお願いして、いや、ごめん、ちょっと足の悪い人いるんで、申し訳ないんですが、ちょっと迂回して、こっから出て、迂回して中のほうにお願いしますって言って、バスプールのほうに入ってもらうように要請しました。そしたら、運転手の方が、いやいや、ここお客さん、タクシー入れないんですって言われて、えっ、タクシー入れないのと言ったら、いや、ここはバス専用ですから、タクシーは入れませんと。いやあ、ちょっと足悪い人いるんでと言ったら、いや、足悪くても何が悪くても、入れないものは入れないと、そう言われました。いやいやいやと思いつ

つ、じゃあ分かりましたということで、その場は終わりましたけれども、後で考えてみたところ、エレベーターから降りて、右側を見たときに、今言ったバスプールがあります、その一角っていうか、その一部のところに、その障害者用のタクシーの待機場所、タクシー1台分、約6メートルぐらいの長さ、それで2メートル50センチメートルぐらいの幅でマスをつくっていただければ、いや、大変いいんじゃないのかなと思いつつ、自分で歩いてみました。

エレベーターから降りて、右側のバスプールに歩いて、32歩で着きました。ところが、従来のタクシーの障害者の待機場所、さっき言った駐車場と駅舎の間のところ、そこまでは歩いて私の歩幅で135歩ありました。よって、ちょっと足の不自由な方——私、大体70センチメートルぐらいの歩幅で歩くんですが、その方は30センチメートルか35センチメートルぐらいの歩幅で歩いています。よって、いやあ、顔色も悪いのに、これまた無理してあそこまで行くっていう、これ何とかなんないものかなと思いつつ、今日の質疑でありました。

事故防止のための区分け、そういったことは大事でもありますが、先ほど言いましたとおり、車椅子も、電動車椅子使っている人、それと自力で車椅子を動かす人、介護がついて動かす人、そして、少しでも歩いて、私、あまり車椅子さ乗りたくない、何だか障害者みたいだから嫌だと思って自力で少しずつでも歩いている人、そういう方がおられるということを念頭に置いて、これから高齢化社会になっていきますんで、ぜひ事あって、改築やら、今後、こういうふうにしたらいいのではないかということがありましたら、エレベーター近くからタクシーに乗れるような距離で、そういったものをつくっていただければ大変ありがたいということで、要望して私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○里村誠悦委員長 次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。

早速、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費に関連して、市文化財についてから質疑していきたいと思えます。市文化財の中で、天然記念物に指定されている黒松についてです。

昨年9月議会の決算特別委員会で、市文化財の中の、この六枚橋にある黒松について質疑いたしました。その後も、市民から声が寄せられております。

そこで、まず現在のこの黒松の状況についてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 赤平委員の黒松の現在の状況についての御質疑にお答えいたします。

六枚橋地区の国道280号沿いにある黒松は、昭和42年6月、市指定文化財の天然記念物に指定されたものであります。

黒松は、直近では、令和3年4月に剪定が行われておりますが、その後、全体的

に枝葉が少なくなったことから、教育委員会では、令和5年度に樹木医に診断していただいたところであります。

その後も、黒松の経過観察を継続しており、現在は国道側の枝葉が枯れた状態となっているものの、海手側の枝葉については、着実に増えている状況を確認しております。

なお、当該黒松につきましては、本年6月29日、青森県樹木医会に所属いたします樹木医複数名が研修会を兼ねた視察をする予定となっており、文化遺産課職員もその場に立ち会い、黒松の現状について意見を伺いたいと考えております。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私もこの黒松を先日見てきました。

今、答弁にもありましたように、国道側のほうはもう、枝葉が全くない状況で、もう素人目からしても枯れているということは分かります。

一方で、海側のほうも枝葉は確かにあるんですけども、ただ、あの辺はいろいろな松が生えていますから、そういった松と比べるとやっぱり樹勢としては勢いがないうふうにも思いますし、樹齢400年と言われている合浦公園の松と比べても、やはりその差は一目瞭然かなというふうな状況であるというふうに思います。

それで、前回の9月の決算特別委員会で質疑したときに、私と直接的に血筋のつながりはこの黒松に関してはありませんよという話をしたんですけども、ただやっぱり同じ名字というか、同姓ということもありまして、私の元にも引き続き、つながりがあると思って連絡しましたと言って、先ほども紹介ありました樹木医の方から連絡がありました。

その方は、やはりこの立派な黒松が大変痛々しい状況になっていて、本当に心配しているということをおっしゃってございました。また、市文化財の中でも、天然記念物があるこうした樹木の管理の仕方についても、やはり不安な声を寄せております。

そこで、まずお聞きしますが、この市文化財の中で、樹木が指定解除となった例があるのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 樹木の指定解除についての再度の御質疑にお答えいたします。

市の文化財に指定された樹木のうち、指定解除となった事例は2件あり、1つは、細越地区にあった五葉の松が枯死したことにより、昭和54年7月23日に指定解除。

もう1件は、小橋地区にあった小橋の一本杉が火災を原因とする倒木により、平成13年11月16日に指定解除となっております。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 これまで2件あるということでした。

特に、小橋の一本杉については聞き取りの際にお伺いしたら、雷に打たれて、火

災に遭ってしまったということで、いわば自然的な事故によって指定解除と、結果としてはなくなってしまったということです。

ただ一方で、今言っている黒松については、前回の答弁、今回の答弁も基に振り返りますと、今から60年近く前の1967年に、指定文化財の天然記念物に指定され、管理については、所有者が県外在住で管理が難しいということから、2009年に地元の黒松を守る会が指定管理団体に指定されているということです。

それで最近では、2021年4月に剪定や間引きが行われたということですが、それまでは長期間にわたって剪定が行われていなかったということを前回の答弁ではお聞きしております。

この管理団体も高齢化等で管理も大変な状況にあるということも聞き及んでいますが、2021年4月以前には長期にわたって剪定が行われていなかったと。

この期間について、どれくらい手が加わっていなかったのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 剪定の実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

黒松の剪定につきましては、平成2年度と平成8年度に剪定を行っております。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 かなり長期だということです。やはり専門的な知識や技術がないと、こうした剪定なんかも大変じゃないかなというふうに思うわけです。

現在の管理団体についても、高齢によって様々御苦労されているということです。

この黒松については、2021年に剪定されて、その後、昨年になって元気がなくなっているということの現状を確認した上で、この樹木医に診断をしてもらったということでした、これまでの流れは。

私が思うのは、そうなる前に、市からも相談待ちとせず積極的に関わっていくことも必要ではないかというふうに思うんです。樹木医の方は、もっと積極的に診断をさせてほしいということもおっしゃってございました。

静岡県浜松市では、「天然記念物の所有者のための手引き」というものを作成しております。

その中には、補助制度及び保存支援体制についてとして、文化財の保存に関する補助や樹木医による診断など、浜松市から支援できる制度があります、まずは担当課に御相談くださいといった記載もありました。

高齢化も進む中で文化財の中でもこうした天然記念物の管理については、やはり同じように管理に悩める場合もあると思います。こうした手引などを作って、所有者に対してまずは相談くださいと、市として待っている姿勢ではなくて、もっと連携を強めていくといったことも必要ではないかと思っておりますけれども、市の見解をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 所有者や管理団体への働きかけについての再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、これまでも所有者または管理団体に適切な管理をしていただけるよう働きかけを行い、連携しながら説明板の設置や再塗装、枯れ枝の運搬、処分を行ってきたところであります。

当該文化財の管理団体——黒松を守る会につきましても、会の構成員が高齢となっていることから、昨年度、六枚橋町会に管理に関する協力を働きかけ、現在は黒松の好適な生育環境を維持するため、同町会により下草刈りの支援が行われているところであります。

教育委員会といたしましては、今後も様々な機会を捉えて、所有者や管理団体と相談しながら、保護活動に協力してまいります。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ぜひ、樹木医の方自身から、そうした積極的にせっかくこうした貴重な樹木が市内にはあるのだから、診断させてほしいと、積極的にさせてほしいというふうにおっしゃっていることを、ぜひ市としても受けとめていただきたいというふうに思います。

浜松市の手引の冒頭には、指定文化財は次世代に継承していく大切な財産ですという記載がありました。

先ほども答弁がありましたけれども、今月末には樹木医の有志の方々が黒松を診に行くということも伺っております。

半分枯れてしまっていて、葉っぱが生えてるほうも、素人目からすると、元気がない状況なのかなというふうにも思いますし、私が話した樹木医の方も、樹齢がそもそも500年ですので、これから勢いがさらに増していくかどうか、何とも言いえないということもおっしゃっていましたが、市としてもできる限りの手だてを取って、少しでも長く、この黒松が生きていくように、講じてほしいなというふうに要望してこの項は終わります。

次に10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費、学校のけがの対応について質疑します。

小・中学校における子どものけがについて、市はスポーツ振興センター共済給付制度の掛金を負担しておりますけれども、この制度の取扱いと過去3年間の給付実績についてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 赤平委員の災害共済給付制度と給付実績についての御質疑にお答えします。

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと、学校等の設置者との契約により、学校の管理下における児童・生徒の負傷、疾病、障害または死亡等の災害に対して、災害共済給付が行われるものであり、その経費は、国、学校

の設置者及び保護者の3者で負担する互助共済制度であります。

給付対象は、学校の管理下で生じた負傷等のうち、内閣府令で定められたものであり、医療保険各法に基づく療養に要する費用の額が、1つの災害につき500点以上のものについて医療費が支給され、給付金額は、保険診療の医療費総額の3割の額に、療養に伴って要する費用1割を加算した額となっております。

児童・生徒が、学校の管理下において負傷し受診した場合は、学校を通じて当該センターに災害共済給付の請求を行い、審査後に、保護者へ保険診療の医療費総額の4割の額が支給されることとなります。

本市における当該センターの給付件数及び支給額につきましては、令和3年度は、小学校495件、中学校723件、計1218件で471万2788円、令和4年度は、小学校463件、中学校804件、計1267件で449万2750円、令和5年度は、小学校489件、中学校752件で計1241件で、317万9541円となっております。

以上です。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 学校でのけがについて、このスポーツ振興センター災害共済給付制度を実施して、最近だと令和5年度では1241件の実績があるということでした。

それで、他の自治体の中でですけれども、他の自治体を見てみると、この自治体独自で——本市も実施してますけれども、医療費助成制度を実施しています。

これとの関係で、この医療費助成制度を使わずに、このスポーツ振興センター共済給付制度を使う際には、現金で支払ってくださいというふうな取扱いをしている自治体がありますけれども、あるいは医療費助成制度はそもそも使えませんというふうなことを、ホームページで載せている自治体もありましたけれども、本市の取扱いについてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 本市の取扱いについての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、児童・生徒が独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入する際、給付の対象となる学校管理下のけが等の事故について、その範囲や給付金の請求方法等を、毎年度、保護者に対して通知しております。

その上で、各学校でけが等の事故が発生した場合には、災害共済給付制度の対象になることについて、その都度、学校が保護者に対して活用するよう働きかけております。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 本市としては、この医療費助成制度を使うなということも言っているわけではないということだと思いますけれども、この共済給付金について、給付される条件、先ほども紹介させてもらいましたけれども様々あるようですが、学校でけがなどをした場合に、日本スポーツ振興センターから医療費総額の4割が支

給される、この4割の考え方なんですけれども、保険が当然適用になるもので、実費で保護者が支払った場合は、その医療保険の自己負担分3割とプラス、お見舞金1割ということの額で、4割が支給されるというものです。

ただ一方で、医療費助成を使った場合どうなのかということなんですが、見舞金1割は後ほど、このスポーツ振興センターから給付されるということですが、この3割の分については、医療費助成を使った場合、自治体が負担するという事になると思うので、このスポーツ振興センターから、自治体に対して給付があるということはあるのかどうか、お示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 自治体に対して、スポーツ振興センターから、何かしらの補助があるのかという、再度の御質疑にお答えいたします。

医療費助成に伴って自己負担した場合のその3割の考え方ですが、日本スポーツ振興センターのほうからそれが来るということになってはおりません。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 なので、自治体の中には、自治体の負担削減のために、現金で払ってくださいというふうなアナウンスをしているところがあるということです。

他の自治体の中には、学校でけがをして治療を受けた場合、医療費助成制度は使わずにまずは現金でお支払いくださいということを徹底しています。中には、わざわざ自治体で行っている医療費助成制度の財政負担を軽減するための御理解・御協力をお願いしますと記載している自治体もありました。

まず学校でけがをした場合、この共済を使えば医療費の1割ですがお見舞金が出ますが、果たしてそれがどれぐらい保護者に周知されているかということがまず1つあると思います。

例えば、他の自治体では、学校でのけがというふうに、例えばネットで打てば、この共済の案内がもうずっと出てきますけれども、青森市と入れても、青森市のこの学校でのけがというものの独自のホームページの項目っていうのは出てくるわけではなかったです。そうした周知の見直しというものをまずやってほしいということです。

それからもう1つ大事なのが、年間1000件を超える共済給付金——使っているということなんですけれども、医療費助成制度を使ったらその医療費の3割分を市が負担しているということです。実費で負担した場合は、市の手間はそうしたものはなくなるということなんですけれども、ただこの共済から医療費プラス見舞金が支給されるまでの、多少の時間的なラグが発生することにもなります。なので、この自己負担分、一時的に保護者が自己負担分を負担しなければいけない、あるいはこのラグが発生するといったこともあるので、この部分はやっぱりどう考えるかということもあると思いますけれども、この解決策として、市はこの共済掛金を令和4年度決算では約1700万円負担している側としても、せっかく医療費助成制度を

実施している中で、保護者が負担した場合は3割分返ってくるけれども、自治体が負担した場合は返ってこない。こうした扱いについても、全国で医療費助成制度というのは広がっているわけですので見直しをしてくださいというふうに求めて、改善をするということが一番の解決策だというふうに思います。これは要望をしておきたいと思いますので、ぜひそうした改善を求めていただきたいと思いますというふうに思います。

次に3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費に関連して、タクシー移送サービス利用券について質疑します。

障害がある方の外出の手助けとなるのがこの制度ですが、現在年間で36枚、1枚当たり550円という券について、1回の乗車で1枚しか使えないというふうな取扱いにしていますけれどもその理由についてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 赤平委員からのタクシー移送サービス券についての御質疑にお答えします。

青森市重度障害者福祉タクシー・移送サービス利用券交付事業は、外出困難な重度の障害のある方を対象として、市内のタクシー等及び青森市障害者移送サービスを利用する際に、その費用の一部を助成する利用券を交付しているものです。

具体的には、在宅の身体障害者手帳1級、愛護手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級の方々に、申請により助成額550円の利用券を、要件に該当となった月により最大36枚交付しています。

1枚の利用に限定している理由についてであります。本事業の趣旨は、タクシー料金及び移送サービスに係る費用の一部を助成することにより、重度の障害のある方の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るものであり、この趣旨を踏まえ、1回の乗車につき1枚としています。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 健康福祉要覧を見れば、2022年度の実績で、タクシー移送サービス利用券の交付人数は1582人となっております。利用されている方は、結構いらっしゃるんだなという印象です。また、福祉ガイドブックを見れば、この券の説明について今答弁にもありましたとおり、外出困難な方の生活圏の拡大及び社会参加の推進を図るために、タクシー移送料金または自家用車の燃料代を助成しますというふうにあります。

市として、病院への通院とかとして、助成しているのかなというふうに私は思っていたんですけれども、というよりは、この生活圏の拡大、社会参加の推進ということを強調しているということです。

では、もう1つお聞きしますけれども、この36枚の券について、1回につき1枚だけしか使えないのでは、とても1年間で使い切れずにもったいないといった声も寄せられておりますけれども、この36枚の券を使い切る割合、もし把握しておりま

したら、お示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

36枚の券を使い切る割合については、資料上持っておりません。ただし、移送サービスの利用券の利用実績とすれば、令和5年度は交付枚数5万3648枚中、利用枚数は3万2373枚で60.3%になっております。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 交付した枚数のうち、60%ほどが使われているということですので、誰がどれぐらい使っているかというのは別としても、大体4割ぐらいは使い切れていない。全部の数でいうと使い切れていないということでした。

この問題については、以前、館田瑠美子元市議も質疑しております。2013年の時点でも、多くの自治体が複数枚の利用を可能にしているということを当時、館田元市議は訴えておりました。

現在、多くの自治体ではこの券は福祉タクシー券という名称となっておりますけれども、「福祉タクシー券 枚数」ということで調べるだけでも相当な自治体が、1回につき複数枚の利用を可能としております。また、2014年にも、弘前大学病院に通院する市民の声として、1回に使える助成料金を、当時は520円でしたけれども、これを1000円とか3000円とかの券も混ぜてほしい——当然、弘前大学病院に通うのは、お金も距離もありますから——訴える声が上がっています。

複数枚の利用を可能とするべきではないかと思っておりますけれども、市の見解をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

複数枚の利用についてであります。本事業は先ほどの答弁と同じになりますが、タクシー料金及び移送サービスに係る費用の一部を助成することによって、重度の障害のある方の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るものであります。

この趣旨を踏まえ、利用に当たっては1回の乗車につき1枚としていることから、複数枚の理由については現段階では考えておりません。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 タクシー料金は、障害者はそもそもタクシー会社で1割引とは言っても、最近だけでも2020年、2023年と実質的な値上げがされております。

1回の乗車につき1枚しか使えないとなると、結局実費負担が増えるわけです。この見直しを図らない理由が、私はよく分からないんです。複数枚使えることを導入しないということが、よく理由が納得できなくて、そもそも、例えば、使える枚数を増やしたからといって、財政負担が増えるわけではないわけです。使い切れない人も現状としていらっしゃる。

そうしたニーズに応えないという姿勢がよく分からないということなんですけれ

ども、先ほど来、答弁でおっしゃっている、タクシー料金及び移送サービスに係る費用の一部を助成することによって重度の障害のある方の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図る、この趣旨を踏まえ利用に当たっては1回の乗車につき1枚としている。

逆に言うと、利用枚数を増やせば、この生活行動範囲の拡大、社会参加の推進につながるという、そういう認識はないということなんでしょうか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

当該制度は、1回のもとの36回というのがセットで組み合わさっております。また、自家用車給油券との選択制にもなっています。さらに申し上げますと、当該制度は昭和56年度から実施されてますが、その間に障害福祉サービスについては障害者総合支援法に基づく移動支援のための障害福祉サービス等が整備されてきております。

そういったことを踏まえれば、この事業については、その1回の金額と36枚のセット、さらに、自家用車給油券との選択性といったことを考えていくと、これについては今までどおりの支援制度、いわゆる社会参加のきっかけとして我々が支援しているということで、今のところ考えてないと申し上げたところです。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 何かよく分かりません。

この制度を振り返ってみると、2015年までは、そもそも年間48枚でした。1枚当たりの単価が520円でした。1人当たり年間48枚全部使い切るとすると、2万4960円という計算になります。

2016年から現在のこの年36枚、1枚当たり550円というふうになりました。これを1人当たり使い切った場合、計算すると、1万9800円と。大体5000円ぐらい、サービスとしては、内容としては引き下がったということです。

ただし、交付件数で見ると、2015年の時点では2071人で、先ほども紹介したように2022年度時点では1582人という状況がまず1つあります。それから、先ほども言ったように、タクシー料金は、そもそも実質的な値上がりがされています。給油代にしたって、昨今の燃料費の高騰によって上がっているわけです。

この制度そのものも、昭和――何年でしたっけ、から導入されて、絶えず見直しを行ってきているんです、よくも悪くもですけども。そういった見直しを、当時、社会環境の変化に応じて見直しを行ってきたという答弁が確かあったと思いますけれども、そうであれば、やはり社会進出、もっとどうぞと促していくためにも、見直しはすればいいというふうに思うわけです。

何も予算が余分にかかるというふうな話でもないわけですし、せっかく交付しているものが約60%しか使われていないということを考えれば、やはりそれは、みんな使ってもらえるような柔軟な体制を作っていくというのは当たり前の話ではないか

なというふうに思うわけです。

何よりも利用者自身からもっと使い勝手をよくしてほしいという声が、実際にあるので、そこはぜひ受け止めていただきたいなというふうに思います。

これは引き続き訴え続けていきたいというふうに思います。

最後に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、流・融雪溝について質疑します。流雪溝の管理費の考え方についてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 赤平委員の流・融雪溝の管理運営費の考え方についての御質疑にお答えをいたします。

流雪溝の管理運営は、地元の流雪溝管理組合と本市とで協定を締結し、役割分担をしております。それぞれの役割としましては、施設の破損及び故障等に伴う大規模な修繕等は本市が行い、軽微な補修や日常の管理運営は地元の管理組合が行うこととなっております。

組合が負担する管理運営費は、ポンプの運転に係る電気料金や軽微な補修、そして清掃や点検などの日常管理を行う際の手当のほか、日常管理を外部委託する場合は委託費用などがあり、これらの経費を基に管理組合が組合費として設定しているものと認識しております。

以上です。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 これまで電気代が高騰しておりました。これに対して政府が補助金を出してきましたが、いよいよ6月で終了ということになり、7月分の電気料金から、値上がりするということも報じられております。これは流雪溝を管理する組合も大変頭を悩ませているということで、私の元にもその声が届いております。

私が聞いたところでは、大体40万円ほどの負担が増えるのではないかということを試算しておりましたけれども、それをその組合の加入世帯、大体250世帯ほどということですので単純に割れば、1600円ほどの組合費を引き上げなければならなくなると。ただ、例えば稼働時間を短くするとか、繰越金をうまく活用するとかそういった、様々工夫をしながら何とかしのごうということも言っておりますけれども、ただ、そういったことだっただけでいずれ限界が来るというふうに思います。

こうした状況に対しての市の見解についてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

流雪溝は市内全域が整備可能というわけではなく、水源や流末等の諸条件が整っている地域に限定して整備されております。

このため本市では、市民の不公平感の解消と市民と行政のパートナーシップによる雪対策の推進という観点から、施設の整備は本市が行い、管理運営に係る費用については、地元住民による自主管理と受益者負担を原則としているため、流雪溝の

運営に要する電力等の経費については、本市が補助することは、現時点では考えていないものであります。

以上です。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 あくまで受益者負担ということです。ただ組合費の引上げ以外の方法が尽きれば、やがては引上げをせざるを得ない状況にまずあるということ。それから、そうなった場合に、どんどんどんこの先、例えば、そうやって電気代がもっと上がるかもしれない。あるいは、今、人口減少ということもある中で、一人一人の負担が相対的にも増えていくということも考えられるわけです。燃料代も上がっている。そういったことを考えていけば、幾ら受益者負担と言っても、今度は、果たしてその負担の公平性という観点でどうなのか。流雪溝があることで、受ける益に比べて負担がどんどんどん膨れていくということも出てくるのではないかなということも思います。そうした受益との関係での限度というものも出てくる可能性もあると。

なので、ぜひそういったことは考慮していただきたいというふうに思いますけれども、まずは市として、この電気代が上がることもあるのだから、状況を把握するといったことをすればいいと思いますけれども、市の見解をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

市内の各流雪溝管理組合の組合費につきましては、本市への報告義務はないものの、運営等の相談を受けるなどした際には、組合費の聞き取りを行い、状況を把握しているところであります。

以上です。

○里村誠悦委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 実際、本当にこの電気代が上がりますよという報道がされてから、かなり頭を抱えてるというふうに思います。どうやってこれから運営していこうかということに頭を悩ませている組合もあると思います。それから、そもそも管理の仕方についてもこの間、様々問題としても上がっているわけですので、ぜひこれまでのやり方に固執せず、管理組合の相談にもよく乗って、そうした柔軟な対応等も将来的には検討していただきたいということを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○里村誠悦委員長 次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブの竹山美虎でございます。

早速、質疑に入ってまいります。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策事業について伺いたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の、今定例会における補正内容について示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 竹山委員の新型コロナワクチン接種の補正内容についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業に係る本補正予算、6億5922万7000円は全額が新型コロナワクチン接種に係るものとなっております。財源ですが、国の助成金が4億977万9000円、一般財源が2億4944万8000円となっております。

本年度の接種の位置づけであります。新型コロナワクチンにつきましては、国において令和6年度からは、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施し、対象者及び体制等につきましては、これまで実施している高齢者向けインフルエンザと同様とする方針が示されております。

対象者につきましては、65歳以上の高齢者のほか、60歳から64歳までの方のうち、一定の基礎疾患を有する重症化リスクの高い方、具体的には身体障害者手帳所持者で内部障害1級に該当する方となっております。

次に、接種期間及び回数につきましては、多くの方がコロナウイルスに対する免疫を保有していること、ワクチンの重症化予防効果1年以上、一定程度持続すること、主に年末年始に感染拡大傾向が見られること等も考慮し、原則年1回、秋冬に接種することとし、開始日や使用するワクチン等については、別途国から示されることとなっております。

接種費用についてであります。本市では、国から示されたワクチン接種費用額であります1万5300円、これから、国の助成金8300円を除き、標準的な接種費用である1回当たり7000円に対して、さらに、当該助成金の半分程度であります4000円を、本市独自の軽減策として講じ、自己負担金3000円で接種できるものとしております。なお、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方は自己負担金を無料とすることとしております。

今般、本定例会において、接種に必要となる所要額を補正予算案に計上し、御審議いただいているところです。

○里村誠悦委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。

今回の補正、6億5922万7000円は、全額ワクチン接種に係るものと。今年度からは、重症者を減らすことを目的として、高齢者向けのインフルエンザと同様にすると。対象者は、65歳以上の高齢者、それから60歳から64歳までの基礎疾患を有する重症化リスクの高い方。原則年1回、秋冬に接種すると。接種費用1万5300円から、国の助成金8300円を引いて、1回当たり7000円の負担額になるけれども、市独自の軽減策4000円を引いて、実質の自己負担は3000円で接種できるという中身でありました。また、生活保護受給者、市民税非課税世帯の方は、自己負担金なしということでした。

そこで、再質疑いたします。今言われた補正予算の中身について、その周知方法と手続、これについて教えてください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。周知方法と手続についてということであります。

令和6年度の新型コロナワクチン接種につきましては、国において高齢者向けインフルエンザと同様とする方針が示されております。このことから、昨年度までのように対象者全員に接種券を郵送するというのではなく、接種を希望される方は、直接、実施医療機関で接種を受けていただくこととなります。また、自己負担金が無料となる方の手続につきましては、実施医療機関の窓口へ生活保護受給や非課税世帯を確認できる書類、これを御提示いただくか、書類の提示ができない場合には、事前に青森市保健所感染症対策課または浪岡振興部健康福祉課に申請することで、無料の予診票を発行し、当該予診票を実施医療機関の窓口へ提示していただくということを予定しております。

今後につきましてはですが、国から接種開始時期等を示され次第、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載、また、実施医療機関等への周知用ポスターの配布などを行う予定としております。

今後とも、青森市医師会をはじめとした関係機関と連携しながら周知を図ってまいります。

以上です。

○里村誠悦委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 これまでのように、対象者全員に予診票というか、用紙を郵送するのではなくて、直接、対象者が実施医療機関に予約をするという。その上で、接種を受けてもらうということでした。それから、自己負担金が無料となる方については、医療機関の窓口を確認書類の提示をするか、あるいは事前に役所の担当課に申請をすると。今後、国から接種開始時期等が示されたら、広報あるいはホームページに掲載する、医療機関に周知用ポスターを配布するという答弁でありました。

これから、国から接種開始時期が示されると。すぐ7月です。秋冬の実施ということになると、すごいタイトな期間になります。それで、さっき言ったように、高齢者の方ね、いや、役所から書類届いたら行くかっていう人結構いるんです、いろんな人から話を聞いても。ちょっと、混乱しないように、期間が大変短いので、この辺の、直接自分たちがやるんですよということを、しっかりその周知・PRしてほしいと。本当に、昨日、一昨日、高齢者の人たち、ちょっと集まりあって、いや、今年、自己負担が結構あるみたいだけれどもという話をされて、中身を一応説明しました。それで、今回の補正予算が通れば、実質3000円でできるから、しっかり接種してねという話をしましたけれども、ほとんどの人は、市から書類が送られてくるって思ってます。ぜひこれまでと違うんだというところを、その手続について分

かりやすく、今までと違うよということがしっかり分かるように、工夫して、周知していただきたいと要望してこの項を終わります。

2点目。道路整備事業について伺います。

今定例会の補正予算の中身について示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 竹山委員の道路整備事業についての御質疑にお答えをいたします。

本市が管理している市道の延長は約 1900 キロメートルあり、整備されてから相当の年数が経過している箇所が多く、それに伴い、道路の舗装についても老朽化が進んでいるため、毎年、町会・町内会及び市民の皆様から補修等の要望が寄せられております。

道路整備事業は、老朽化した側溝の改修等のほか、常温合材による穴埋めや、加熱合材による部分舗装では対応し切れない箇所について、必要に応じて路盤材を置き換えるなどの処理を行った上で、部分的に舗装の修繕を行う等の事業であります。

今年は例年よりも雪解けが早く、道路補修工事の早期着工が可能となることに加えまして、補修が必要な破損状況が著しい箇所が多かったことから、当該道路の補修等に要する予算額を計上し、本定例会におきまして御審議をいただいているものであります。

以上です。

○里村誠悦委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

毎年やっている事業だけれども、今年は雪解けが早く、早期着工が可能なところがあり、破損状況が著しいところも多かったという答弁でありました。

それでは、この道路整備事業について、昨年、令和5年4月末時点と、今年、令和6年4月末時点でのそれぞれの予算執行状況について教えてください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

道路整備事業の令和5年4月末時点及び令和6年4月末時点でのそれぞれの予算執行状況につきましては、令和5年4月末時点では、予算額1億7700万円に対し、執行率は約46%、令和6年4月末時点では、予算額1億7700万円に対し、執行率は約60%となっております。

○里村誠悦委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

予算額は、昨年と一緒、1億7700万円と。昨年は4月末時点で約46%、今年は約60%だと。これ単純に1億7700万円に乗じてということでもいいんですね。昨年は8142万円、今年は1億620万円使っていると。まだあっちこっち陥没しているところが見受けられますから、今年もしっかりやってください。それと、この道路整備

事業とはちょっと違う項目になるのかもしれませんがけれども、毎年補修してますよね。ところがね、もう年々、今でも老朽化してるんだから、年々ひどくなっていくんです。なので、事業の項目は違うかもしれませんが、抜本的な対策を、やっぱり、していかないといけない場所っていうのは、結構出てきてると思う。それも計画的にやっていただくように、お願いして終わります。

○**里村誠悦委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時からといたします。

午前 11 時 57 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○**里村誠悦委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、工藤夕介委員。

○**工藤夕介委員** 公明党、工藤夕介でございます。

10 款教育費 1 項教育総務費 1 目事務局費、デジタルを活用した教員の負担軽減の取組について質疑いたします。

最初の質疑であります。学校の先生方の業務多忙による長時間労働が問題となっているところであります。文部科学省が 2022 年度に行った調査では、中学校教諭の平日 1 日当たりの勤務時間、在校時間が 11 時間 1 分と長時間労働が続いている実情が浮き出たところであります。

そうした中、教員の負担軽減策の一つとして、情報通信技術、いわゆる ICT を活用した業務のデジタル化を進める自治体が増えているところであります。

このたび、新たに、本市におかれまして、中学校への自動採点システムの導入が取組として挙げられていましたが、そこで質疑いたします。本市での新たな取組として、自動採点システムを導入する理由につきましてお示してください。

○**里村誠悦委員長** 答弁を求めます。教育長。

○**工藤裕司教育長** 工藤夕介委員のデジタルを活用した教員の負担軽減の取組についての御質疑にお答えいたします。

県におきましては、学校が自発的、主体的に教育改革を進めるため、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間において、公立学校における教育改革支援事業を創設し、学校における働き方改革を推進するための環境整備を行うこととしております。

これを受け、本市におきましては、中学校教員が学習評価のために使用するテスト等の採点・集計にかかる所要時間の削減を図るための自動採点システムの導入、時間外における教職員の電話対応の負担軽減を図るための留守番電話装置の設置、

1人1台端末と連動した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を効率的、効果的に実現するための大型提示装置等の導入といった環境整備に取り組むこととし、本定例会に補正予算を提出し、御審議をいただいております。

県からは、本事業の例示として、統合型校務支援システムの導入について示されたところではありますが、本市におきましては、平成30年度に導入済みであり、教職員の負担軽減に大きくつながっているところでもあります。このことから、今般は、中学校教員の採点業務の負担軽減を図るための自動採点システム等を導入することとしたものであります。

導入を予定している自動採点システムとは、生徒個々の答案用紙をスキャナで取り込んでデジタル化し、コンピューターを用いて正誤判定、採点、集計、分析等を行うものとなっております。

教育委員会では、自動採点システムを全中学校の教員に配備されております校務用のパソコンにインストールし、定期テストや単元テストなどの採点業務に活用することとしております。なお、新システムの導入に当たっては、教員が円滑に活用できるよう、操作演習の講習会の実施についても予定しております。

次に、学校と保護者との連絡方法についての御質疑にお答えいたします。

県の事業では、学校と保護者との連絡手段のデジタル化について例示されておりますが、本市におきましては、既に令和2年1月から、連絡手段のデジタル化を推進しており、保護者が朝の多忙な時間帯に時間と場所を選ばずに連絡できること、教職員が保護者からの急を要する連絡や相談等に余裕を持って対応できることなどの利点から、現在、全ての小・中学校で連絡アプリを導入し、保護者との連絡に活用しております。

このことから、今般は、小・中学校における留守番電話装置を導入することとしたものであります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

自動採点システムの導入理由につきまして、初めにお示しをいただきました。

他都市の事例となりますが、岡山県では、2023年度から全ての県立中学・高校でデジタル採点システムを取り入れているとのことであります。これは、生徒が記入した紙の解答用紙を複合機などでスキャンをし、そのデータと事前登録した模範解答を人工知能、いわゆるAIが照合し、記号など1文字程度の回答であれば自動で採点、記述式の場合では、設問ごとに生徒の回答がパソコンなどの端末画面上に一覧で表示がされ、そこに先生方が丸などをつけていくという手順であります。さらには、得点や正答率も自動で算出されるものであります。

このシステムの導入により、従前、紙の答案用紙の採点に平均で約8時間かかっていた定期考査1回分の採点時間が約4時間に半減し、効果が出ているとのことで

ありました。

また、北海道北広島市でも、今年度からデジタル採点システムを市内全ての公立中学校で導入され、教員、先生方の業務軽減に役立てられているとのことであります。

次に、お尋ねをいたします。この自動採点システムの導入により期待されています効果についてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 自動採点システムの効果についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の中学校における定期テストは年間6回程度実施されておりまして、1人の教員が1回の定期テストの採点に係る業務時間は1学級当たり採点、集計、事後処理等で合計1時間30分程度となっており、教員1人当たりの採点業務に係る時間は約6時間となっております。

今般、自動採点システムを導入することにより、1回の定期テストにつき、採点業務の時間が約2分の1から3分の1程度削減されますことから、1回のテストで約三、四時間、年間で約18時間から24時間の軽減につながるものと考えております。

このほかにも、単元ごとなど、各種テストにも活用できますことから、さらなる負担軽減が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

今回の質疑の聞き取りの際に、少し述べさせていただきましたが、かつて私が教わった先生が、毎回の試験採点のたびに、配点・得点の集計作業は、特に間違いやすく、大変だとおっしゃられていたことを思い起こしたところではありますが、今般の自動採点システムの導入は間違いなく負担軽減が図れると確信するところであります。御期待を申し上げまして、次に移ります。

先ほど、学校と保護者の連絡につきまして、御答弁をいただきました留守番電話装置等の導入等もお示しをいただきました。

これもまた他都市の事例ではありますが、熊本市では、現在、学校と保護者の連絡アプリ「すぐーる」というアプリがあるそうでありますが、公立の幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校の全144校に導入したとのことであります。保護者の皆様にダウンロードしていただきまして、一斉休校案内や学級通信、部活の練習日程の連絡などが配信されているところであります。

保護者の皆様方にとりましても、欠席や遅刻の連絡がアプリ上ででき、忙しい朝の時間帯等、電話連絡しなくて済み、その上、これまで行われていました保護者アンケートや家庭訪問の日程調整なども、アプリで入力する方式にすることで、スムー

ズに集計・調整が図れるとのことでありました。

熊本市は、学級通信や行事のお知らせなど、学校から保護者への配布物は毎日のようにあり、準備作業に多くの時間と労力を要していたところ、このアプリの導入によりまして、印刷・配布作業の時間で約18分、朝に集中する電話対応に係る時間で約13分が短縮されているとのことでありました。保護者の皆様、先生方ともに、利便性向上につながっている、効果が現れているとのことでありました。

そこで、質疑をいたします。保護者との連絡手段をデジタル化したことによりまず効果をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 連絡手段のデジタル化による効果についての再度の御質疑にお答えいたします。

連絡アプリを活用して、保護者との連絡手段をデジタル化した各学校からは、朝の欠席連絡等の電話対応の業務、配布物の印刷や仕分けなどの業務、学校ホームページ更新に係る業務、各種アンケート調査の集計作業に係る業務、これらにおいて、教職員の負担軽減に大きな効果を上げているとの報告を受けております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

負担軽減に大きな効果を上げられていることから、今後の取組への期待も膨らむところであります。教育こそ、未来への希望。今後のさらなる取組にエールを送らせていただきまして、私の質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○里村誠悦委員長 次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 皆さん、こんにちは。立憲民主・社民の藤田でございます。

質疑に入る前に、一般質問でちょっと疑問に思ったのが、ねぶた小屋の常設化、ここに建つ。ああ、建つんだと。市も否定しなかったもので、会派3人でちょっと協議をしました。建つんでしようなという話になって、我々3人ですので、我々が分からないところでいろいろ動いて、建つんだろうなという。

ただ、これには、いろいろ意見がありました。見る人の視線が入ってないんじゃないかとありましたので、ちょっと気になりました。大矢委員が言いましたので、私もついでに言いたいと思います。

それから、職員の皆さん、今年の春闘で5%以上ね。人事院勧告が8月のねぶたの頃に発表されます。多分、定期昇給込みで3%台。これまでは、どうしても若年層ばかり上げられますが、今年は、ちゃんと上にも配分されるようになるんだと期待しています。それで、どうしても——総務部長が一生懸命、私をにらんでいるけれども、もう上限に、頭が当たっている人がいっぱいいます。げたといえば、もう昔の話なので、いや、革切れを履かせましょう。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ついでに、当組合の元委員長として、議員報酬の話をちょっとしておきたいと思います。

この間、私が議員になってから十何年です。もう何か、ある市長のときに、大幅にカットが提案されて、たしか当時、議員提出議案で10%カットをしました。八戸市より低い議員報酬で、弘前市、八戸市、青森市で一番、頭を取りたい青森市議会議員としては、少々、面白くない現象がずっと続いております。今回、職員の皆さんも大幅に上がってきて、徐々に上がっています。どうぞ議員報酬の見直しをぜひしていただきたいと。その際に、地方自治法第203条に、いわゆる条例で定めるとあります。私は、もう年金もらえる年ですので、議員の報酬費の総額を抑えるために、年金もらえる年になったら——いや、条例でどう定めてもいいんだから。できれば下げていただいて、年金をもらって、低い人にはちょっと盛っていただいて、そういう案も考えていただければ、市としての支出も少なくなるので、ぜひとも考えていただければと思います。

それでは、予算特別委員会、補正予算に関わって——議会運営委員会の委員長でするので、申し合わせ事項で補正予算以外はどうのこうのと委員長がいますので、補正予算だけにしたいと思います。今回、予定した2つは竹山委員が全部——いや、同じことしか考えようがないんですよ、質疑内容が。

それで、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、これについて、竹山委員の——重箱の隅っこを、次の人もあるかもしれないので、ちょっとだけつづいておきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、いろいろ実施要項がありました。それで、私は、実は、どれぐらい予算が必要なのかと計算しまして、市側と協議したのは令和5年の人口を使いましょうと。令和5年10月の人口を使いましょうと。これは市側と一致しました。

それで、その人数で4000円、7000円だったら、あれ、何か全然、どうやっても合わないで、2時間やっても合わないで、もうやめました。多分、いわゆる100%を目指した予算になっていないんだなとそこで分かりました。

そこで、新型コロナワクチンの接種人数について、65歳以上、60歳から64歳の基礎疾患のある方、自己負担のある方、自己負担のない方、それぞれの方の接種割合の見込みについてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 藤田委員の新型コロナワクチンの接種割合の見込みについての御質疑にお答えいたします。

新型コロナワクチンの接種人数の見込みにつきましては、令和5年度の高齢者インフルエンザ予防接種の実績を参考としております。

その実績であります。65歳以上の高齢者は、対象者が8万8191人、そのうち接種人数は4万7190人、率にして約54%、60歳から64歳までの方のうち、一定の

基礎疾患を有する重症化リスクの高い方として、身体障害者手帳所持者で内部障害1級に該当する方は、対象者が163人、そのうち接種人数は72人、率にして約44%となっております。

なお、接種された4万7262人のうち、自己負担金のある方は3万2581人、率にして約69%、自己負担金のない方は1万4681人、率にして約31%となっております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

100%はないでしょうけれども、今年度のインフルエンザ、これは、私も病院に行って、いいですかと言ったら、いいですよと言ったので、自己負担で受けております。これの1人分は私が入っていますので。

これで、ちょっと大体、計算をすると、負担あり・なしで総額が多分3億ちょっと、3億5000万円ぐらいかな、簡単に言うと。あと残りは、いろいろと経費があるんでしょうね。そこまでは深掘りしませんが、周知なり、病院の手数料を含めてあるんだろうと思います。

これについては、できるだけ率を目指していただきたいと思います。

竹山委員への答弁では、生活保護受給者、市民税非課税の方は自己負担を無料にするとありました。それで、よく読むと分かりますが、これは誤解を生むんじゃないかということで、ちょっと質疑をさせていただきます。

私が調べた数字では、平成29年に生活保護人員というのは8618人。それから、非課税対象人員は令和5年の何かの補助のときだと思うんですが4万7226人とあります。

それで、生活保護世帯も非課税世帯も、65歳以上にかかわらず、接種対象となるのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。接種対象者についてであります。

令和6年度の定期接種としての対象者は、あくまでも65歳以上の高齢者の方、また、60歳から64歳までの方のうち、一定の基礎疾患を有する重症化リスクの高い方、具体的には、身体障害者手帳所持者で内部障害1級に該当する方となっております。なお、このうち、今、申し上げた対象者のうち、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方は自己負担金を無料とすることとしております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ちょっと、すらっと見ると、生活保護世帯、非課税世帯は皆、いわゆるただというように見られるので、これから周知するときに、ちゃんと周知して

いただきたい。あくまでも65歳以上だけだと。簡単に言えば、みんな、いいな、生活保護世帯、非課税世帯はまた、ただで打ててというように思われるとあれですので、ぜひとも広報とかで周知しておいてください。

そこです。いわゆる60——この対象者以外は、7000円なものなのか、さっき答弁があった高いやつなものなのか、この対象者以外は、自分で打ちたいと言えば、何ぼになるのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。一般の方が新型コロナワクチンを接種する場合の費用であります。

今、申しあげました定期接種以外の方、いわゆる任意接種という方の扱いになりまして、その費用につきましては、各医療機関で、まず、使用するワクチンの種類、あとは接種量が異なるため、一概には申しあげられないところではあります。現時点で国から示されている標準的な接種費用は1万5300円となっております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 インフルエンザのワクチンも医者によって違って、情報で、あそこが安いといえ、そこに行くという、そういう状況ですね。

ただ、この1万5300円を出して、若い人は特に、うちのお姉ちゃんもそうだけれども、4回目、5回目になると、だんだんだんだん熱を出すんだよね。もう最後になったら、41度が2日続いて、いつも熱を出しても、おなかがすいたと降りてくるのにこないの、生きているかなと思ったら、すっかり寝ておりましたので、なかなか接種してくれる方が少ないんじゃないかなと思います。

ただ、市としては、できるだけ多くの方に接種していただこうと。今、目標とした率より上で、それで、いろんな事業があるけれども、予算枠を超えそうになれば、90%となれば、事業の申込みをやめるとかがあるんですが、この接種希望者が補正予算枠を超えた場合、事業を途中でやめるのかやめないのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。補正予算額を超えた場合の対応についてであります。

新型コロナワクチンの接種人数の見込みにつきましては、先ほど申しあげましたとおり、令和5年度の高齢者インフルエンザの予防接種の実績を参考として、予算編成はしておりますが、対象となる接種の希望者全員が接種できるように対応してまいります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

希望者がばかみたいが増えて、皆さんがコロナにかかって、かかった後の後遺症

にかからないようになってくれればいいなと思います。

ただ、気をつけなければならないのが、一般質問でありましたけれども、接種による副作用、これが、運が悪い人は大変厳しい状況になっています。

おかげさまで私は、ある会の事務局長をまた引き受けなければならなくなりました。その人がずっと事務局長をやっていたんだけど、コロナの注射を打ってから、具合が悪くなっておりまして、受けることになりました。

でも、できるだけ、これにかかったときのリスクは大変厳しいようですので、私も医者にご相談して、ぜひとも行きたいなと思っています。この質疑については以上です。ありがとうございました。

まだ質疑の隅っこを残しておきました。それでは、次、8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費。ほぼほぼないです、もうないです、あと残っているのは、決算特別委員会の事前として、ちょっと——予算特別委員会の継続では駄目だと言ったけれども、次の9月の決算の前の過程として、令和5年度の——まあ、問と再質問1は、まるっきり同じだったので、令和5年度の道路整備事業の執行率をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 藤田委員の令和5年度の予算の執行率についての御質疑にお答えをいたします。

道路整備事業の令和5年度の予算執行率につきましては、予算額1億7700万円に対し、執行率は約98%となっております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 これまで、1億7700万円、増やしてください、増やしてくださいと毎回質疑をしてきました。質疑するたびに、工事単価が上がって、だんだん工事する区域が狭まってきていて、今回補正を組んでいただいてありがとうございます。

途中で補正したのは、私は記憶にないんですけども、私が議員になってから初めてかなと思う。本当にありがとうございます。これで、しばらくは、ほとんどの部分に賛成をしたいと思います。ありがとうございます。

これを今後どうするかですよね。それで、正直に言えば、さっきみんなさ言いましたけれども、最近、除雪で重機が大きくなっているんです。1回で済まそうとでかくなって、あるところの道路で、それまでは、ちょっと中型でやっていたから、それで、委託業者が変わったら、ものすごくでかいのが来た。だから、片っぼを、いわゆる水道管の耐震化工事でしょう。終わった後に、きれいにアスファルトがずらっと1メートル80センチか2メートルぐらい、半分ぐらいやっているんだけど、片っぼを二十何年前にあった側溝、それまではよかったんだけど、側溝と道路がこう、埋め戻しが悪いのでしょう、引っ込み出しました。

そういうところが青森市内、あちこちにあります。ちっちゃい重機だと引っ込ま

ないんだけれども、でかいのは引っ込みます。びっくりするぐらい変わって、地域から言われています。私の町会は小さい町会ですが、私のところも、やっぱり最近割れが入り始めました。

それで、市内のちっちゃい割れは、しゃべれば、すぐに穴埋めはしてくれる。レミファルトの使用量はかなりになるんだけれども、何十年前に、前にもしゃべったけれども、4月末に道路維持課の穴埋め部隊が静かにしているので、お前たち、仕事をしているのかと聞いたら、もう4月末で予算がなくなって、今、砂利とか、瀝材とか、いわゆるアスファルト材とかを注文しているというときもありましたけれども、今は全部準備していただいて、穴埋めはすぐやってくれます。ありがとうございます。

ただ、穴が多すぎて、ちっちゃい穴が、これぐらいだといんじゃないかと。それで、大きい穴が——小さな穴を見ても、もう別に驚かなくなった。それだけ、地方は道路が荒れています。理事は都会ですので、あんまり荒れていない。飲んで歩いていても、足を引っかけることはないけれども、地方へ行くと、自転車のタイヤがはまるぐらい割れる。それは、穴埋めをしてもらったけれども、そういうところが市内にいっぱいあります。

これまで、何年か約1億7000万円で補修をためてためてきたのが今、来ています。そういう意味では、理事がいるうちに、青森市内の道路を直してください。今、6500万円の補正がかかったけれども、これが単年度で終わらないように、何とかお願いしたいなと思っています。

ぜひとも、地方の道路にも目を向けていただいて、穴埋めばかりじゃなくて、できるだけつまずいて転ばないように、高齢者は少しのものでも足首に来ますので、そのことをお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○里村誠悦委員長 次に、木村淳司委員。

○木村淳司委員 創青会の木村淳司です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、藤田委員からも質疑のあった道路整備事業についてお伺いしたいと思います。

道路の状況は市民の関心が大変高いところだと思います。事業概要については竹山委員からも御質疑がありましたので、まず、この道路整備事業は今回の補正予算に関わる部分について、実施箇所をどのように選定しているのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木村委員の道路整備事業についての御質疑にお答えをいたします。

実施箇所の選定でありますけれども、これに当たりましては、主に町会・町内会及び市民の皆様から、補修等の要望が寄せられた箇所につきまして、現地を確認した上で、交通量や通行の安全性を勘案し、本市全体としての緊急性、優先度を判断

して、道路補修を実施しているものであります。

以上であります。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 要望などに応じて実施をされているということでした。

市民からは、やっぱり道路は非常に関心が高いわけですが、予算にも限りがある、全てを修繕して、いつでも道路がぴかぴかというわけには、なかなかいかないのが現実だと思います。

ただ、市民に対してはちゃんと予算を使って直しているんですよということを実感していただくのが重要ではないかと考えます。そのために今、市ではLINEの公式アプリが令和6年1月から始まって、LINEを通して、道路の要望などができるようになっているということでした。

ある意味、今までは町会長を通したり、市議会議員の私たちを通して市に要望するという形、あるいは電話という形が一般的だったと思うんですが、市に対して市民が直接要望ができて、かつ、市の手間がかからないというような方法を取っていただいて、要望すると直るんだなと、修繕してくれるんだなというところを、まず実感していただくのが重要ではないかと思えます。

それからあと1点、市民の方から、やはり幼稚園、保育園、学校の周辺の道路をしっかりと直していただきたいという要望が多々あります。子育て世代の方はもちろんですが、地域の年配の方からも、学校の周りぐらいはというようなお話を結構いただいております。そういった観点で、幼稚園や保育園、学校の周りを優先して修繕していくということを考えてもよいのではないのでしょうか。

そして、こういった取組をしていますと、青森市では、学校、保育園、幼稚園の周りをしっかりと直して、子育て先進都市を目指していますという広報をしていると、青森市は財源に限りがある中でも、しっかりと頑張っているんだなというのが市民にも伝わっていくのではないのでしょうか。こうした取組が西市長が提唱する子育て先進都市の実現にも近づくものと思います。そういったことを要望して、この項は終わります。ありがとうございます。

続いて、ふるさと納税寄附制度についてお伺いします。

ふるさと納税寄附制度、いわゆるふるさと納税の全国における総額は増加を続けており、令和5年度の寄附額が1兆円を超えるのは確実と報道もあったところです。

ふるさと納税の効果は、独自財源の確保、これはふるさと納税を青森市がいただいた分に関しては地方交付税の減額ということにもならないので、寄附額がそのまま自治体の収入になるという点です。2つ目に、地域事業者の支援にもなる、新たな販路になることによって地域事業者の活性化につながるという点も非常に効果があるということです。3つ目に、青森市のファンづくりになるのではないかと、これはふるさと納税によって青森市につながりができて、観光誘客であるとか、Uターン、Iターンにもつながっていくと、様々な効果が見込めるのがこのふるさと納税

であると考えております。

そこで、まず質疑をします。令和5年度のふるさと納税の寄附実績及び今年度の5月末時点での寄附実績をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 木村委員の寄附実績についての御質疑にお答え申し上げます。

本市の令和5年度及び令和6年度の寄附件数及び寄附金額につきまして、令和5年度は寄附件数が8万789件、寄附金額が10億7746万379円となり、令和4年度と比較しまして、件数が3万31件増の約1.6倍、金額が4億2230万1232円増の約1.6倍となりまして、本市が平成24年にふるさと応援寄附の募集を開始して以来、過去最高の実績となっております。

また、令和6年度は本年5月末時点において、寄附件数が3335件、寄附金額は大口寄附の4000万円を含め8725万4070円となりまして、昨年5月末時点と比較しまして、件数が773件増の約1.3倍、金額が5217万2788円増の約2.5倍となっております。

以上です。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 令和5年度の寄附金額が初めての10億円、大台突破で過去最高の約10.8億円ということでした。大変素晴らしいことだと思います。たくさんの方々に御寄附をいただいた結果で、さらに魅力的な返礼品を提供して下さっている事業者の方であるとか、市の担当職員の方々の本当に努力の成果だと思います。

次に、寄附額の動向を詳しく見ていきたいと思っております。

そこで、御質疑いたします。金額ベースで令和5年6月から令和6年5月まで、ここ1年の前年同月比の推移についてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 寄附金額の比較につきましての再度の御質疑にお答え申し上げます。

本市の令和5年6月から令和6年5月までの各月の寄附金額及び前年同月比につきましては、令和5年6月が約7059万円で前年同月比約249%、令和5年7月が約2980万円で約125%、令和5年8月が約3884万円で約113%、令和5年9月が約2億8534万円で約537%、令和5年10月が約9451万円で約122%、令和5年11月が約1億3276万円で約123%、令和5年12月が約2億2601万円で約106%、令和6年1月が約4305万円で約155%、令和6年2月が約5101万円で約173%、令和6年3月が約7050万円で約346%、令和6年4月が約6287万円で約363%、最後に、令和6年5月が約2439万円で前年同月比約138%となっております。

以上です。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ここ1年の動向を詳しく見ても、全ての月で前年同月を上回るところで、これも本当にすばらしいことだなと思います。

今年の4月は前年の約3.6倍、これは大口寄附もあったということですが、5月も約1.4倍で、今年度も過去最高の更新に向けて順調なスタートではないでしょうか。

過去の議会で、このふるさと納税が増加している要因については、返礼品の充実に努めたことが挙げられておりました。

そこで、質疑をします。返礼品提供事業者及び品目数の過去5年間の推移をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 返礼品の提供事業者数及び品目数についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

本市では、返礼品の充実を図るため、市ホームページ等で、事業者や生産者の皆様に対しまして、返礼品の新規提案を募集しておりますほか、関係部局と連携し、個別に直接、事業者や生産者に働きかけて、積極的に返礼品の新規掘り起こしを行っているところです。また、ふるさと応援寄附制度運用業務を委託している業者からも、事業者等に対して、直接、新規提案をお願いするなど、これまでも提供事業者及び返礼品の増加に努めてきたところです。

この結果、返礼品の提供事業者数及び品目数につきましては、令和元年度は39社214品目、令和2年度は39社226品目、令和3年度は42社327品目、令和4年度は73社576品目、令和5年度は87社635品目となっております。令和元年度と令和5年度と比較しますと、事業者数で48社、品目数では409品目の増となっております。

以上です。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 返礼品の品目数を見ると約5年間で約3倍になったとのことでした。

御答弁にあったように、市の積極的な取組の成果だと思います。また、返礼品の充実に努めることで寄附額が増え、そのことによって、事業者の方にとって魅力的な販路になる、それによって新規参入する事業者の方が増えるという好循環ができているのではないかと推測します。次に、どんな市の産物がふるさと納税で人気があるのかお伺いします。令和5年度において、申込み金額の多い主な返礼品についてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 申込みの多い返礼品についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

令和5年度におけます本市の返礼品の主なものは、リンゴ、サクランボ、米、ニ

ンニクなどの農産物をはじめ、八甲田牛、豚、カモなどの肉類、ホタテ、すじこやタラコなどの水産加工品、津軽びいどろや藍染め製品などの工芸品などとなっております。

申込みの多い返礼品につきましては、令和5年度におきまして、申込み件数が多かったものはリンゴが全体の69.0%、水産加工品が10.9%、米が5.6%となっております。これらの返礼品で全体の85.5%を占めております。

以上です。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 リンゴやホタテが大変人気だということでした。ただ、ふるさと納税のサイトを見ていますと、人気の返礼品、どうしても品切れになっているものも見受けられます。需要のある商品をより確保できれば、さらに寄附額が伸びていくとも思います。

そこで、質疑いたします。例えば、リンゴについて返礼品のさらなる確保の見込みについてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 返礼品の確保につきましての再度の御質疑にお答え申し上げます。

本市では、人気のある返礼品でありますリンゴを安定して提供するために、収穫の前から予約受付を行うなど、申込み状況を確認しながら事業者と情報共有を図り、十分な在庫の確保に努めております。

今後におきましても、安定して返礼品を提供できますよう、また、急激な寄附申込みの増加にも対応できるよう、引き続き関係部局と連携し、提供事業者と連携を密にしながら、返礼品を確保するとともに、事業者や生産者にふるさと納税返礼品提供事業者への参入の働きかけを行いまして、在庫の確保に努めてまいります。

以上です。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 様々な取組が行われているとのことでした。

今、青森市のふるさと納税サイトなどで調べますと、令和6年度産の——今年の秋に取れるリンゴの予約をもう既に受け付けていて、寄附の申込みをすると、秋にリンゴが届くというような取組をされていて、これは大変いい取組だなと思います。先に売り先が決まっていると農業というのは非常に見通しが立って、事業者の方にとってもいいものだと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思います。

そうすると、今後、ふるさと納税はさらなる増加を図るために、リンゴやホタテといった農林水産物の生産拡大が非常に重要な観点になってくると考えます。しかし、一方で、増産をするとなると担い手の確保も必要ですし、一朝一夕には難しいのも現実ではないでしょうか。

そこで、今後、ふるさと納税額のさらなる増加を目指して、取り組んでいただき

たいのが旅先や出張で青森市を訪れた方が、その場でふるさと納税を行う仕組みです。これは他の自治体でも取組が広がっているところです。やはり、旅に来ると、財布を開きやすくなるというか、財布のひもはどうしても緩くなります。そういった状態でふるさと納税をしていただくという仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。例えば、短時間で簡単にいつでも受付する、ふるさと納税カウンターのようなものを駅前庁舎内などに設置して、国内観光客向けにふるさと納税を増やす施策を推進することなどが考えられます。対面であれば、ある程度、この商品がいいですよというような形で、これまでなかなか掘り起こしが難しかった商品に誘導するとか、そういったこともできていくのではないかなと思います。

ぜひ今後、研究して取り組んでいただきたいと要望しまして、ふるさと納税の項を終わります。

続いて、6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費に関連して、林業について質疑したいと思います。

今年度から森林環境税の課税が始まりました。既に個人住民税と合わせて1人当たり1000円を上乗せして徴税されております。これは震災復興税のスライドなので徴収される金額が増えているわけではないんですが、やはりインターネットを中心に、森林環境税も増税の一環だということで、その使い道に関しては大変関心と呼んでいるところです。青森市の場合は、年間7000万円以上、この環境税を財源として森林環境譲与税が配分されているという状況です。

そこで、まず質疑いたします。令和5年度の森林環境譲与税の総額及びその使途についてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 木村委員の令和5年度の森林環境譲与税についての御質疑にお答えいたします。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えているものであります。

一方、森林整備を進める際、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足、木材価格の低迷による経営意欲の低下などが全国的に大きな課題となっております。また、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るなど、これら森林整備に係る課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要となっております。

このため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところであります。

森林環境譲与税は、市町村が有する私有林の人工林面積、人口及び林業就業者数を基に、令和元年度から市町村及び都道府県に対して譲与をされております。本市への令和5年度の譲与額は7808万5000円となっております。

令和5年度の森林環境譲与税の使途につきましては、森林の整備に関する事業といたしまして、森林経営管理事業や林道補修事業、市有林造林事業等に活用し、また、森林の有する公益的機能に関する普及啓発事業といたしまして、合子沢記念公園等の森林公園管理事業や森林博物館運営管理事業等に活用し、また、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する事業といたしまして、筒井小学校及び西中学校の校舎等改築事業や滝内福祉館の改築を行う福祉施設改築事業等に活用しているところであります。

失礼いたしました。令和5年度の森林環境譲与税の譲与額ですが、先ほど7808万5000円と申し上げましたが、正しくは7805万8000円でありますので、謹んでおわびし訂正させていただきます。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 筒井小学校であるとか西中学校の体育館、それから滝内福祉館のような公共施設の木材利用に使われているところもあるということでした。

こういった用途は大変市民にとっては理解しやすいところだと思います。年に1人1000円徴収される森林環境税を財源にした森林環境譲与税を、単なる一般財源に組み込むような形で使っていくと、市民からは私たちの生活も苦しいのに、市は財源が確保できていいですねというような形で、それはいかがなものかという声が出てきてもおかしくはありません。ぜひ市民のためになる、そういう使い方だったら納得できると思っていただけるような使い方を、ぜひ今後もしていただきたいと思います。

森林環境税は青森市の産業振興につながるようなところであれば、例えば、若者にとって魅力のある仕事づくりにつながるような施策に使われているということであれば、多くの市民が納得するのではないかと思います。

その意味で、林業は究極の地場産業であるとも言えます。というのは、山はどこへも行かないということで、究極の地場産業とも言われています。

産業振興の要は、いかに需要を開拓するかということにあると考えます。そういった意味でまちを木造化していく、なるべく地元の木材を使って、建築物を建てるということが必要です。法律も木材を使うことを後押ししてしまして、これまでは公共建築物を木造化していこうという法律があったんですが、それが公共建築物だけではなくて、民間の建築物も含めてどんどん木造化、木質化、木材の利用を図っていこうということで法律が改正になっております。この改正に当たっては、やはり市町村もこの法律に基づいて、木造化を推進する、木材利用を推進する方針をつくっていかなければならないということになっております。

そこで、質疑いたします。都市の木造化推進法に基づく青森市木材利用促進基本方針の改定状況についてお示しくください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 木村委員の本市の木材利用基本方針の改定状況につ

いての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、市内の公共建築物の整備において、積極的に地元産材の利用を促進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき策定された県の基本方針——青い森県産材利用促進プランに即して、青森市木材利用促進基本方針を平成24年12月に策定したところであります。また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定から10年が経過し、公共建築物では木造率が上昇しているものの、中高層建築物や低層非住宅建築物では非木造が多くを占めている状況となっておりますことから、さらなる木材利用の促進を図るため、令和3年6月に法律名を脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律、いわゆる都市の木造化推進法に改め、基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大し、また、木材利用促進の日及び木材利用促進月間の法定化、さらには、建築物木材利用促進協定制度的の新設などの開設を行ったところであります。

これらを踏まえまして、県が木材利用の基本方針、青い森県産材利用促進プランを改定したことに伴いまして、本市におきましても本年5月31日に青森市木材利用促進基本方針を改定したところであります。

青森市木材利用促進基本方針の主な改定内容といたしましては、木材利用促進の対象を公共建築物から公共建築物以外にも拡大すること、国及び関係自治体との相互連携を図っていくこと、建築物木材利用促進協定制度を活用していくこと、木材利用に関する情報提供や普及啓発に努めることなどとなっております。

今後は、市ホームページや「広報あおもり」等を活用しながら、木材利用について、広く周知を図るとともに、木材利用の促進に努めてまいります。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 この都市の木造化推進法に基づく木材利用促進方針、しっかりと改定をちょうどしたということで、大変すばらしいことだと思います。

というのも、こうした基本方針の策定というのが、林野庁の交付金等を受けるための必須の要件となっている場合が多いので、これを改定していないと交付金を受けられないということになりますので、その条件が整ってきたということは大変うれしく思います。

この改正になった法律——都市の木造化推進法の中に、そこで木材利用を進めていくために、建築物木材利用促進協定というのを結びましょうという部分があります。これは非常に重要な観点だと思います。

まず、伺います。この建築物木材利用促進協定とは何かお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 木村委員の建築物木材利用促進協定についての再度の御質疑にお答えいたします。

建築物木材利用促進協定は、いわゆる都市の木造化推進法の施行に伴い、新たに

創設された制度であります。

本協定は、建築主となる事業者や林業、木材産業の事業者等が国または地方公共団体と協働・連携して、木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進することを目的としております。

協定締結を希望する事業者は、協定に記載する構想の対象区域を管轄する国または地方公共団体に対し、事前に相談を行った上で、構想の内容、達成に向けた取組内容、対象区域、実施機関、これらを記載した申込書を提出することとなっております。

申入れを受けた国または地方公共団体は、法の目的や基本理念、木材利用促進基本方針に照らし、適当なものであるか等を確認した上で、締結の可否を判断してまいります。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 要するに、木材利用に取り組もうという民間事業者が、国または地方公共団体や木材の供給団体、林業事業体であるとか、そういう業界団体、森林組合などと締結する協定ということでした。

これを締結するメリットというのは、もちろん木材利用が進んで地域の産業振興につながるという点もありますが、市にとっては、林野庁の交付金等を申請する際に、この締結をしていると、優先的に交付されるということになっております。つまり、木材利用を進めていく上でこの協定の締結は必須だと言えます。

そこで、質疑をします。この建築物木材利用促進協定、市はどのように進めていくか、お示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 木村委員の建築物木材利用促進協定についての再度の御質疑にお答えいたします。

建築物木材利用促進協定制度につきましては、木材調達ルートの構築により、木材の安定供給と林業の経営の安定化が期待されるほか、メディア等多様な媒体で取り上げられることにより、社会的認知度が向上し、また、国、県等から財政的な支援を受けられる可能性が高まってまいります。

本市におきましても、木材利用の促進に寄与し、林業の活性化が期待されるなど、建築主となる事業者、林業、木材産業事業者及び本市、それぞれにメリットがあるものと考えております。

今後におきましては、木材利用促進の日や木材利用促進月間等の機会を捉えまして、市ホームページ、「広報あおもり」など、本協定制度の紹介を行うなど、その周知に努めてまいります。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 前向きに考えていただいているという御答弁だったかと思えます。大変期待をしているところです。よろしく願いいたします。

一方で、協定締結をしてくれる民間事業者を見つけるのがなかなか難しいということを青森県庁の担当者の方も話しています。というのも、やはり人口減少している状況で事務所や店舗を新設するという事業者の方がまずそもそも少ない、さらに、これまで行っていなかった木造化、あるいは木質化に取り組んでいくとなると、さらになかなか難しいということでした。すると、青森市内の民間事業者に建築物木材利用促進協定、この協定を締結するメリットというのを実感してもらう必要がまずあると考えます。

そこで考えられるのは、木材の利用量が少なくても、まずインパクトのあるアピールのできる形で協定を締結するというのではないのでしょうか。例えば、ねぶたの制作に当たって使用する木材を青森県産材、地域の木材にしていくというのを目指す協定はいかがでしょうか。

ここで、ちょっとパネルをお示ししたいんですが、これはねぶたの骨組みです。紙を貼る前の中はこうなってるんですね。これはねぶた小屋に行ってちょっと撮影させていただきました。こういう形でたくさん木が使われています。

制作現場では特に県産材を使っているということはなく、外材を使ったり、あるものを使っている、材木屋さんが持ってきたものを使っていますということでした。

これを県産材に置き換えていくためには、やはり木材供給団体の協力が必要です。そこで建築物木材利用促進協定、この協定を使って、ねぶた団体、それから木材供給団体——業界団体ですね、そして、青森市の3者で協定を結ぶというのはどうでしょうか。

そうすると、効果として、まず1つ目に、県産材のイメージや知名度をねぶたという題材を使って大変向上させることができるのではないかと思います。

しかも、建築物木材利用促進協定は青森県内での協定締結例がまだ1つもないということで、県内初ということになります。ねぶたと県内初ということで、これは必ずニュースになると思います。先ほど部長からもアピールになるようなメディアへの効果、広報効果などというようなお話がありました。

そうすると、ニュースを御覧になった市民や県民の方は、県産材利用いいじゃないかと、自分の家にも使いたいなと感じます。民間事業者の方は、県産材を使うと市民に対して、いい企業だなとイメージアップを図ることができるんだなと、効果があるなと実感できるんじゃないでしょうか。

すると、今後の地域産木材の利用に弾みがつき、最終的には地域の林業、木材産業の振興に結びついていくものと考えます。ぜひ検討していただくことを要望しまして、この項は終わります。

続いて、今回、補正予算で提案されておりますフッ化物洗口事業について御質疑します。

この事業については、一般質問で赤平議員からも質問があったところです。虫歯が青森市のお子さんが多いということで、これに対応する事業ということでした。

虫歯予防は非常に重要だと思います。

ただ、このフッ化物洗口は青森市立の小・中学校で実施をするということで、教職員の方の負担にならないように実施してほしいと考えております。

そこで、質疑いたします。フッ化物洗口は具体的にはどのように学校で実施するのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 木村委員のフッ化物洗口事業実施概要についての御質疑にお答えいたします。

フッ化物洗口事業は、市立小・中学校の小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒に対し、学校において、集団フッ化物洗口を実施するものであり、教職員の負担がかからないように、希釈のいらぬ溶液タイプの洗口液を用いた方法を選択したこと、フッ化物洗口には毎日行う方法と、週1回行う方法がありますが、2つの方法の効果に差は認められないことから、負担の少ない週1回行う方法を選択したこと、教職員のみならず、学校に配置されているスクール・サポート・スタッフなどを活用することとし、今年度は10月から20回の実施を予定しております。

なお、フッ化物洗口に必要となる洗口液やポンプ、紙コップ、ティッシュ等の備品につきましては、市が購入し、全小・中学校へ配布することとしており、これらに要する経費として1416万9000円について、本定例会に補正予算案を提出し、御審議をいただいているところであります。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 スクール・サポート・スタッフ等の活用も図っていくということでした。

ただ、スクール・サポート・スタッフは一般質問でも御答弁があったとおり、5月から11月までの1日6時間ということ、また、12月から3月までは学校の中にいらっしやらないということがお示しされているところです。

これは市の教育委員会ではなくて、県が決めていることなので、県の問題なんですけれども、そうなると、スクール・サポート・スタッフの方に11月までやってもらっていたんだけど、12月以降どうしようという先生が出てきてしまうおそれもあります。文部科学省の通知では、そもそもフッ化物洗口を実施する際は、外部人材を活用して教職員の負担軽減に努めてくださいという通知が出ております。

そこで、お伺いします。青森市での実施において、今後、外部人材の活用をさらに進めていくような予定などあるかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 外部人材の活用についての再度の御質疑にお答えいたします。

学校におけるフッ化物洗口事業の実施に当たりましては、現時点において、外部人材の活用は考えていないものの、教職員の負担軽減を図るため、先ほど御答弁申

し上げたとおり、校内体制の整備を行った上で、教員のみならず、学校に配置されているスクール・サポート・スタッフなどを活用することとしております。

なお、実施に当たりましては、学校医、青森市歯科医師会、青森市学校薬剤師会等との関係団体と連携しながら進めてまいります。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 せっかくの県の交付金を活用した事業ですので、先生方の負担が増えるということがないように、ぜひ実施していただきたいと思います。この項は終わります。

続いて、学校における働き方改革環境整備事業、こちらも本補正予算で提案されている内容について御質疑いたします。

まず、この学校における働き方改革環境整備事業の予算概要についてお示しくください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 学校における働き方改革環境整備事業についての御質疑にお答えいたします。

県におきましては、学校が自発的、自主的に教育改革を進めるため、令和6年度から令和8年度までの3年間において、公立学校における教育改革支援事業を創設し、学校における働き方改革を推進するために環境整備を行うこととしております。

これを受けて本市では、時間外における教職員の電話対応の負担軽減を図るための留守番電話装置の設置、中学校教員が学習評価のため使用するテスト等の採点・集計に係る所要時間の削減を図るための自動採点システムの導入、1人1台端末と連携した個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な充実を効率的、効果的に図るための、大型提示装置等の導入といった環境整備に取り組むことといたしました。

これらに要する経費につきましては、小・中学校61校への留守番電話装置費が510万円、中学校19校への自動採点システムの使用料が764万5000円、小・中学校61校の教室等への大型提示装置費が1427万3000円、電子黒板の設置費が297万円となっており、合計2998万8000円について、本定例会へ補正予算案を提出し、御審議をいただいているところであります。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 県の交付金の上限額3000万円いっぱいまで予算計上していただいているということでした。学校の現場の多忙化を解消し、青森市の教育環境を充実させるという教育委員会の本気度が伝わります。

また、公教育の充実が子育て先進都市の実現には欠かせないという西市長の思いもあるのではないかと思います。これは本当に大変高く評価をしたいと思います。現場の先生方からも、予算の実現に期待する声が上がっております。

次に、予算の中身についてお伺いします。自動採点システムについては工藤委員からも詳しく質疑があったところですので、こちらはちょっと省略をしたいと思います。

ます。

テストの採点については、例えば、1人3分でもクラス30人を行うと90分かかるということで、授業が15時に終わって、丸つけに90分かかると、もう16時半、16時半という、もう先生方は定時なんです。ということは、そこから、じゃあ何か明日の授業の準備をしよう、生徒指導の話合いをしようとかという、もうそこで残業確定なわけです。定時で上がれないんです。こういった自動採点システムをうまく活用して、ぜひ省力化につなげていただきたいと思います。

一方で、最初は活用方法に戸惑いもあると思います。実現した場合、研修や導入後のサポートもしっかりしていただける内容で発注していただきたいと思います。

次は、大型ディスプレイについてお伺いします。大型ディスプレイはどのように授業に活用していく予定なのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 大型ディスプレイの活用についての再度の御質疑にお答えいたします。

大型ディスプレイにつきましては、全ての小・中学校に1台ずつの設置を予定しております。画面サイズが75インチとなり、従来のものに比べ、大型化し、より鮮明で見やすいものとなっております。

教室での活用に加え、体育館やホール、ワークスペース等の広い場所での授業や複数の教室をつなぐ遠隔授業等におきましても、資料等を効果的に表示することができることから、1人1台端末と連携した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が効率的、効果的に図られるものと考えております。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 これは非常に現場の先生方から喜びの声が上がっている1つです。というのも、やはり今の子どもたちは動画を見たりとか、スマホであるとか、パソコンとかそういうものに、生まれたときから親しんでいますので、なかなか口だけでとか板書でというのは、なじみがないというか、なかなか浸透していかないなということを感じている先生方が多いということでした。

こういったディスプレイがあると非常に子どもたちの理解度が上がって、例えば、補習とか、そういったところにかかる時間が減るということでも、先生方の働き方改革につながるものと期待します。ぜひ活用の事例を共有して、利用の幅を広げていってほしいと思います。

できれば、来年度もこの県の事業は続くということですので、さらにもう1台ずつ学校に配置をして、他のクラスに遠慮せずに使いたいときに使えるという状況をぜひ作っていただきたいと思います。

次に、電子黒板についてです。電子黒板の設置はどのような点で業務の効率化がなされるのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 電子黒板の設置による業務の効率化についての再度の御質疑にお答えいたします。

電子黒板の導入に当たりましては、教師用端末との連携により、デジタル教科書や資料の提示が容易にでき、教材準備等の時間の短縮が見込まれることなどから、教材研究の一助となり、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が効率的、効果的に図られるものと考えております。

今年度におきましては、まず2台を教育研修センターに導入し、求めに応じて学校に貸し出ししながら、実践研究を積み重ね、効果的な活動につなげてまいります。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 こちらの電子黒板のほうも大変上手に使うと、より生徒を引きつけるような授業が可能になるのではないかと期待する声もあります。

一方で、先生方からは、モニターに比べてちょっと活用方法が難しいというように聞いているお話もあって、ぜひ上手に使っている事例を横展開して、共有していただければと思います。

県の補助事業は来年も本当に続くということですから、例えば、電子黒板よりもモニターのほうがいいよという声があれば、モニターを多めにもう2台、3台と、各学校に入れていただくとか、そんなふうに柔軟に考えていただいて、来年度以降、より有効な授業になるようにしていただければと思います。

次に、留守番電話装置の設置についてお伺いします。

この留守番電話は学校に設置することで、どのような働き方改革、教員の方の多忙化解消に向けた効果があるのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 留守番電話装置の設置についての再度の御質疑にお答えいたします。

留守番電話装置につきましては、自動音声案内を活用することによって、教職員の作業効率の向上、時間外勤務の減少、教職員の心身の負担軽減などにつながるものと期待しております。

なお、保護者との連絡につきましては、電話以外にも令和2年1月から連絡手段のデジタル化を推進しており、現在、全ての小・中学校において、連絡アプリを導入し、活用しているところであります。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 この留守番電話の設置は大変すばらしい取組だと思います。現場の先生方からも、これが一番ありがたいというお声もありました。

しかし、導入した他県の事例を見ますと、一部の保護者の方から電話が学校につながらなくなった、今の先生方はやる気が感じられないというようなクレームをつけるということもあるようです。

まず、教育委員会から、学校現場、保護者への留守番電話設置の周知を図ってい

ただきたいと思います。本当に教育委員会では、学校の多忙化解消に一生懸命取り組んでいらっしゃると思うんですが、こうした取組は本当に学校現場の先生や保護者の方には思った以上に知られていないのが現状だと思います。例えば、教職員の職員室のエアコンの設置を今年度なされると思うんですが、今現在でも全く知らなかったという先生方がまだいらっしゃいます。先生方が知らないということであれば、保護者はなおのこと、こういった教育委員会の取組について御存じないという方がほとんどだと思います。

この留守番電話システムは、保護者の方の理解を得て進めていくということが、本当の意味で先生方の負担を減らすということにつながると思います。ぜひ教育委員会のほうから、学校の先生方をサポートするような形で、この留守番電話システムの導入について周知していただきたいと思います。

ただ一方で、保護者の方、地域の方に、この留守番電話システムの意義、16時半以降は学校の電話は留守番電話になりますと、それは先生方の多忙化を解消して、子どもたちによりよい教育を提供することに必要なことなので、どうか御理解していただきたいということを、なかなか教育委員会だけでは浸透していかないというように思います。

当然、これは市長会見であるとか、あるいは広報広聴課のSNSであるとか、そういったあらゆる媒体を使って、教員不足と学校現場の多忙化の現状、今の教育委員会が取り組んでいる働き方改革の状況を発信することが必要だと思います。ぜひ子育て先進都市を目指した取組の一環として、全庁を挙げて取り組んでいただきたいと要望します。

次に、来年度以降のこの補助事業の活用に向けて質疑します。今回の補正予算での取組のほかに、学校現場から多忙化解消のために、こんなものが欲しいという要望などがあつたかどうかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 現場からの声についての再度の御質疑にお答えいたします。

今回の留守番電話装置、自動採点システム、大型提示装置の導入に当たりましても、学校訪問等による状況の把握や教職員からの聞き取り、青森市小・中学校長会、青森市PTA連合会との情報交換会などを行い、十分に現場の声を反映させた上で導入を決定してきたものであり、今後につきましても、いろんな声を聞きながら対応してまいりたいと思っております。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 しっかりと現場の声を聞いて、今後もやっていくというような御答弁で大変期待をしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

現場の先生方、特に小学校の先生が大変疲弊をしているというふうに感じます。しっかりと本当に現場の声を聞いて、もし先生方のお仕事を効率化する余裕が生ま

れるといった備品などがあつたらぜひ予算をつけて導入していただきたいと思えます。例えば、体調が悪くて声が出ないときに気軽に使えるマイクや拡声器などがあれば、もう少し楽に授業ができるかもしれないとか、あるいは職員室のWi-Fiがつながりにくいので、先生に配備されているクロームブック1人1台端末の電波が職員室だと通じないというようなことを訴える先生方も結構いらっしゃいます。

そういったWi-Fiを増設して、職員室もしっかりWi-Fiがつながるようにしようとか、そういったこともまだまだできるところがたくさんあるというように思います。

現場の先生方を主として、引き続き、きちんと予算をつけて、応援してほしいと要望しまして、この項は終わります。

次に、3款民生費1項社会福祉費5目福祉館費に関連して、質疑いたします。

青森市では公共建築物の多くが更新時期を迎えています。地域の方からは、コミュニティ施設について、改築の要望を受けることが多々あります。今回はそのコミュニティ施設の中でも福祉館について取り上げたいと思います。

質疑いたします。福祉館改築事業の取組状況についてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 木村委員からの福祉館改築事業の取組状況についての御質疑にお答えします。

本市では、公共施設等全体の統一的なマネジメントの取組方針を定めた青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、福祉館の耐震・老朽化対策として改築を進めてきました。

旧耐震基準で建築され、老朽化している福祉館については、これまで8館のうち、幸畑福祉館、ほろがけ福祉館及び片岡福祉館の3館の建て替えが完了しています。

また、滝内福祉館については、現地に単独での建て替えとし、令和5年9月から建設工事に着手、本年7月末には工事が完了する予定となっています。

今年度は、造道福祉館及び桜川福祉館の建て替えを進めており、造道福祉館については、建て替え場所を造道小学校敷地内とし、青森消防団第6分団第1班・第3班機械器具置場と複合化する計画としており、地域の意見を踏まえた基本設計を基に実施設計作業を進めています。

桜川福祉館については、本年5月13日に地域説明会を開催し、現在の施設の機能や規模を基本とした改築の方向性などについて、本市の考えをお示したところであり、今後は、地元町会からの意見等を踏まえ、新施設の設計作業を進めていくこととしています。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 福祉館11館のうち、8館について建て替え予定があり、順次進めているところということでした。

ところで、この福祉館改築事業のこれまでの建設工事費と令和6年度の事業費に

ついてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。これまでの建設事業費と令和6年度事業費についてです。

これまでに改築工事が完了した、または完了予定の福祉館の建設工事費については、幸畑福祉館は1億1176万1000円、ほろがけ福祉館は1億5919万2000円、片岡福祉館は1億2409万1000円、滝内福祉館は1億7621万9000円となっています。

令和6年度当初予算における福祉館改築に係る事業費として、造道福祉館は実施設計業務委託料906万6000円、桜川福祉館は地質測量調査及び解体工事設計業務、建設工事設計業務委託料など1214万9000円をそれぞれ計上しております。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 建設工事費が1億3000万円とか1億5000万円ぐらいで、調査設計が1000万円程度ということでした。

このほかに解体する費用なんかも必要ですので、やはり福祉館の更新に係る費用というのが、大体2億円を超えるか超えないかというところなのかなというように思います。

福祉館の機能はいろいろあると思うんですが、例えば、町会の集まりや地区社会福祉協議会の集まりや行事で使うとか、貸館としての利用が多いというように感じています。福祉館とか市民センターはどの地区にもあるわけではないので、これをどんどん更新していく、とにかく更新していくんだというのは、果たしていいのかどうかということを、コストの面から考えなくてはいけないんじゃないかと考えています。

こういう集まりというのは夕方・夜間がやっぱり多いわけで、地域によっては小学校や中学校を借りて地域活動の集会を実施しているところもあるとお聞きしています。

そこで、質疑します。学校施設の利用について、放課後や土日に小・中学校の教室や体育館などを借りる際には、地域活動、要するに子どもが直接関わらない活動でも借りられるのかどうかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 学校施設の利用についての再度の御質疑にお答えいたします。

学校施設の利用につきましては、2つの種類があり、1つには、青森市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則に基づき、定期的に学校施設を利用する、いわゆる学校施設開放、2つには、青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則に基づき、一時的に学校施設を利用するものがあります。

学校施設開放につきましては、地域コミュニティ活動、スポーツ、レクリエーション活動及び社会教育活動等を行う場合など、構成員の総数が5人以上であるこ

と、代表者が18歳以上であること、構成員が原則として、市内居住者であること、これらの要件を満たす団体が、あらかじめ教育委員会に団体登録した上で、利用を希望する学校の校長の許可を受け、利用する方法であり、具体例といたしましては、社会人・子どもを問わず、地域のバスケットボールクラブやサッカークラブなどが定期的に小・中学校の施設を利用する場合はこれに該当いたします。

また、学校教育の目的を妨げない範囲において、一時的に学校施設を利用する場合につきましては、利用を希望する学校に申請し、校長より承認を受けることで、利用する方法となり、具体例といたしましては、地域の保育園などが運動会を行うために、一時的に小・中学校の施設を利用する場合はこれに該当いたします。

いずれの場合におきましても、子どもが関わることを要件とはしていないものがあります。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 学校施設も学校が空いていて、施設が使えるときであれば、町内会であるとか、地区社会福祉協議会で使用することができるという御答弁でした。

もちろん、公共施設があったほうがいいんですけども、やはりコストとの兼ね合いではないかと思えます。人口が減少していく中で過剰に公共施設が建っていると、その負担は将来世帯にのしかかってきます。

市民に対しても、その公共施設の維持や管理、それから更新にどれぐらいコストがかかるのか、そして本当に新しい公共施設を建てなければならないのか、例えば、学校のような他の施設でできないのかということをしっかり考えなくてはいけないのではないのでしょうか。

市としては、とにかく古くなった公共施設は建て替えていくんだと、機械的に実施するのではなくて、本当に必要かどうか、よく検討していただくよう要望してこの項は終わります。

次に、2款総務費1項総務管理費4目企画費に関連して、篠田地区融流雪溝整備についてお伺いします。

篠田地区の融流雪溝について、現時点での進捗状況についてお伺いします。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木村委員の篠田地区融流雪溝についての御質疑にお答えをいたします。

篠田地区融流雪溝整備事業につきましては、平成30年度から事業を進めており、2級河川沖館川からの河川水を水源とし、計画延長は約13.5キロメートル、総事業費は約27億3000万円を見込んでおります。

令和3年度から工事に着手し、令和5年度は592メートルの融流雪溝を整備し、令和5年度末時点での整備済み延長は約1414メートル、執行済みの事業費は約3億5000万円となっており、事業費ベースでの進捗率は約13%であります。

また、取水施設につきましては、河川管理者であります県との河川協議を令和5

年10月に完了しております。

以上であります。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 現在の進捗が平成30年度からで13%ということでした。なかなか進捗していかない状況だと思います。

本当にお金をかけて造っても、住民の数がどんどん少なくなっていくと受益者が少なくなって効果が下がってしまうのでということになります。本当は早期に実現していただきたいと要望したいんですが、国の補助金もあって、なかなか進捗していかないというのが状況だと思います。

ただ、篠田地区はやはり狭い道路がたくさんありまして、生活に苦勞してる方もたくさんいらっしゃいますので、国の予算獲得等含めて、ぜひ早期に整備していただきたいと要望します。この項は終わります。

最後に、市民美術展示館管理運営委託業務に関連して、質疑いたします。

新しい市民美術展示館が完成して大変よかったなと思います。一方で、古い市民美術展示館のあった場所、善知鳥神社の前のビル、あれがどうなるのかとちょっと気になっているところです。

旧市民美術展示館、以前の美術展示館がどうなるのか、今後どうしていくのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 旧青森市民美術展示館の今後についての御質疑にお答えいたします。

旧青森市民美術展示館閉館後の建物の活用につきましては、今後、他の市有施設同様、市のファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、庁内で利活用の希望について照会を行い、希望がない場合には、建物の解体や売却等も含め、その対応を検討していくこととしております。

○里村誠悦委員長 木村委員。

○木村淳司委員 最後に要望を申し上げます。これから更新時期を迎える公共施設がたくさんあるということは、使わなくなった施設もたくさん出てくるということになります。売り払うとか、売り払えればいいんですけども、正直、最後に売り払うことができるかどうかというのは、建てるときにどこに建てるか、何を建てるかということにかかっていると思います。

ぜひ公共施設の更新に当たっては、最後にどうするかということも考えて建てていただきたいと要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○里村誠悦委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して、マイナ保険証について、

先に質疑します。

先日、市民の方から、市内の薬局で12月からこの保険証は使えないので、マイナンバーカードを準備するように言われたという声が寄せられました。事実と異なる説明やマイナンバーカードの強制を強いる対応は問題だと思います。市としての見解を示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。税部部長。

○横内修税務部長 マイナンバーカード健康保険証についての御質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードの取得や、取得した方の健康保険証利用登録は任意となっており、これらを強制することは適切ではありません。医療機関等の窓口において、資格確認を行う際、特にマイナンバーカード健康保険証の利用を促す際には、丁寧な説明が必要であると考えております。

本年12月1日をもって現行の健康保険証は廃止となり、マイナンバーカード健康保険証を基本とする資格確認方法に移行いたしますが、本年12月1日時点で有効な健康保険証は、翌日以降、最長1年間は利用可能となる経過措置が設けられていること、また、マイナンバーカード健康保険証の利用登録をされていない方については、当面の間、職権交付される資格確認書により医療機関等を受診できるとされております。

今後、医療機関や調剤薬局、市民センター等へのポスター掲示や、国民健康保険被保険者証の一斉更新時に同封し、送付する国保のしおりのほか、「広報あおもり」等で周知してまいります。

○里村誠悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 こういう強制を強いるやり方は適切ではないということでした。

まず、本題に入る前に、これから資格確認書が来年送付されるんですが、政府ははがき方式だとか、現行のカード方式だとかというふうに言っているんですけども、本市の場合、その資格確認書はどのような様式になるのでしょうか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。税部部長。

○横内修税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

資格確認書の様式及び形式につきましては、被保険者及び県内医療機関等において、不要な混乱が生じないようにするため、県内市町村で一定程度の統一的な取扱いをすることとされております。

令和6年6月11日付で県から通知された事務連絡により、資格確認の様式等統一に係るアンケートが現在実施されております。これから協議を行っていくこととなっております。

○里村誠悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 分かりました。

本題に戻るんですけども、市内の薬局で、この保険証は使えないと、次からマイナンバーカードを持参しなさいというふうに、こういう事態になっているのはなぜかと言えば、厚労省がマイナ保険証の利用促進のために、5月から7月の間で、マイナンバー保険証の利用件数の増加率に応じて、最大、病院に20万円、診療所等、薬局に10万円を支援金として配る、総額217億円を投じた政府の利用促進キャンペーンが行われているということが1つの要因になっています。

市として、この政府のマイナ保険証利用促進支援金制度について、市の見解を求めます。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。税部部長。

○横内修税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

本年12月2日以降、現行の健康保険証から、マイナンバーカード健康保険証を基本とする資格確認へ円滑に移行するためには、それまでの間に患者がカードリーダーの操作に慣れていただく必要があります。

そのため、医療機関等での声かけが重要となることから、国において、医療機関等に対する支援金制度を設けたものと考えております。

○里村誠悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それだけでしょうか。

では、市内病院や薬局での支援金制度の実施状況というか、申請状況というか、その辺は市としては把握されているでしょうか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。税部部長。

○横内修税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

当該支援金につきましては、医療機関等から補助金の請求をする必要がない、自動的に利用率——令和5年の10月を基準とした利用率から増加している場合には、国から一方的に交付される制度となっています。

○里村誠悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 まず、この4月に河野太郎デジタル相は、自民党の国会議員に、マイナ保険証を使えない医療機関を見つけたら通報するという文書を配っていたことが発覚し、物議を醸しました。そしてさらに、4月の下旬、今言ったマイナ保険証の利用率が3%以下の病院や薬局に、厚労省から活用を促進するメールが一斉に送りつけられていたということが分かりました。厚労省は、診療報酬の請求実績から、各医療機関のマイナ保険証の利用率を把握しているのだそうです。

この通知が届いた医療機関や薬局は、要するに、政府から目をつけられているようなものだというふうに捉えています。そうした薬局などが焦りなのか、あるいは支援金目当てなのか、そういう2つの側面があると思うんですけども、厚労省は、この支援策を活用いただくためのチェックリストというのを公表しています。

それを見ると、まさしく今回、市民の方が体験したような文言が書かれています。例えば、最初に窓口での対応編ということで見ると、①窓口での声かけ「マイナン

バーカードをご利用ください」なんです。受付の際、これまでの保険証をお持ちですかという問いかけに答えて、まずはマイナンバーカードの利用を声がけしていますか、そこにチェックリストがついているんですけども、さらに持参されていない方には、次回はぜひマイナンバーカードをお持ちくださいと声がけしてくださいというふうにあります。恐らく、その市民の方に声がけした薬局も、そのような政府のチェックリストに従って声がけしたものと推測されます。

もう1つは、チラシやポスターの院内配布、掲示についてです。

マイナンバーカードを利用いただくために、目に見えるところにポスター等の掲示がされていますか、これは一時金支給の条件になりますとわざわざ記載し、ちゃんとやらないと支給しませんよとあおっています。チラシに関しても、厚労省は来院患者に配布するためのチラシを作成しています。こういうチラシを厚労省が作成しています。

本年12月2日から、現行の保険証は発行されなくなりますと大きく書いていて、マイナンバーカードを御利用くださいという、これが厚労省が作ったチラシなんですけれども、これを見ると、もう今の保険証は使えなくなるんじゃないかというふうに思うのも当然だと思います。このポスターの掲示とともに、これもチラシの配布もやっぱり一時金の支給の条件となりますというふうにチェックリストにもあおられて書かれています。

ここまで支援金をちらつかせて、国民に、市民に、義務でもないマイナンバーの利用をあおるやり方は、利用したくない国民にとっては利用の強制にしか感じません。

青森市の事例ではないんですけれども、弘前市の医療機関では、もうすでにマイナンバーカードを持ってこなければ診療しませんと言っている医療機関も実際にあります。

現行の保険証は有効期限まで、来年7月31日まで使えること、さらには、そのあとは資格確認書が送られてくるということ、マイナンバーカードがなくても、医療はきちんと受けられるということをしっかり丁寧に説明することが必要です。今後7月までこの政府の利用促進キャンペーンがやられる中で、今のような市民の声は多くなってくるのではないかと予想されます。

そこで、医療機関や薬局に対しては、マイナンバーカードの強制ではなく、事実をしっかりと丁寧に説明するよう市から要請する考えはないでしょうか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。税部部長。

○横内修税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市は、医療機関の指導監督機関ではありませんので、指導監督機関であります地方厚生局のほうにお伝えいたします。

○里村誠悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そもそもマイナ保険証の普及が進まないのは、病院や薬局での

窓口対応にあるという認識そのものが問題なのであって、持っていて使わないのは、やはり不安や懸念があるからという表れだと思います。それを声がけしていない、窓口の対応に転嫁すること自体、論点のすり替えだと思います。

12月からの保険証の廃止は、やはり一旦立ち止まることが必要だということを指摘して、この質疑は終わります。

次に、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費に関連して、介護保険についてです。

1月31日に、要介護認定の更新の時期を迎えた市民の方が介護認定調査を受け、2月から今まで利用していたデイケアに通うのを週1回から2回に増やそうと思っていたそうです。しかし、相変わらずの認定の結果が遅れますという通知が来たので、2月はこれまでどおり変わらず、週1回のサービスを利用することになりました。要介護認定の通知が届いたのは2月の末、その方は要支援1から要支援2になりました。2月は市の都合で認定が遅れたために、2月はこれまでと同じサービスを利用しました。しかし、1月と全く同じサービスを利用したのにもかかわらず、1月は月2500円、2月はほぼ倍の4700円請求されました。介護度が上がったからです、そういう制度になっていますと言われても、市民は納得できるはずがありません。

質疑します。

同じサービスを利用したにもかかわらず、介護度の違いによって、利用者負担が異なるのはなぜですか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 村川委員からの介護サービスの利用者負担についての御質疑にお答えします。

介護サービスを利用した場合の利用者負担については、本人及び家族の所得に応じて、介護サービス費用の1割、2割または3割とされています。

介護サービス費用はサービスごとに設定されており、サービス提供に係る基本的費用及び事業所のサービス提供体制に係る費用に加えて、通所サービスや施設サービスでは、利用者の要介護度に応じて決定する仕組みとなっています。

そのため、利用するサービスの種類によっては、同じサービスを利用した場合でも、要介護度により利用者負担は異なることとなります。

○里村誠悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今回のこの問題の根源はやはり、認定調査の遅れだというふうに思っています。

あなたは2月から要支援2です、1から2になりましたと。要支援になると、介護になると、介護度が上がるので、月々の請求額はこうなりますというふうに、2月にちゃんと認定が決まっていれば、こういう問題は起こらなかったし、更新と同時にデイケアの回数も増やせるということになるので、今回のような誤解は生まれ

ないのではなかったかと思います。

そこで質疑します。

昨年12月議会で、介護認定調査の遅れを指摘し、改善を求めてきましたが、この間、要介護認定に遅れが生じないよう、どのような取組を行ってきたのでしょうか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。介護認定が遅れないための本市の取組についてです。

要介護認定については、介護保険法の規定により、原則として申請日から30日以内に認定結果を通知することとなっています。

高齢化の進展により要介護認定数が増加する中、要介護認定に遅れが生じないよう、本市では、認定調査員を平成25年度の8人から現在は11人に増員し、認定調査の体制を整備したほか、複数の申請者が同一の病院や施設に入院、または入所している場合は、1回の訪問で複数の認定調査をし、効率的に認定調査を行うなどの取組を行ってきました。また、窓口で申請を受け付ける際、次回の受診予定日まで日数を要する場合は、できるだけ早めに受診するよう申請者に声がけしているほか、青森市医師会を通じて、各医療機関に対し、期限内に主治医意見書を提出するよう働きかけをしてきたところです。

今後とも、可能な限り30日以内に要介護認定が行われるよう努めてまいります。

○里村誠悦委員長 村川委員。

○村川みどり委員 要望ですけれども、介護認定の遅れが、まず今回の問題の1つだったのと、市民の方に対して問い合わせしたんですけれども、こういう制度だから、こういうふうな決まりだからというふうな説明だけでは、やっぱり納得できないと思います。

もっと市民の方に寄り添った丁寧な説明をしていただくことを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○里村誠悦委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時30分からといたします。

午後2時53分休憩

午後3時30分再開

○里村誠悦委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブの木下靖です。

6月補正予算案について、まず、道路整備事業について、その事業内容をお尋ねいたします。

次に、関連しまして、道路に引かれている路面標示について、道路管理者と公安委員会との管理区分についてお示してください。

なお、最初の質疑につきましては、竹山委員からも同様の質疑がありましたので、答弁内容が同じであれば省略してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木下委員の道路整備事業の概要につきましては、竹山委員への答弁と同様でありますので、割愛をさせていただきます。

続きまして、路面標示の管理区分に関する御質疑にお答えをいたします。

道路に設置されている路面標示は、交通の安全と円滑を図るため、道路法に基づき、国道・県道・市道を管理する各道路管理者が設置する区画線と道路交通法に基づき公安委員会が設置する道路標示があります。

本市などの道路管理者が設置する区画線には、主なものとして、道路中央線、車道外側線などがあります。また、公安委員会が設置する道路標示には、主なものとして、横断歩道、停止線、進行方向を示す矢印などの指示標示と最高速度などを示す規制標示があります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 ただいま理事から、路面標示については、国とか、県とか、市が管理する区画線、中央線とか外側線、それで道路交通法に基づいて管理される横断歩道とか、停止線、矢印等があるということでした。

それでは、市が管理している区画線の引き直しなどの補修はどのようにして行われるのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

本市が管理する区画線の補修につきましては、交通安全施設整備事業により実施しております。区画線の引き直しなどの補修は、職員による調査や、町会・町内会、市民の方などからの情報提供等も踏まえ、薄くなるなど、見えにくい箇所を選定するとともに、交通量や通行の安全性を勘案し、緊急性・優先度を判断して、施工箇所を選定し、早期に工事発注をすることとしております。また、あらかじめ債務負担行為を設定し、新年度を待たずに前倒しで、例年2月ごろに工事を発注しており、雪解け後、速やかに工事に着手できるようにしております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 市が管理している区画線については、職員の調査とか、町会等から

の要望等によって、補修が行われると。

問題は、公安委員会が管理している横断歩道、あと停止線等の道路標示についてですけれども、毎年、これは雪解けとともに、消えかかった横断歩道とか、停止線なんか引き直しされると思うんですけれども、市民等から、当然、いきなり公安委員会に行くということはめったになくて、恐らく市に情報が寄せられると思うんです。その場合、市ではどのような対応をしているのかお示してください。

○里村誠悦委員 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

市民の方などから、横断歩道や停止線などの道路標示が消えたり、薄くなって見にくいといった情報が本市に寄せられた場合には、本市では、速やかに青森警察署へ、その旨を情報提供し、対応していただくようお願いをしているところであります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 管轄が公安委員会ということなので、市に寄せられた情報は速やかに警察のほうへということですよ。

そこで、市民から、特に学校周辺の横断歩道とか、停止線、これが特に、雪が解けて、新年度が始まる頃、消えかかっている状態というのが多いわけなんですけれども、実際にやるのは、公安委員会が管轄なので、引き直しをやるんでしょうけれども、一律にやるのではなくて、その学校周辺、要するに子どもたちが通学のために通る箇所、こういったところを優先的にやってもらえないものだろうかという声が上がっているんですが、現状、どういうふうになっているのかお示しいただけますか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

学校周辺の横断歩道等の引き直しについて青森警察署へ確認しましたところ、学校周辺の横断歩道等の引き直しは優先的に行っているということでありました。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 現状は、学校周辺の横断歩道等を優先的に引き直しをしているということを警察に確認されたということで、そのようになっていますよということを市民の方にお返しいたします。

ありがとうございました。この項はこれで終わります。

続きまして、学校における働き方改革環境整備事業について。

これも複数の委員から質疑がもろにかぶってしまっていて、詳細な説明をされていまずので、もう大分ないんですけれども、細かいところについて、幾つかということでお伺いをします。

それでは、午前中、自動採点システムについて、工藤夕介委員への答弁中、1人の教員が1回の定期テストの採点にかかる業務時間は、1学級当たり1時間30分程度となっており、採点業務にかかる時間は約6時間というふうにありました。これは、1人の教員が受け持つ採点業務が4学級分であるという意味でよろしいのでしょうか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 木下委員の自動採点システムに係る御質疑にお答えいたします。

1人当たりの教員が受け持つ採点業務、この学級数についての御質疑でしたが、4クラス分と想定しての計算となります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 4クラス分と想定してということだったので、絶対4クラスということではなくて、おおむね4クラスで積算すると、この時間だという話ですよ——はい。

それで、非常に細かい話になっちゃうんですけども、午前中、教育長の答弁中、この自動採点システムを導入することによって、このうちの約2分の1から3分の1程度が削減されるということは、1回の定期テストにつき、3時間から4時間、年間で18時間から24時間の軽減になるという答弁があったんですが、今のお話でいくと、大体4クラスの受け持ちで6時間の業務だと。それで、そのうちの約2分の1から3分の1ということは2時間から3時間が1回当たりの軽減になる。掛ける6ですから、12時間から18時間の軽減になるということで、ちょっと数字が合わないんですけども、この点についてはどういう積算なのでしょう。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 軽減される時間についての再度の御質疑にお答えいたします。

午前中の答弁で、大体2分の1から3分の1——1回の定期テストにつき2時間から3時間、年間で12時間から18時間、そちらのほうと答弁では3時間から4時間、年間で18時間から24時間としたところではありますが、これにつきましては、まず、学級数に幅があるということ、あと、クラスの人数にも幅がある。あとは、今は先行して実施している中学校の状況を見ますと、初めに、これを設定するとき、設定に若干時間がかかると。それが慣れてくれば、さらに時間軽減につながるということで、こういう算式になっております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 分かりました。

4学級分掛ける2時間とか、3時間だけじゃなくて、人数によっても違うし、慣

れによって、スピードも違ってくるとい話ですよ。

それでは、この自動採点システムについては、他の働き方改革環境整備事業と違って、装置の設置ではなくて、システムの使用料というふうになっています。それで、答弁では、各教師の持っているパソコンにインストールして使うと。ということは、そういう自動採点システムというソフトをインストールしてということなんですよけれども、この事業費は、自動採点システムが764万5000円で、計算の仕方が他と違うんですよけれども、仮に1校当たりで計算すると、これは中学校ですので、割る19ということで、約40万円という計算なんですけれども、恐らく、そういう計算ではなくてということなのかもしれません。

この自動採点システムの使用料の積算の根拠、これをお示しいただけますか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 積算の根拠についての再度の御質疑にお答えいたします。

今、木下委員からお話があったように、使用料につきましては、1校当たり、単価も含め、消費税も込みで約40万円と計算しての計算式になっております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 1校当たりでの積算ということで約40万円掛ける19校ということで、この予算額ということですよ——分かりました。

それでは、次に、大型ディスプレイ。午前中の答弁で画面サイズが75インチで、これまでのものよりも大きくて見やすいというお話でありました。

今現在も生徒の1人用端末が導入されてから、教室にはモニターがあると思います。今現在、使われているモニターは、ちなみに何インチかお答えできますか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 モニターの大きさに関しての再度の御質疑にお答えいたします。

現在、学校に配置されているモニターについては55インチ、これから導入を考えているものが75インチということで、先ほど申しましたとおり、各学校においては、教室以外の広い場所でも活用できる、遠隔授業にも活用できるということで、使い勝手がよいものと考えております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 75インチというのはどのぐらいの大きさかということ、横165センチメートルの縦93.35センチメートルなので、豊1枚分をちょっと短くした感じ、25センチメートルぐらい短くした形の大きさと。それで、55インチのモニターと比べると、面積で約1.86倍、2倍近くあるということで、見た感じも大きいんだろうなというふうには思います。実物がないので、実感は湧かないんですけども、そ

のぐらい大きいんだということは理解できます。

それでは、この項の最後に、電子黒板について。答弁では、教師用端末との連携によって、効果的な学びが図れるということでした。

現在、教室に設置されているモニターでは、教師用のパソコンとつないで使うということはできないでしょうか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 現在、用いているモニターについての再度の御質疑にお答えいたします。

現在、学校に配置しているモニターにつきましても、先生方の端末で連携を図りながら映し出すことはできます。ただし、電子黒板のほうは、さらによい点がありまして、電子黒板は、そのままタッチパネルにタッチすることによって、実物を大きくしたり小さくしたり、実際の動画を流したりということで、操作的なものも含めて、いわゆる教師の準備等に関わる時間の短縮につながると考えているものであります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 教師用の端末とつなぐことはできるけれども、これまでのディスプレイと違って、いわゆる電子黒板に、実際にタッチして操作できるという点が違うということで、今回はあれですね、教育研修センターに2台導入して、まず、先生たちに使ってもらって、果たしてどうなのかということを見極めるということだと思うので、予算的にも見れば、1台で約150万円、そういう高価なものなので、本当に有効なものなのであれば、これから先、導入ということもあると思うんですが、その辺はよく見極めてということで理解いたしました。

それでは、働き方改革については以上です。

次に、小・中学校の修学旅行費の一部公費負担について。今回、小学校の児童1人当たり3万5000円、これが提案されたときにお聞きしたのは、対象の小学6年生の児童が1638名いるということで5733万円、中学校の生徒1人当たり6万6000円の公費負担、1698名分で1億1206万8000円で合わせて1億6939万8000円というふうになっていました。

そこで、現在の小・中学校で、実際に行われている修学旅行にかかる旅費は、その学校によって、それぞれ異なっているというふうに思いますが、小・中学校それぞれの令和5年度における修学旅行費の最低額及び最高額、これをお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 修学旅行費の最低額・最高額についての御質疑にお答えいたします。

令和5年度における修学旅行に係る旅行代金につきましては、小学校で、最低額が3万6000円、最高額が5万5500円、中学校で、最低額が7万2000円、最高額

で10万円となっております。

○里村誠悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 小学校の最低が3万6000円、最高が5万5500円ということで、3万5000円の公費負担があれば、修学旅行費が低いところであれば、保護者の負担が1000円、最高額のところでも2万円足らずの負担で修学旅行に行けると。

中学校では、一番低いところでは7万2000円なので、保護者がプラス6000円の負担、一番高い中学校でも3万4000円。まあ、10万円から3万4000円になるんですから、いずれにしても保護者にしてみれば、大変大きな助けになるなというふうに思います。

これが、次年度以降も行われると思いますので、各小・中学校の修学旅行費がこのまま推移するのか、あるいは、そういう補助があるのであれば、ちょっと内容を見直すかというふうになるか、それは別として、この事業は、子育て支援としては大変ありがたいものだというふうに思います。修学旅行費については、これで終わります。

それで、最後、10款6項3目学校給食費について。食材費の価格高騰に対応するため、令和5年度から令和6年度にかけて、1食当たりの単価引上げに伴う増額分に係る経費について、県交付金を充当することであるが、今回の給食1食当たりの単価引上げに伴う増額分9144万4000円の算出の内訳をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 木下委員からの給食1食当たりの単価引上げ分についての御質疑にお答えいたします。

本年10月から県が実施いたします学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金は、令和5年度に学校給食費無償化事業を実施している場合には、その事業の財源としての充当は認められておりませんが、給食食材の充実や食材費の高騰への対応として、令和5年5月2日以降に給食単価を引き上げた場合の差額は拡充分として交付金の充当が認められているものであります。

給食1食当たりの目安としている単価につきましては、令和5年度当初におきまして、小学校260円、中学校320円としてきたものを、昨今の急激な物価高騰による給食材料費の値上がりを受け、令和5年10月に、小学校は290円、中学校は357円へ引き上げたものであります。

委員お尋ねの増額分9144万4000円の算出の内訳につきましては、先ほど御答弁いたしました単価の差額、小学校30円、中学校37円に、就学援助費対象児童・生徒以外の児童・生徒数及び令和6年度の給食提供日数を乗じ、小学校が5665万6000円、中学校が3478万8000円、合計で9144万4000円としているところであります。

○里村誠悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 令和5年5月1日現在のいわゆる基準額ですよ、これが小学校260円、中学校320円。この金額は、学校給食費の公費負担制度を導入するとき

の1食当たりの給食費、そのまんまだと思うんです、260円と320円という。それが、昨年5月1日までは、その価格のまま来ていたと。そこから、食材費の高騰で、小学校が290円、中学校が357円まで上がって、その差額、小学校は30円掛ける児童数掛ける給食提供日数ということで5665万6000円と。中学校が、差額の37円掛ける生徒数掛ける提供日数で3478万8000円と。

当初は、県の交付金が新規の子育て支援策にしか充当できないというふうに聞いていたんですが、この給食費の増額分にも使えるようになったということは幸いでした。

そこで、お尋ねをします。今、教育部長から答弁された令和5年度の1食当たりの給食費、いわゆる高騰前の260円と320円、ここを基準として、次年度以降も、増額分については、県の交付金の充当が認められるということでしょうか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 次年度以降の交付金の充当についての再度の御質疑にお答えいたします。

本年3月26日に県が開催いたしました学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金に係る市町村説明会におきましては、当該年度の5月1日時点の給食費単価が市町村が負担している令和5年5月1日時点の給食費単価よりも上昇した場合の差額については拡充分として交付金の充当を認めるとの見解が示されており、これを踏まえますと、次年度以降の増額分も交付金の対象となるものと考えております。

○里村誠悦委員長 木下委員。

○木下靖委員 食材費の高騰は今後も予断を許さない状況にあるんですけれども、令和5年5月1日時点から今後1億円以上の増額となるのはもうすぐだというふうにも考えます。しかし、県の交付金が、次年度以降の増額分も対象ですという答弁でしたので、私の質疑はこれで終わります。

○里村誠悦委員長 次に、蛭名和子委員。

○蛭名和子委員 立憲民主・社民、蛭名和子です。

最初は、2款総務費2項徴税費1目課税費、定額減税補足給付金給付事業についてです。

国の経済対策として、所得水準や世帯構成等に応じて、各種給付金及び定額減税が実施されることになり、昨年は、住民税の非課税世帯や住民税の均等割のみ課税されている世帯に対して10万円の給付、子育て世帯に対して18歳以下の子ども1人当たり追加で5万円の給付を行っています。

このように、住民税非課税世帯等には給付が終了しており、令和6年6月からは、住民税課税世帯について、1人当たり所得税3万円、住民税1万円、合計4万円が減税されることになっております。

具体的には、納税者本人とその扶養家族を対象に1人当たり所得税3万円と住民

税1万円、年間で合わせて4万円を減税する内容です。ただし、もともと納める税金が少なく、減税し切れない人には差額を給付する調整給付という仕組みがあります。

定額減税補足給付金は、このように定額減税し切れないと見込まれる調整給付と聞いております。

質疑は、定額減税給付金給付事業について、その概要をお示しください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。税部部長。

○横内修税務部長 定額減税補足給付金についての御質疑にお答えいたします。

定額減税補足給付金は、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための一時的な措置として実施される、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の定額減税の対象者のうち、定額減税し切れないと見込まれる方に給付するものであります。

本給付金の算定方法につきましては、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき所得税3万円、個人住民税所得割額1万円を、令和6年分の推計所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額から減税し切れないと見込まれる額をそれぞれ算出し、その合算額を1万円単位に切り上げて算定した額を給付金とするものであります。

なお、令和6年分の所得税額については、年末調整や確定申告が行われるまで確定いたしません。本制度の目的である国民負担の緩和のため、早期に給付する必要があることから、推計所得税額として、個人住民税の課税情報を基に把握した令和5年分の所得税額を算定に用いることとされております。また、令和6年分の所得税額確定後、給付金が不足であった方には、来年度、差額分、これも1万円単位に切り上げた額となりますが、差額分を給付することとされております。

今後のスケジュールであります。本給付金については、住民から自治体への申請期限は遅くとも本年10月31日まで、自治体における支出決定の期限は遅くとも本年11月30日までとすることが国から示されております。現在、本給付金の対象者リストの作成や算定作業を行っているところであり、7月中をめどに準備が整い次第、全対象者に申請書を郵送し、申請受付を開始することを予定しており、今後、「広報あおもり」等で周知してまいります。

○里村誠悦委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 新聞報道等でも自治体の負担が非常に大変だということを報道されておりましたが、今の説明を聞きましても、本来、所得税は国税なので、国がやるべきですけれども、市が所得税を把握できないために、仮の計算を今年して、来年また確定分で調整するということが非常に大変だと思っております。

それで、本給付金の対象者はどれくらいになりますかと聞いたんですけれども、今、作業中だということで、まだ出せないということで了解しました。

ただ、今、作業している対象である人というのは、私はちょっと考えたんですけ

れども、税務概要の市民税の欄に、個人市民税で所得割と均等割を納める者で給与特別徴収が9万308人で、年金特別徴収及び普通徴収という人が3万2182人いるんですけれども、今、作業を行っているのは、この人なのでしょうか、分かりましたら。後でもよろしいですけれども。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。税部部長。

○横内修税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

定額減税補足給付金の対象者については、普通徴収であったり、年金特徴であったり、そこにかかわらず、個人住民税の所得割額が課税されている人で、結果的に減税し切れない人の分を今、計算している状況であります。

○里村誠悦委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 分かりました。とにかく大変な作業であることは間違いないと思います。

それで、この事業の実施に係る経費をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。税部部長。

○横内修税務部長 事業実施に係る経費についての御質疑にお答えいたします。

令和6年度当初予算において、給付金として23億3140万円を計上しているほか、事務費として、会計年度任用職員の任用等に係る人件費、給付金システムの開発・運用や、申請書類等の封入・封緘等を行う委託料、申請書類等の郵便料や口座振替手数料など6766万7000円、合計で23億9906万7000円を計上しております。

○里村誠悦委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 これは当然、全部、国が10分の10ということによろしいんですよ——はい。

それで、次の質疑なんですけれども、やはり年金受給者からも自分の場合はどうなるんだと聞かれております。

次の質疑は、公的年金等を受給していることにより、所得税や個人住民税が課税されている方の定額減税の実施方法をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。税部部長。

○横内修税務部長 公的年金等受給者の定額減税についての御質疑にお答えいたします。

所得税及び個人住民税所得割額に係る定額減税の実施方法は、給与所得者、事業所得者等、公的年金等受給者の徴収区分ごとに異なっております。このうち、公的年金等受給者の場合は、所得税については本年6月分の源泉徴収税額から、個人住民税所得割額については本年10月分の特別徴収税額から減税され、減税し切れない場合は、それぞれ以降の税額から順次、減税されます。

○里村誠悦委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 ありがとうございます。

本当にそれぞれ、年金受給者であったり、給与所得者であったり、無職の家賃収

入とか、そういう個人事業主とか、様々、違ってきて、本当に煩雑で分かりにくい制度だと思っています。

それで、定額減税される一方で、所得税から引かれたり、住民税から引かれたりしているのを全く気がつかない人は、なんで自分のところに来ないんだというふうに思う人もいますし、既にもう非課税の方からも、もらえるのかという話も来ていますので、本当に周知・広報はしっかりとやっていただきたいと思っています。国からのひな形は示されているようですけれども、より分かりやすい内容でお願いしたいと思います。

あと、コールセンターは設置されるんですね。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。税部部長。

○横内修税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

問合せ先として、青森市になりますが、それは電話番号等を表記してお知らせいたします。

○里村誠悦委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 以上、よろしくお願ひします。定額減税補足給付金給付事業はこれで終わります。ありがとうございました。

次は、第4款衛生費第3項斎場費第1目斎場費の青森市斎場建替事業についてです。

火葬需要と市民ニーズに対応できる新しい斎場の建て替え事業として、令和6年度予算に3億2524万3000円が計上されております。青森市斎場建替事業のこれまでの経緯と本年度の実施内容をお示しく下さい。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 蛭名委員の青森市斎場建替事業についての御質疑にお答え申し上げます。

青森市斎場は、昭和47年に供用開始以来、各所に経年劣化が見られるなど、施設の老朽化が懸念されまして、また、急速な高齢化の進展により、火葬件数の増加が予測されたこと、社会状況の変化に伴う斎場に対する新たな市民ニーズへ対応する必要があるために、青森市斎場を現地において建て替えする基本計画を令和4年に策定いたしました。

その後、各種調査を経て、施設整備と運営を一体で発注する事業方式により、令和5年2月に総合評価一般競争入札を公告し、同年8月に本事業の事業者を決定したところであります。昨年12月の令和5年第4回青森市議会定例会におきまして、契約締結などの関連議案について御議決をいただきまして、施設整備の設計業務を進めてきたところです。

本年度は、引き続き、基本設計及び実施設計業務を進め、年内には駐車場を先行整備するための工事着手、年度内には本体工事に着手する予定でありまして、新たに整備される青森市斎場は令和8年10月に供用開始予定であります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 次は、新たに建設される青森市斎場の施設概要をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 新斎場の施設概要についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

新たに建設されます青森市斎場の施設概要の主なものといたしましては、遺族控室がこれまでの4室から7室に増えまして、また、告別室兼収骨室がこれまでの2室から4室と増えますことにより、同時に火葬できる件数が増えます。現在の斎場では、夕方前までに終了できる火葬が8件と夕方の火葬が4件、1日最大12件であったものが、夕方前までの早い時間に終了できる火葬件数が1日当たり14件と増えまして、増加する火葬需要に対応したものとなっております。

ほかにも、キッズルーム、授乳室などを新たに整備しまして、トイレをはじめとする設備についてもバリアフリー対応とします。駐車場につきましては、これまでの普通車30台分から66台分と増えまして、利便性が向上するものであります。

また、動物火葬の利用者と通常の火葬利用者との動線を分けるなど、それぞれの心情に配慮した施設機能となっております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 新たに建設される青森市斎場でありますけれども、公共の建築物でありますので、地球温暖化対策について何か取組はされているのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 青森市斎場の地球温暖化対策についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

新たに建設される青森市斎場における地球温暖化対策の取組といたしましては、高い性能を発揮する火葬炉を導入することで、環境負荷が低減でき、電気と灯油の使用量を節減できるというのが主なものと考えております。そのほか、再生可能エネルギーによるものとして、場内の道路において、ソーラー発電によるLED街路灯の設置を予定しているところです。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 屋根に太陽光パネルを置くとか、そういうことを期待したんですけれども、残念ですが、やれないのか、やらないのか——分かりました。

地元の方でやはり、今月の1日に亡くなられた方が火葬されたのが10日だと聞いておりました。やはり今も大変な状況にあると思いますので、今後、ますます需要が高まるという言い方が適切かどうか分からないんですけれども、そういうこと

があると思いますので、また引き続き、市民が使いやすい斎場になるようにやっていただくようお願いして、この項は終わります。

次は、2款総務費1項総務管理費4目企画費、青函ツインシティ推進事業です。

青森市と函館市は、青函トンネルの開通を契機に、新青函経済文化圏の形成を目指し、文化、スポーツ、観光、経済等の幅広い分野における交流を図り、お互いの友情を育み、末永い友好親善と将来の飛躍的發展を念願して、青函トンネル開業の翌年、平成元年3月13日にツインシティ提携の盟約を締結したとあります。

毎年、幅広い分野での交流事業を実施しているようであります。青函ツインシティ推進事業の取組内容をお示しく下さい。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 青函ツインシティ推進事業の取組内容についての御質疑にお答えいたします。

青函ツインシティにつきましては、先ほど、蛭名委員からも御紹介ありましたとおり、青森・函館の両市が文化、スポーツ、観光、経済等の幅広い分野で積極的な交流を図り、末永い友好親善と将来の飛躍的な發展を念願し、平成元年3月に盟約を締結し、同年4月に青森・函館ツインシティ推進協議会を設立し、教育・文化やスポーツなどの分野におきまして交流を進めてまいりました。

当該協議会では、幅広い分野で活発な交流が行われるよう、スポーツ交流大会や音楽演奏会、合同研修会といった両市で活動する多くの団体や企業等が行っている交流・連携事業の取組の紹介や活動の後援などを通じまして、両市における意識の醸成を図る取組を行っているほか、協議会が主催する事業といたしまして、世界文化遺産登録を記念し、両市民への周知と交流を促進するための北海道・北東北の縄文遺跡群PR事業、両市の魅力を市内外にPRすることを目的とした写真コンテストなどにも取り組んでおり、令和5年度におきましては、青函ツインシティとしての交流事業数は116事業となっております。

令和6年度は、ツインシティの盟約の締結から35周年を迎えることから、文化、観光、経済等の各分野で交流事業を創出し、交流人口の拡大と誘客促進によりまして、両市のさらなる地域活性化を図るため、35周年記念事業を実施することとしております。

○里村誠悦委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 当初、55事業で始まった交流事業数が現在は116事業を超えるということで、すごい広がりがあるんだなと思っております。

それで、今年、35周年記念事業を行うということで387万7000円が計上されております。この青函ツインシティ提携35周年記念事業の概要をお示しく下さい。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 青函ツインシティ提携35周年記念事業の概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

青函ツインシティ提携 35 周年記念事業といたしまして、6つの事業を予定しているところであります。

1つ目は、函館市を会場に、交流団体による記念演奏のほか、両市の高校生による産学連携商品開発の取組内容の発表及び開発した商品のお披露目と試食なども組み込んで行う青函ツインシティ提携 35 周年記念式典の開催、2つ目は、青森ねぶた祭と函館港まつりにおきまして、青函ツインシティのロゴマークを掲示してPRする、イベントでの相互PR事業の実施、3つ目は、世界文化遺産に登録された両市の縄文遺跡群を相互に訪問し、理解を深めることで文化交流を図る北海道・北東北の縄文遺跡群相互訪問ツアーの実施、4つ目は、函館駅構内におきまして、両市の事業者が青函連携により開発された商品を販売するほか、本市の観光プロモーションを行う青函ツインシティフェスタの開催、5つ目は、両市の高校生と株式会社セブン-イレブン・ジャパンが共同で地元の食材等を活用した新商品を開発するとともに、店舗での販売実習を行う青函産学連携商品開発の実施、6つ目は、両市の小学生を対象に、プログラミングの基礎とプログラミングを活用したロボットの操作を学ぶワークショップを開催するほか、学んだ成果を発揮する機会を提供し、交流を図る青函子どもロボコン大会の開催、これら各分野における記念事業を8月から12月にかけて実施することを予定しており、現在、函館市や関係団体等と調整を図りながら鋭意準備を進めているところであります。

また、記念事業のほかにも、ツインシティ 35 周年と連動した取組といたしまして、10月には、青函圏の料理人が食を通じた地域振興や両地域の食資源について意見を交わす津軽海峡エリア料理人フォーラム in 青森の開催、12月には、市内の大学生チーム等に加え、本市が招待する函館市のチームがビジネスアイデアを競う学生ビジネスアイデアコンテストの開催を予定しております。

このように、様々な分野において、節目となる 35 周年の機運を醸成するとともに、さらなる交流の促進を図る事業の実施を予定しているところであります。

○里村誠悦委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 8月から12月にかけて、いろんな記念事業が開催されるということで、どれも本当に楽しい記念事業になるのではないかと思います。去年開催された縄文遺跡群の相互訪問もすごい人気があったと記憶しております。

それで、こういった記念事業の周知についてはどのように行うこととしているのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 35 周年記念事業の周知活動についての再度の御質疑にお答えいたします。

35 周年記念事業の周知活動につきましては、両市の広報誌におきまして、両市長からの新年の挨拶の中で 35 周年を記念するメッセージを掲載したほか、日頃から青函交流事業を行っている団体等が交流事業を実施する際、大会名やイベント名等

にツインシティ提携 35 周年記念を冠して実施することにより周知を図っているところであります。

今後におきましては、35 周年記念事業につきまして、広く両市市民に周知するため、7 月以降、ホームページや SNS 等の市の広報媒体を活用するほか、チラシやポスターを作成し、公共施設及び交流事業を行っている団体等に配布や掲示の協力をお願いすることとしております。これに加えまして、それぞれの記念事業についても、開催時期に合わせて、函館市と緊密に連携しながら、35 周年の機運を高めるため、積極的に周知活動を展開してまいります。

○里村誠悦委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 7 月以降、チラシとか、広報になるかと思います。引き続き、青函の交流に取り組んでいただきたいと思います。私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○里村誠悦委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど、事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 24 分散会

2日目 令和6年6月19日（水曜日）午前10時開議

○里村誠悦委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き、付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願い申し上げます。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
自民クラブ、澁谷でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、不妊治療費助成についてお伺いをしたいと思います。4款衛生費1項保健衛生費4目母子保健費に関連して、お伺いさせていただきます。

令和6年4月から、青森市で不妊治療費助成事業を行ったと思うんですけども、先日の東奥日報のほうに青森県で全額補助をするという新聞の報道がありました。

私は青森市にお金をくれて、青森市で全額補助という事業になってくれればよかったのになという、少し残念な気持ちはあったんですが、1点だけこの事業についてお伺いしたいと思います。

青森県の不妊治療費助成事業が開始された後、青森市の不妊治療費助成事業は今後どうなるのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
澁谷委員からの不妊治療費助成事業についての御質疑にお答えいたします。

県において、令和6年7月1日以降に治療を開始した医療保険適用の生殖補助医療について、高額療養費の額等を控除した治療費の自己負担額を全額助成する事業を開始する予定としております。

本市の不妊治療費の助成事業についてであります。令和6年4月1日から6月30日までに治療開始した不妊治療分につきましては、本市に申請していただくこととなりますが、7月1日以降に開始した治療に係る費用については、県に申請することが可能となっております。

本市の助成事業について、不妊治療は個人によって内容や期間等が異なりまして、1回の治療に数か月かかることもあるため、現時点で本市に治療費助成の申請はまだありませんが、相談は10件程度来ております。本市への助成の申請は令和7年3月31日までとしております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

青森市に寄せられる相談件数は結構多かったように聞きました。なので、これから7月に始まります県のほうで経済的負担の軽減を重荷に感じる方や希望する方が、早期に治療を受けられるようになっていただければいいなというように思います。この質疑についてはこれで終わります。

次に、中小企業金融対策事業についてお伺いします。7款商工費1項商工費2目商工業振興費に関連して、お伺いさせていただきます。

以前から、予算特別委員会のほうで、地場産業振興資金事業について質疑させていただきました。中小企業を対象とした資金調達の支援は、市内の経済活性化につながっていく大切なものだと私は思っております。地元の事業者としての活動を通じて地域の中小企業の方々、金融機関とお話させていただく機会が多いんですが、まさにこの青森県青森市連携融資制度というものに対して、皆さん大分支援を受けたいなと思っている業者の方々が多いように感じております。

そこでお尋ねします。

青森県青森市連携融資制度の概要をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 澁谷委員からの青森県青森市連携融資制度の概要についてお答えをいたします。

本市では、中小企業者の資金調達を支援するため、青森県と連携し、県の融資制度を利用する方を対象に、市が信用保証料を助成しております。

具体的には、融資に関する本市の信用保証料助成といたしまして、1つに、創業に取り組む方に対して市が7割、県が3割、2つに、売上高の減少等により、資金繰りに窮している方に対して市が全額、3つに、運転資金等の事業活動資金を必要とする方に対して市が3割の支援をそれぞれ行っております。

また、令和6年度からは新たに陸奥湾ホタテガイ高水温被害により、事業活動に影響を受けた水産加工業者等の融資につきましても、市が信用保証料の全額を助成することとしております。

以上です。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 御答弁ありがとうございます。

信用保証料を負担するというところで、地域の中小企業の方々を支援されているということで、令和6年度からは事業内容を拡充して、水産加工業者の皆さんにも多く使っていただきたいということも、これで分かりました。

ただ、保証協会さんのほうで、そんなにお金がたくさんあるんだなというようにも1つ思うんですけれども、これについて令和5年度の実績をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 令和5年度の実績についての再質疑にお答えをいたします。

令和5年度におきまして、県の融資制度を利用した方を対象に市が行いました信用保証料助成の実績についてでありますけれども、1つに、創業に取り組む方を対象としたもので91件、4億338万円の融資に対しまして約1153万円、2つに、売上高の減少等により資金繰りに窮している方を対象として9件、1億950万円の融資に対しまして約284万1000円、3つに、運転資金等の事業活動が必要な方を対象として190件、13億6856万円の融資に対し、約900万5000円となっております。

本市では令和6年度におきましても、前年度と同程度の予算額を確保し、中小企業者の資金調達を支援することとしておりまして、今後も制度の利用状況等を踏まえまして、柔軟に対応してまいります。

以上です。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

令和5年度には多くの利用実績があった、そして、令和6年度においても、事業者の資金調達を支援するための予算が確保されていることがよく分かりました。制度の利用状況を踏まえて、柔軟に対応していただけるということだったので、寄り添った支援をこれからもお願いしたいと思います。

ただ、運転資金調達という部分では、銀行のほうは、あまりそんなに自分たちのお金を人に簡単に貸すものではないというように思っておりますので、青森市役所で、例えば、セーフティーネット保証5号認定、4号認定等の認定をしなくてはいけないもの、それと信用保証協会と一緒に計画をつくっていくとか、相談をしながら進めていくと思いますので、その連携というのは、銀行であったり、行政であったり、保証協会であったり、青森県であったりと、全てのものが連携しないと、なかなかその資金調達——企業はもうけていけば資金調達はしないと思います。僅かながらですけれども、1年の間にどうしても資金が必要になってしまうという思いで、この融資制度を受けに来る方というのが多いと私は感じております。なので、その部分をよく相談しながら連携を取って今後も進めて、取り組んでいただきたいというように思います。この項については以上で終わります。

次に、部活動指導員についてお伺いいたします。10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費に関連して、お伺いいたします。部活動指導員が今年度増員していると伺いました。今年度の配置状況についてお示ください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 澁谷委員からの部活動指導員の配置状況についての御質疑にお答えいたします。

部活動指導員配置事業につきましては、学校における部活動の指導体制の充実及び質的向上を図るために、当該部活動に関する実践的指導力を有する方を部活動指導員として中学校に配置しているものであります。

部活動指導員は外部指導者とは異なり、教員と同様に大会への引率や単独での指

導を可能としており、本市においては、令和3年度に2名を配置し、今年度からは5名に拡充し、御指導いただいているところであります。

部活動指導員の配置につきましては、5つの地区に1名ずつモデル的に配置したところであり、浪岡中学校のバドミントン部、筒井中学校の陸上競技部、沖館中学校のバスケットボール部、造道中学校の合唱部、油川中学校の華道部となっております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

モデル的に配置したところ、浪岡中学校、筒井中学校、沖館中学校、造道中学校、油川中学校、このうち文化部が2つでした。文化部は部活動指導員という立場にある人というのはなかなか見つけるのが困難であったかと私は思いました。なので、すばらしい取組だなとは思っております。

次に、部活動指導員について、今後、配置人数は増員していくのかどうかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 今後の配置人数についての御質疑にお答えいたします。

次年度以降の配置につきましては、今年度の部活動指導員配置事業の成果と課題を踏まえながら、また、今年度から県の人材バンクが開始されましたので、この状況を踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 それでは、県の部活動の人材バンクについて市ではどのように今後活用していくのか、お示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 県の人材バンクの活用についての御質疑にお答えいたします。

県におきましては、公立中学校の部活動の地域移行を推進し、運動部活動の地域移行の受皿となる地域クラブの指導者を確保するために、令和6年5月に地域スポーツクラブ活動・学校部活動指導者人材バンクを設置したところであります。当該人材バンクにつきましては、登録希望者がホームページやポスター等に掲載されておりますURLや2次元コードから登録し、教育委員会による審査、面接等を経て、指導者を必要としている地域クラブあるいは学校に配置されることとなっております。

なお、6月13日現在での登録者数は19名となっており、登録者は主に大学生、社会人となっております。

教育委員会では、各校に適切な指導者を配置できるよう、県の説明会に基づいて現在準備を進めているところであります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

登録者は主に大学生、社会人——大学生の方々が青森市内の部活動に目を向けていただいて、1人でも多く登録していただいて、それを活用し、部活動の役に立ってほしいなというように思います。

次に、昨年度における中学校の部活動の外部指導者数をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 外部指導者数についての御質疑にお答えいたします。

令和5年度の運動部における外部指導者数につきましては、ソフトテニス19名、バレーボール13名、バスケットボール15名、サッカー・剣道がそれぞれ6名、軟式野球・バドミントンがそれぞれ5名、陸上競技・卓球がそれぞれ3名、ソフトボール2名、水泳・柔道がそれぞれ1名、体操・相撲についてはゼロとなっており、合計29名となっております。

また、文化部につきましては華道が6名、合唱が4名、家庭部が2名、茶道が1名、吹奏楽・演劇・科学・美術・パソコン・園芸・書道・ボランティア等についてはゼロとなっており、合計13名であります。

運動部及び文化部を合計しますと92名となり、運動部については42.7%、文化部については14.3%で、部活動全体では35.5%において、外部指導者に御指導いただいていることとなります。

以上でございます。

今、運動部の部活動指導者数を29名と言いましたけれども、79名の間違いです。失礼しました。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

部活動指導者であっても、外部指導者であっても、技術的な指導を行うのに、ある程度、誰よりもその部活——文化部にしても、運動部にしても、理解が得られないとなかなか難しいんだらうなというように感じました。

そこで、外部指導者は今後、人材バンクに登録するのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 外部指導者の人材バンクへの登録についての御質疑にお答えします。

外部指導者は校長からの依頼を受けて部活動の指導を担っております。従いまして、現在指導している部活動以外での指導を希望する場合には、人材バンクに登録することが可能であります。

現在指導している部活動以外での指導を希望する場合には、人材バンクへの登録が必要であります。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

お出かけサポート指導員みたいな感じなんでしょうねと思っていました。人材バンクに登録するのは難しいことなのかどうなのかというのは、今現在、コーチをなさっている方々から聞かれたので、これを聞いてみたんですけども、分かる人と分からない人がいます。それは、学校の部活動に携わるだけじゃなくて、自分たちでつくったクラブ、チームにも教えるために、自分たちは今後何をしたいのかという疑問を私に聞かれたので、ちょっと自分でもよく分からないので調べてみたんですけども、この人材バンクには登録するための条件はあるのか、また、研修は行うのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 人材バンクに登録するための条件、そして研修についての御質疑にお答えいたします。

人材バンクに登録するための条件につきましては、県のホームページ、チラシ等への掲載がなくて、説明会においても言及されていないところであります。したがって、配置に当たっては、教育委員会が審査、面接しますので、適切な人材配置ができるよう努めてまいりたいと思います。

そして、配置後の研修につきましては、現在、教育研修センターにおいて、外部人材等の方々を対象とした研修講座を設定しておりますので、人材バンク等で御指導いただく方々についても当該の研修講座を受講していただく予定としております。また、部活動、クラブ活動等への配置に当たっては、指導の心得等についてのテキストを配付したいと考えております。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

テキストがあるということは、大変素晴らしいことだと思います。教育委員会で人材バンクに登録するに当たって審査、面接をするということも難しいことなのではないかなというように思います。

そこで、今後、地域移行が進んでいく中、どのような人を指導者として想定しているのか、お示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 想定している指導者についての御質疑にお答えいたします。

今後、地域移行を進める際に想定している指導者につきましては、指導を引き続き希望する教職員、現在配置している部活動指導員や外部指導者、そして、県が設置した人材バンクを活用し、希望する指導者などを想定しております。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 最後に、休日の部活動の地域移行に向けて、今後の取組内容をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 今後の地域移行に向けた取組についての御質疑にお答えします。

少子化が急激に進展する中、また、教員の働き方改革が進む中で、休日の部活動をこれまで同様の体制の中で運営することは、困難な状況が生じてきていると考えております。

このため、国においては、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという考えの下、地域の実情に応じて、文化スポーツ活動の最適化を図っていく必要があると考えておりますので、教育委員会といたしましても、このことを踏まえつつ、休日の部活動の在り方について、各校及び地域の実情を踏まえながら、生徒・保護者の理解、協力を得て段階的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 御答弁ありがとうございました。

教育長が段階的に進めていくということは進んでいくんだろうなというように認識しました。ありがとうございました。この項については以上で終わります。

最後に、合浦公園の指定管理についてお伺いいたします。8款土木費4項都市計画費4目公園費、公園管理事業に関連して、質疑していきたいと思えます。

まず初めに、合浦公園をはじめとする青森地区の都市公園の指定管理業務の概要をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 澁谷委員からの青森地区の都市公園の指定管理業務の概要につきましての御質疑にお答えいたします。

合浦公園をはじめとする青森地区の都市公園につきましては、平成19年度から指定管理制度を導入しており、現在4期目となる令和4年度から令和8年度までの5年間につきまして、特定非営利活動法人パークメンテ青い森グループと指定管理業務に関する協定を締結しております。今年度の指定管理料は9389万1000円となっております。

パークメンテ青い森グループが行っている指定管理業務につきましては、青森市都市公園の管理運営業務仕様書におきまして、合浦公園、野木和公園、野木中央公園、本町公園、戸山中央公園、戸山西公園、奥野中央公園、はまたて公園、浜田中央公園、八ツ役北公園、平和公園、駅前公園、新青森駅前公園、青森市スポーツ公園わくわく広場、大野中央公園の計15公園における維持管理業務内容や維持管理水準、事業報告等に関する事項などが示されており、主な維持管理業務といたしましては、園内の巡回、清掃、草刈りなどの日常管理、遊具やトイレなどの公園施設の点検、補修、清掃などの施設管理、樹木の剪定や伐採、薬剤散布、花壇への花苗の植付け・水やりなどの植栽管理、噴水や池などの清掃、点検、補修などの池泉管

理、公園案内や利用に関する看板設置や公園利用に関する啓発活動などとなっております。

そのほか、公園の利用促進を図ることを目的に、自主事業として、青森春秋祭りやあおもりマルシェ、時の市などの開催や参画、指定管理制度を導入している15公園の利用申込みの受付、公園使用料の収納事務などを行っております。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 御答弁ありがとうございました。

業務内容については理解しましたが、指定管理者が管理している合浦公園においては、何年も前から池の水が汚れている、また、臭いがするなど、今答弁にありました業務内容のところで、池泉管理という部分がなされていないように感じております。

市民からの苦情で、今回、カラスの営巣とこの池泉管理について大分怒られたので、詳しく質疑させていただきたいと思います。

答弁においては、池の清掃も含まれているということでしたが清潔な状態を維持できるのではないかなという業務内容であると思います。

そこで、再度質疑させていただきます。

合浦公園の池の管理はどのように行っているのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 合浦公園の池の管理についての御質疑にお答えいたします。

合浦公園内には3つの池があり、公園西側にある一の池を起点とし、東側へ二の池、三の池と水が流れ、園外の雨水幹線に放流されておりますが、勾配が緩く、水流が弱いことなどから、落ち葉や枯れ枝、ビニール袋、ペットボトルなどが池に滞留している状況が確認されております。

そのため、指定管理者は園内を巡回した際、滞留物を確認した場合には適宜除去するなどの清掃作業を行っております。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 指定管理者は園内を巡回した際にはごみは拾っているということですが、毎日公園を散歩している市民の方は毎日池を見てごみがある、草が生えている、そんなことを毎日言うんですけれども、ここにはちょっと意見が食い違っているんじゃないのかなというようには感じます。

次の質疑ですが、滞留物の除去は行っているということですが、現状とすれば、ごみやヘドロが沈殿している状態なのではないかなというように感じます。

除去しない限りは、この解決には至らないと私は感じましたが、業務内容で対応が難しいのであれば、別途、指定管理業務の予算を計上して、水の詰まり、ヘドロの沈殿、ごみ、草という、その池がきれいになるにはどうしたらいいのかという対策を講じなければならぬと思います。

そこで再質疑させていただきますが、カラスが営巣した際には、指定管理者はどのように対応しているのか、お示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 カラスが営巣した際の指定管理者の対応についての御質疑にお答えいたします。

指定管理者では、カラスが公園樹木に営巣しているといった公園利用者からの相談を受けた場合や、園内巡回の際に、自ら発見した場合は、威嚇やふん害、鳴き声による騒音被害などを防ぎ、快適に公園を利用できるように、植栽管理の一環といたしまして、指定管理者が必要となる作業車両を手配した上で、その撤去作業を行っております。

○里村誠悦委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

この威嚇やふん害、鳴き声による騒音被害のうち、威嚇が大分多いようで、苦情があったのも、自転車を乗っていても、歩いて行って散歩をしていても、カラスの威嚇というのが、多いというように言っていました。指定管理者のほうには、苦情を何度か言ったことがあるというような話だったんですけども、今の御答弁だと、なかなかこの巣の撤去作業というのが追いついていないのではないかなというように思います。

合浦公園の指定管理者の年間の業務内容にある業務がなされていなければ市民の苦情は起こる、やることが難しくできないのであれば、どうしたらできるのかという相談も、担当課のほうに上がってくるものだと思っているんですけども、なかなかそういうことがないんじゃないのかなというように感じております。

合浦公園は歴史があって、多くの市民の皆さんが利用する公園となっています。だからこそ、やっぱり目につくところはある程度きれいにしていただきながら、公園の維持管理を保っていただきたいなというふうに要望させていただきたいと思っております。

私の質疑はこれで終わります。ありがとうございます。

○里村誠悦委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

まず、10款教育費2項小学校費1目学校管理費、教育環境についてです。

2つありまして、まず、何度も質疑してきた浪岡北小学校と浪岡南小学校の屋根のさびは、浪岡南小学校が令和3年度に完了しておりまして、残りの浪岡北小学校が本年度、設計業務をやっているということ。それで、もう1つは、浪岡中学校が、昨年度は1期工事で、今年度は2期工事の防水工事をやっているということで、長くかかりましたけれども、何とか予算もついて進んでいるんですけども、なかなか私の頭の中で終わりが来ないというんですかね、平成29年第3回定例会から繰り返し質問してきていますので、ちょっと、こだわりというかね、卒業できないと

ということで、今回、卒業できるようにどうか、いい答弁をお願いします。

それでは、浪岡北小学校屋根改修工事設計業務の進捗状況をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 天内委員からの浪岡北小学校屋根改修工事設計業務についての御質疑にお答えいたします。

浪岡北小学校につきましては、屋根にさびが生じていることを確認しており、その状況を注視してまいりましたが、さびが広範囲に及んできたことから、今年度、校舎及び屋内運動場の屋根の全面改修工事に向けた設計を実施することとしております。

この設計業務につきましては、本年6月12日に株式会社八州建築設計事務所と契約額270万1098円で委託契約を締結したところであり、令和7年2月28日までの委託期間としております。

○里村誠悦委員長 天内委員。

○天内慎也委員 業者も決まったということです。

それで、何年前ですかね、七、八年ぐらい前に、この浪岡北小学校の校長先生と約束、アポイントを取って、屋根をできるだけ見せてほしいということで、さすがに屋根の上には上げてもらえませんでしたけれども、一番高いところから見たんです、さびの具合ですね。それで、大変なさびだったということが分かったんです。

それで、あと、令和5年第1回定例会でも質問で私は述べているんですけども、令和4年10月の学習発表会のときに、保護者の方から、ちょうど体育館にみんな集まっているときに雨が降ってきて、雨が強くなってきて、ぶつけ雨になって、それで、みんなの前で雨漏りがあったということも、紹介をしておりました。

そして、今回、設計業務ということですので、設計業務ですから当然、屋根の上には上がって、細かく調査すると思うんですけども、さらに劣化が進んでいるのではないかと思いますけれども、雨漏りが発生しているのかどうかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 浪岡北小学校の雨漏りの状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡北小学校の屋根面につきましては、さびは広範囲に及んでいるものの、現在、建物内に雨漏りは発生していない状況にあります。

○里村誠悦委員長 天内委員。

○天内慎也委員 何年か前に、何か、ちょっと修理みたいな補修をやったのではないかなと思いますので、分かりました。

あと、去年でしたか、中世の館も、すごいさびでありまして、去年、工事が終わったんですけども、何人かの住民からは、緑っぽい色ですよ、あの屋根。とてもきれいなトタンじゃないですか、最高じゃないですか、見違えるほどよくなったというふうな、喜びの声も寄せられていますので、早く浪岡北小学校についても、喜

びの声が寄せられるように、担当の方よろしくお願ひいたします。

次に、浪岡中学校ですが、答弁にも今まであったんですけれども、すごくというか大きい校舎ですね。浪岡中学校の規模が大きくて、昨年度、令和5年度は第1工区、第1期工事を行っていきまして、令和5年12月に完了しているということで、今年度は第2工区ということで、これまでの答弁では、第2工区は管理・特殊支援学級棟と特別教室棟、普通教室棟につながる渡り廊下の工事を実施すると答えていました。ということは、渡り廊下があるということは、これは浪岡総合公園側のほうになるということだと思います。

質疑します。浪岡中学校校舎屋上防水改修工事の進捗状況をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 浪岡中学校校舎屋上防水改修工事についての再度の御質疑にお答えいたします。

天内委員からも御紹介がありましたが、浪岡中学校校舎屋上防水改修工事につきましては、校舎の規模が大きいことから、2つの工区に分割し、令和5年度から工事を実施しており、令和5年度には、第1工区として一般教室棟、木工金工室棟、昇降口棟の屋上防水工事を実施し、令和5年12月に完了いたしました。令和6年度は、第2工区として管理・特別支援学級棟、特別教室棟、普通教室棟につながる渡り廊下の屋上防水工事を実施し、全工区完了する予定としております。

この工事につきましては、本年5月7日に株式会社阿部重組と契約額1億2595万円で工事契約を締結したところであり、本年12月3日までの工期としております。

○里村誠悦委員長 天内委員。

○天内慎也委員 業者が決まったということです。

それで、平成29年に、私は浪岡中学校にも現場を見に行きまして、当時、教頭先生が丁寧に回って、連れていってもらったことがありました。

それで、そのときに見たんですけれども、渡り廊下のところにバケツが置いてありまして、雨漏りがあったんです。そのほかにもあるんですけれども、それがすごく印象に残っていました。

質疑します。浪岡中学校は以前から屋上防水が劣化している状況であったが、劣化は広がっていないのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 浪岡中学校の屋上防水の状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡中学校の屋上防水につきましては、昨年度、改修工事を実施いたしました第1工区の部分で発生していた雨漏りは改善しております。今年度、工事を実施する残りの第2工区につきましては、現在も数か所の雨漏りは発生しているものの、特段、劣化が広がっているという様子は見受けられていないところであります。

いずれにいたしましても、よりよい教育環境の確保に向けて、予定どおり工事を

進めてまいります。

○里村誠悦委員長 天内委員。

○天内慎也委員 分かりました。

これまで、ひどい屋根のさびとか、雨漏りとか、どうなんですかね、浪岡だけなんですかね。青森のほうは、ちゃんと、よく分からないんですけども、前に営繕要望を見たら、青森の学校も雨漏りがあると書いていたんですけども、今の教育委員会のやり方は、何て言えばいいですかね、手入れしないというかね、ペンキを塗ったりもしないじゃないですか。それで、さびれば、さびを放置して、それで雨漏りとかすれば、仕方ないな、工事するかというぐらいの、大体、私から見れば、そう思うんです。

それで、せっかくこうして直してくれているわけですので、浪岡だけじゃなくて、青森のほうもですよ、学校統廃合もこの間、進んできていまして、学校に対する経費だって、幾らかかからなくなったと思うんですよ、幾らかまでは、私は分かりませんが。ですから、それを全部回せとは、さすがに言いませんけれども、1割、2割とか、その手入れにやっぱり回していくべきだと思うんです。もっとですね、今以上に。ということで、そのことを要望して、教育環境については終わります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費に関連して、私も道路の整備事業について質疑します。

大分、質疑が出ておりましたので、答弁は大体、分かっておりますけれども、前議会の予算特別委員会で最低保障に関連して、こんなに雪が早く消えるのであれば、早く、道路もぼこぼこだし、もっと直していくべきでないかというふうに私からも要望はさせていただいております、大変この補正はよい予算だというふうに私は思っております。

それで、かぶりますけれども、まず、事業概要について示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 天内委員の道路整備事業の概要についての御質疑にお答えをいたします。

本市が管理している市道の延長は約1900キロメートルあり、整備されてから相当の年数が経過している箇所が多く、それに伴い、道路の舗装についても老朽化が進んでいるため、毎年、町会・町内会及び市民の皆様から補修等の要望が寄せられております。

道路整備事業は、老朽化した側溝の改修等のほか、常温合材による穴埋めや、加熱合材による部分舗装では対応し切れない箇所について、必要に応じて、路盤材を置き換えるなどの処理を行った上で、部分的に舗装の修繕を行う等の事業であります。

今年は、例年よりも雪解けが早く、道路補修工事の早期着工が可能となりますこ

とに加え、補修が必要な破損状況が著しい箇所が多かったことから、当該道路の補修等に要する予算額を計上し、本定例会において御審議をいただいているものであります。

○里村誠悦委員長 天内委員。

○天内慎也委員 昨日の質疑にも出ていましたけれども、管理区分の質疑内容だとか、あと、補修や区画線の引き直しはどのように行われているかというのがありました。それで、区画線は、中央線とか、外側線などは国・県・市の各管理者がやっている。それで、横断歩道や停止線とか、矢印の規制の道路標示は公安委員会がやっているということでありました。

それで、道路舗装に関連して、次の内容に行くんですけども、近年、結構、騒がれているのがセンターラインとか、ああいう線が消えて、ないし、引き直しも、なかなかされていないという声が多く聞こえてきていました。

その理由として、予算は足りているのだろうかとか、減らされているのだろうかとか、いろいろ考えるところなんですけれども、質疑します。

近年、市が管理している区画線の引き直しが減少しているように感じるが、令和3年度から令和5年度までの過去3か年の当初予算額と施工実績をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

交通安全施設整備事業の令和3年度から令和5年度までの過去3年間の当初予算額につきましては、令和3年度は3804万4000円、令和4年度は3987万3000円、令和5年度は3764万8000円となっております。また、令和3年度から令和5年度までの過去3年間の施工実績につきましては、令和3年度は5万9582メートル、令和4年度は5万1337メートル、令和5年度は4万7760メートルとなっております。

以上であります。

○里村誠悦委員長 天内委員。

○天内慎也委員 答弁を聞くと、単純に予算は減っていますよね、今、三千七百何ぼですか、令和3年度は約3800万円でしたから。それで、それに伴って、施工実績も減るということで、以前、一般質問で、道路舗装の単価を聞いたことがありまして、その時、10メートル掛ける10メートルの100平米で、その単価が令和元年度は80万円なのが、令和4年度は85万円に上がっていると。物価高騰などの影響だと思うんですけども、この区画線の工事単価はどのようになっているのでしょうか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

令和3年度から令和5年度までの過去3か年の1メートル当たりの施工単価につきましては、令和3年度は363円、令和4年度は367円、令和5年度は387円となっております。

以上であります。

○里村誠悦委員長 天内委員。

○天内慎也委員 そう言われても、いまいちぴんとこないんですけれども、令和4年度から令和5年度だと20円上がっているんですよ。そうすれば、10メートルだったら200円、100メートルだったら2000円、1000メートルだったら2万円、そう考えれば、何かぴんとくるなという感じはしますけれども、物価高騰だということです。

あと、もう1つは、実態がよく分かりませんが、ラインを引く業者がどのぐらいあるんだろうな、足りているのかなという、よく実態が分かりませんので、質疑します。

市内における路面表示の施工登録業者は何者あるのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

本市の競争入札参加資格を持つ業者のうち、業種として塗装、部門として路面表示に登録のある市内本社の業者数は、青森地区で34者、浪岡地区で2者の合計36者となっております。

以上であります。

○里村誠悦委員長 天内委員。

○天内慎也委員 考えていたより、大分あるんだなというふうに、浪岡にもあるのは、私は分かりませんでした、2者あるということで。ということで、この業者が一気にやるわけでも当然ないわけですから、入札があるので、それは分かりますが、特に町会・町内会とか、市民から寄せられている道路の舗装をちゃんと進めていくこと、あと、交通安全のためにも区画線の線引きをできるだけ多く進めていくことを要望して、質疑を終わります。

○里村誠悦委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしくお願ひします。

まずは、お礼とお願ひを1つずつ。中学生の自転車通学ですけれども、昨年までは学校指定の白いヘルメットでなければ駄目だったんですが、この春から、新1年生は市販されているヘルメットでもよくなって、利用している生徒が多くなりました。

それで、生徒に聞くと、学校以外でも使うので、白いヘルメットはちょっと使いづらいということで、教育委員会からの通知もあったと思いますけれども、通学はもちろん、安全確保のためのふだん使いが増えるといいなと思っております。

そして、もう1つは信号のない横断歩道なんですけれども、渡ろうとする人がいる場合の一時停止は、青森県は昨年に比べて今年、少し下がりました。47.4%の停止率だそうですが、半分は止まってくれますけれども、半分は止まらないという、そういう数字です。

特に新1年生にとっては、この5、6月が一番、交通事故が多いということです

ので、改めて一時停止の啓発活動の強化と継続をお願いいたします。

それでは、議案別冊、令和6年度青森市一般会計補正予算、12ページ・13ページの総括表に基づいて、お伺いいたします。

まず、子どもの居場所づくり・学習応援事業でありますけれども、今定例会の補正予算に提案されております青森市こども・若者の居場所づくり支援モデル事業については、本会議での蛭名議員への説明で承知いたしました。

様々な原因で生きづらさを抱える中学生から22歳を対象に、より多様な世代の交流の幅を広げるという意味では、子どもたちにとっても意義のある居場所になるかと思えます。

ただ、既存の子どもの居場所づくり・学習応援事業なんですけれども、当初から、その重要性というのは私も質疑をしたりしておりましたが、残念なことに、この数年の利用会員数は10人前後というふうに聞いております。

その子どもの居場所づくり・学習応援事業の過去5年の利用実績をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 工藤健委員からの子どもの居場所づくり・学習応援事業の過去5年間の利用実績についての御質疑にお答えします。

本市では、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもがその能力を伸ばしていけるよう、市内に在住するひとり親家庭等や、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に、学習支援だけではなく、日常的な生活支援や仲間との出会い、活動できる居場所づくりにつながるような支援を行うため、平成28年10月から青森市子どもの居場所づくり・学習応援事業として、平日の16時半から19時半までの間、学習支援等を実施しています。

本事業の募集定員は40名ですが、過去5年間の利用実績としては、令和元年度は26名、令和2年度は24名、令和3年度は18名、令和4年度は16名、令和5年度は12名となっています。

○里村誠悦委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

だんだん減ってきておりますけれども、不登校生徒の様々な課題を考えますと、やはり事業の対象となる中学生は、本来はもっとたくさんいるんだと思えます。

それで、対象となる生徒の条件もありますので、個人情報ですとか、募集・対応に慎重になるというのはやむを得ないと思うんですが、制度を知らない生徒もいるという、そういう実感があるので、NPOも独自に周知活動をしているということでもあります。

個別配付もしてもらっておりますけれども、これはさらに必要とする子どもに必要な支援をきちんとつなげていただきたいと思いますので、継続して周知をお願いいたします。これは要望です。

また、青森市こども・若者の居場所づくり支援モデル事業と併せまして、教育・福祉的な空間、居場所というのは、運営こそNPOに委託しておりますけれども、やはり本来であれば、市の施設として整備されていくほうが一番自然なんだろうと思います。

それで、総合的な子ども・若者の支援拠点をどうするかという、そういう問題になると思うんですけれども、例えば、松原地区に新たな中央市民センターができませんけれども、そちらに新たな機能として設置するのも可能かと思います。

子どもたちの可能性をつなぐためのセーフティーネットでもありますので、福祉部と教育委員会で十分検討しながら、そこは進めていただきたいと思います。では、この項を終わります。

次に、市の施設の環境整備についてお伺いいたします。

青森市の施設のうち、小・中学校、市民センターへのエアコン設置の現状とスケジュールを教えてください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 工藤健委員からの小・中学校及び市民センターへのエアコン設置についての御質疑にお答えいたします。

今年度、設置いたします小・中学校のエアコンにつきましては、学級編制により新たに発生した普通教室につきましては全21室、計21台、職員室及び校長室等につきましては全236室、計300台を本年6月28日までに設置することとしております。

また、市民センターへのエアコン設置につきましては、市内にある11の市民センターのうち、エアコンが未設置の居室がある、中央、東部、大野、横内、戸山、油川及び北部地区農村環境改善センターの7館において、全43室、計67台のエアコンを設置することとしております。

市民センターへのエアコン設置スケジュールにつきましては、現在、請負業者と協議・調整中であるため、明確にお示しすることはできませんが、今後、分電盤や配線などの資材を請負業者が調達し、着工可能な環境が整った市民センターから順次、施工していくこととなります。

請負業者によりますと、資材の調達に最大で4か月程度を要するとのことですが、教育委員会といたしましては、請負業者及び各市民センターと緊密な調整を行いながら、可能な限り早期にエアコンを設置・稼働できるよう努めてまいります。

○里村誠悦委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 では、続けまして、青森市の施設のうち、支所へのエアコン設置の現状とスケジュールを教えてください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 支所及び情報コーナーへのエアコンの設置のスケジュール

についての御質疑にお答えいたします。

本市の5か所の支所、8か所の情報コーナーの計13施設のうち、今年度、エアコン設置を予定しておりますのは、支所及び情報コーナーは、浜館、奥内、原別、後潟及び野内の支所5か所、それから高田及び横内の情報コーナー2か所の計7施設であります。

支所及び情報コーナーへのエアコン設置スケジュールにつきましては、いずれも既に設置工事に係る契約を締結しております。支所5か所は6月下旬に、横内情報コーナーは7月中旬に、高田情報コーナーは8月下旬に設置完了となる予定であります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。小・中学校、校長室と事務室は今月中にということです。

あと、クーラー設置のための電気設備の改修も規模が大きくなると必要だということで承知しておりましたけれども、今年、クーラーがつくと決まって、夏は快適にと喜んでいた部署も幾つかはあったと思いますが、もう少し辛抱してもらおうということになりますけれども、工事可能な箇所、優先すべき施設には、できるだけ早く工事を進めていただくことをお願いいたします。

それで、聞いたところによりますと、現在、市内の市民センターはクーリングシェルターに指定されている——全部ではないので、これは順次、クーラー設置が済めばクーリングシェルターとして指定されていくということですよ、はい。

では、施設の環境整備の一環として、クーラーは終わって、次に移りますけれども、市内の市民センターは地域のたくさんの高齢者の方が利用いたします。それで、1階に集会場がない市民センター、そして、エレベーター等がない施設というのはどのぐらいあるのか教えてください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 市民センターの集会室及びエレベーター等についての再度の御質疑にお答えいたします。

全ての市民センターにおきまして、集会可能な居室は1階に設置されているものの、東部、大野、横内、戸山の4館につきましては、居室スペースの関係上、20人までの利用となり、20人を超える場合には2階の居室を利用いただいているところあります。

なお、これらの4館につきましては、いずれもエレベーターの設置はないところあります。

○里村誠悦委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 1階に20人以上の集会場がない市民センターが東部と大野と横内と戸山ですね。それで、エレベーターがないと。

それで、市民センター、その中の1つなんですけれども、地域の高齢者の中から、いわゆるシニアクラブとか、老人クラブとか、障害者の方も使っている地域なんですけれども、階段がないというので、会議に出席しない、できないというケースがだんだん増えてきているというふうに聞いています。

地域の高齢者、障害のある方の活動は、ある意味では、市民センターは地域での拠点になりますので、エレベーターなどを設置する考えはないかどうかお伺いいたします。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 市民センターへのエレベーター等の設置についての再度の御質疑にお答えいたします。

市民センターへのエレベーター等の設置につきましては、利用者のニーズや費用対効果を考慮し、限りある財源の中で優先度を見極めてまいります。

○里村誠悦委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 予算的に厳しいのは重々承知しておりますけれども、高齢者の方は、これからさらに多くなっていくと思うので、階段が上れないという理由で、なかなか活動に参加できない、集会に参加できないというのは、やはり残念だと思います。市民センターの機能としても、どうなのかなという疑問もありますので、階段昇降機などを含めて可能な取組を検討していただくことを要望いたします。ありがとうございます。

では、次に高齢者の暑さ対策でありますけれども、過去3年間、7月から9月に熱中症の疑いで救急搬送された人数を未成年、青年、高齢者の別に示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。消防長。

○村上靖総務部理事 工藤健委員からの熱中症による救急搬送人員についての御質疑にお答えいたします。

熱中症は日射病、熱けいれん、熱疲労及び熱射病等を含めまして、高温環境下で体温の調整機能が破綻するなど、体内の水分や塩分のバランスが崩れ発症する障害の総称と定義されております。主な症状といたしましては、目まい、頭痛、嘔吐、倦怠感のほか、特に緊急を要する症状として、意識障害、けいれん、運動障害、体温の上昇等があります。

本市の過去3年における7月から9月までの熱中症による救急搬送人員につきましては、その年齢層を、18歳未満を未成年、18歳以上65歳未満を成人、65歳以上を高齢者として区分した場合、令和3年が未成年6人、成人24人、高齢者41人の合計71人、令和4年が未成年4人、成人20人、高齢者39人の合計63人、令和5年が未成年15人、成人67人、高齢者145人の合計227人となっております。

当消防本部では、今後におきましても、熱中症による救急需要に応え、迅速かつ適切な救急搬送に努めてまいります。

○里村誠悦委員長 工藤健委員。

○**工藤健委員** ありがとうございます。

昨年、特に高齢者の救急搬送が多いようですけれども、発生場所を教えてくださいか。

○**里村誠悦委員長** 答弁を求めます。消防長。

○**村上靖総務部理事** 工藤健委員から的高齢者の熱中症の発生場所についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の令和5年における7月から9月までの高齢者の熱中症による救急搬送人員につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり145人となっておりますが、その発生場所の内訳といたしましては、住居が112人、店舗や運動場等の不特定多数の者が出入りする公衆場所が17人、道路上が10人、仕事場が4人、畑が2人となっております。

○**里村誠悦委員長** 工藤健委員。

○**工藤健委員** ありがとうございます。

住居というのが112名ということで、とても多いようですけれども、必ずしも自宅ということではないらしいのであれですが、特に自宅以外、いわゆる外出時、道路とか、外出時ということだと思います。

それで、高齢者に向けた暑さ対策は、一般質問で里村委員長が聞かれておりますので、熱中症予防行動の呼びかけ、普及啓発、注意喚起の取組などを行うというふうにしております。

それで、自宅での暑さ対策の呼びかけ、これはもちろんなんですけれども、公共施設などでの涼み処以外にも、民間施設などの活用も検討しているということでしたが、外出していて、休みたくても、そうそうクーリングシェルターが近くにあるというわけではないので、これは、やはりテレビでも最近、紹介されていますけれども、クールオアシスとか、クールスポットとか、涼み処という表現で、できればいろんなお店、店舗でも休んでもらえるような、そういう、例えば、ポスターが1枚掲示されているとかがあれば、とても助かるんだと思うんです。

それで、商工会議所とか、商店街にちょっと声をかけてお願いをして、そういう協力店を増やしてもらえればいいのかというふうに思います。それは、そんな難しいことではないので、ぜひ、お願いしたいと思います。

あと、暑い夏の日、高齢者の方はバスを使って移動する方がとても多いです。それで、これは交通部への要望でありますけれども、夏の期間でも、バスの車内で市内沿線のいわゆる涼み処などをちょっと案内してもらえるのも効果的かと思えますし、また、全国ニュースで、夏になると、屋外のミスト対応というのも目立っています。ミストというのは、霧状の水滴を噴霧することで、気化熱の作用で空気を冷却すると。それで、体感温度が約7度下がるそうです。

それで、見てるだけでも涼しそうに感じるということだそうなので、バスを利用される高齢者に向けて、例えば、駅前のバス停とか、乗換えスポット、古川と

か、NTTとか、そういったところにクールミストを試験運用してみるのも暑い夏にはいいかと思しますので、ぜひ検討してみてください。

あと、交通部長とのやり取りの中で、東部営業所・西部営業所の執務室にも今年、クーラーがつくということだそうで、この夏に間に合わないみたいですが、交通部長がとてもうれしそうな声で言っていたのが印象に残っているので、よかったですと思います。

では、最後、観光対策についてですが、世界からは多様な食習慣を持つ観光客の方々もいらっしゃいます。その中に、ベジタリアンとか、ビーガンとか、ムスリムの方もいます。

ベジタリアンというのは、菜食主義者という表現になりますけれども、肉や魚介類は食べずに、主に野菜、穀類、キノコ、果物、海藻を食べます。ビーガンは、ベジタリアンの食事に加えて、卵や乳製品も食べないという方々、それで、ムスリムは、豚肉や豚に由来するものは一切、口にしないで、アルコールも駄目です。

こういったビーガンやムスリムのハラール対応などについて、観光客を受け入れようとする飲食店向けの市の相談体制というのはあるのかお伺いたします。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 工藤健委員からの多様な食習慣等を持つ旅行者を受け入れようとする飲食店向けの市の相談体制についてお答えをいたします。

日本を訪れる外国人旅行者の数は、令和6年3月・4月と最多記録を2か月連続で更新するなど、堅調に推移しており、委員お尋ねの完全菜食主義者でありますビーガン、イスラム教を信仰しているムスリムの方など、多様な食習慣を持つ旅行者も一定数いるものと認識しております。

国では、インバウンド対策の一環といたしまして、観光庁が飲食・宿泊事業者向けにビーガンやムスリムの食習慣に関する基礎知識や対応の実践例をまとめた旅行者おもてなしガイドをホームページで情報発信しております。

また、県におきましても、宗教やアレルギーなどの理由から、特定の食材を食べることができない観光客への対応といたしまして、観光関係事業者向けにホームページで情報を発信しております。

本市を訪れる外国人旅行者は、台湾や韓国など東アジアが多くおきまして、クルーズ船の乗客もヨーロッパやアメリカの方が大部分でありますことから、これまで主として事業者からビーガンやムスリムの方に関する相談はありませんけれども、今後問合せ等があった場合におきましては、国や県の取組を紹介するなど、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

これは市内の飲食店の方から相談があったんですけれども、その店ではビーガン

対応食を提供しておりまして、ネットにも登録しているそうです。

それで、それを見たんだと思うんですが、ムスリムのハラール対応とか、いわゆるそういう食事はできるのかという問合せがあって、対処してない旨、お断りしたんだそうですが、今後は増える可能性があるので検討したいけれども、どこに相談すればいいのかということでありました。

では、逆に外国人旅行者からビーガン、ムスリムの対応している飲食店について問合せがあった場合、市ではどのように対応するのか教えてください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 外国人旅行者からの問合せへの対応についての再質疑にお答えをいたします。

本市では、青森駅前と新青森駅構内にそれぞれ案内所を設置しておりまして、外国人観光客等に対しましては観光及び交通などに関する情報提供や問合せに対応しております。

同案内所によりますと、観光客からのビーガンやムスリム対応の飲食店に関する問合せにつきまして、件数はカウントしておりませんものの、年に数件程度ありまして、具体例として、ビーガンの認証を行っている団体のホームページや専門のロコミサイトなどに掲載されている市内の店舗を紹介したとのことであります。

なお、観光庁のアンケートによりますと、ビーガンやムスリムの外国人旅行者の多くは、旅行先の食事に関しまして、SNSやロコミサイトなどによりまして、情報収集しているということでもありますので、今後におきましても、これまでの取組を基本に対応をしてまいります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 工藤健委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

世界中から観光客を受け入れるとなると、やはり今後は、飲食店のビーガン、ムスリム対応というのは、必要になってまいります。これは観光プロモーション、観光案内としても必要だと。できれば、今後、県と相談して、青森市でも、いわゆる飲食店からの相談と観光客への情報提供などを含めて、体制をつくってもらえればと思います。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○里村誠悦委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 自民クラブ、小豆畑緑です。どうぞよろしくお願ひいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費に関連して、防災対策事業、女性視点の防災・減災に関して質疑をいたします。

本年1月1日、最大震度7を記録した能登半島地震が発生し、北陸地方を中心に広範囲にわたって甚大な被害が発生しました。

発災直後から1日も早い被災地の復旧・復興に向けて、自民党女性局でも募金の

呼びかけをしたり、バザーをしたりして、積極的に行って、被災地に寄り添った支援を政府に求めていくために、被災地支援を行う団体等からヒアリングを行いました。

全国の行政、防災担当部署のうち、61.6%の市区町村で女性職員の配置がないことから、避難所運営などで女性の視点が十分に反映されるよう、多様化する被災者ニーズに的確に、そして、迅速に対応できるように、本市の状況について質疑をさせていただきます。

まず、災害対応に備えて、事前の体制を強化するために、防災担当部署への女性職員の配置を促進すべきと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 小豆畑委員の防災担当部署への女性職員の配置についての御質疑にお答えいたします。

本市では、平時から女性の視点を踏まえた防災対策を行うことにより、災害時等における女性と男性のニーズの違いや、多様なリスクへの対応力を高めるため、1つに、防災担当部署であります危機管理課に女性職員2名の配置、2つに、女性の視点を踏まえた避難所運営を行うことができるよう、あらかじめ指定避難所60か所に配置しております避難所配置職員3名のうち1名以上の女性職員の配置など、本市防災対策に女性の視点や意見を反映させることができるよう取り組んでおります。

本市といたしましては、災害時におきまして、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮した災害対応が、防災や減災、災害に強い社会の実現に向け、重要であると考えておりますことから、引き続き、防災の現場における女性の参画に取り組んでまいります。

以上です。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 続いて、防災会議の意思決定の場に女性の参画を推進すべきと思いますが、市の考えをお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 防災会議への女性の参画についての再質疑にお答えいたします。

本市では、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、青森市地域防災計画の作成及びその実施を推進するほか、防災に関する重要事項を審議するため、青森市防災会議を設置しております。

青森市防災会議につきましては、青森市防災会議条例におきまして、市長を会長とし、委員につきましては、青森地方气象台や青森海上保安部等の指定地方行政機関をはじめ、県知事部局の職員、青森県警の警察官のほか、日本赤十字社青森県支部や東北電力株式会社等の指定公共機関等の職員のうちから、市長が必要と認めた

者、さらには青森市危機管理監等の市関係者で構成され、定数は 35 人以内としております。

青森市防災会議の委員は現在 34 人で構成しておりますが、市関係者以外の委員につきましては、各機関・団体の職務内容に応じた役割により、それぞれに推薦いただいた方を任命しているところでありまして、令和 6 年 5 月 31 日現在における女性委員は 4 人となっております。

本市といたしましては、青森市防災会議における女性委員の登用を推進していくことによりまして、青森市地域防災計画や各種防災対策に女性の意見を反映させることができるものと考えておりますことから、毎年度、関係機関等に対する人事異動等による後任者の推薦に当たっては、女性職員の積極的な推薦を依頼しているところでありまして、引き続き、女性の視点を踏まえた防災対策の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 現在 34 人中、女性が 4 人だということで、私から言わせてもらえば、もう少し女性が多いほうがいいかなと思います。

次に、災害時における被害を最小限に抑えるために、上下水道施設の基盤強化が重要と考えます。今回、マスコミでもいろいろ報道されておりますけれども、青森市の水道部では、上下水道管の耐震化をどのように進めているのか、お示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 小豆畑委員の上下水道管の耐震化についての再度の御質疑にお答えいたします。

水道部では、十勝沖地震、阪神・淡路大震災及び東日本大震災など、これまでの数度にわたる大規模な地震被害の知見や、教訓を踏まえ、災害に強い上下水道施設の構築に向けて計画的に管路等の耐震化を進めてきております。

まず、水道事業では、おおむね口径 300 ミリメートル以上の基幹となる水道管を耐震管に更新する基幹配水管耐震化事業と老朽管や漏水修繕履歴のある水道管を耐震適合性のある水道管に更新する配水管整備事業により、全管路における毎年度の更新目標を 1%以上とし、鋭意、耐震化に取り組んでいるところであります。

これら耐震化の実施によりまして、全管路における耐震性を有する管路の割合であります耐震適合率は令和 5 年度末で 77.2%となっております。

なお、国におきましては、耐震適合率の対象となる管とは異なりますものの、浄水場から配水池へ送るための送水管などの基幹管路の耐震適合率を毎年調査しておりまして、令和 4 年度末における本市の基幹管路の耐震適合率は 56.4%であり、全国平均は 42.3%となっております。

一方、下水道管渠は水道管とは異なり、液状化の影響を受けやすいことから、地

震動や液状化等への対策について、国土交通省監修による下水道施設の耐震対策指針が公益社団法人日本下水道協会より平成9年度に示されております。

これを受け、下水道事業では平成10年度から新たに整備する管渠及び老朽化対策として実施する更新工事におきまして、同指針に基づく施工により、耐震性の確保に取り組んでおります。これら耐震化の実施により、下水道事業の全管渠における耐震化率は令和5年度末で42.0%となっております。

なお、国におきましては、ポンプ場、処理場に直結する管渠などの重要な幹線等の耐震化率を毎年調査しており、令和4年度末における本市の重要な幹線等の耐震化率は38.5%であり、全国平均は56.2%となっております。

水道部では上下水道施設は市民の皆様の大切なライフラインでありますことから、大規模災害への備えとして、計画的に上下水道管の耐震化を図ってまいります。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

今の答弁で水道事業において、基幹配水管耐震化事業及び配水管整備事業による耐震化事業を進めているようではございますけれども、その事業内容をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 小豆畑委員の水道事業における耐震化事業の概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

まず、基幹配水管耐震化事業は、対象を、1つに、各浄水施設から市内中心部へ配水するための水道管及びそこから格子状に配置した水道管、2つに、仮に浄水場等が被災し、配水できない場合でも、ほかの浄水場等からバックアップするための連絡管といった、おおむね口径300ミリメートル以上の重要な水道管を基幹配水管と位置づけ、耐震管に更新するものであります。

この事業は平成19年度から実施しており、令和5年度までに約30キロメートルの耐震化を進めてきたところであります。

次に、配水管整備事業は基幹配水管から枝分かれして、各御家庭の前まで配水するおおむね口径300ミリメートル未満の水道管のうち、更新年数を迎え、老朽化した水道管や漏水修繕履歴から劣化が進んでいると判断した水道管を耐震適合性のある水道管に更新するものであります。

この事業は平成9年度から実施しており、令和5年度までに約220キロメートルを整備し、耐震化を図ってきたところであります。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

先ほどの答弁で、下水道事業において重要な幹線等の耐震化率が全国平均を大きく下回っているんですけれども、その要因は何でしょうか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 小豆畑委員の下水道事業の耐震化率についての再度の御質

疑にお答えいたします。

本市では、生活環境の改善や公衆衛生の向上などを目的に昭和 27 年度から下水道整備を計画的に進めてきており、特に平成 5 年度から 14 年度までに集中的に下水道整備区域を拡大してきたところであります。

お尋ねの重要な幹線等の耐震化率が全国平均に比べ、低い要因といたしましては、1 つに、重要な幹線等の総延長に対し、下水道施設の耐震対策指針が示された平成 9 年度以前に整備した管渠の割合が高いこと、2 つに、老朽化した管渠の改築工事では重要な幹線等のみならず、耐震化率算定の対象とはならない管渠の耐震化も併せて進めていることから、その成果が国の公表している耐震化率に直接反映されていないことなどから、全国平均値よりも低くなっているものと推察しております。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

上下水道管が被災した場合に備えて、水道部では早期復旧に向けたマニュアル等を整備していますか。その状況をお願いいたします。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 小豆畑委員のマニュアル等の整備についての再度の御質疑にお答えいたします。

水道部では、災害及び事故等の発生時に迅速に対応し、被害を最小限に抑えるため、上水道に関しては、平成 24 年度に青森市上水道災害対策マニュアルを、下水道に関しては、平成 29 年度に青森市下水道事業業務継続計画を策定し、その後、見直しの必要が生じた際に適宜改定しております。

これらマニュアル等におきましては、災害等が発生した場合、1 つに、各施設や上下水道管の被災状況を把握するため、それぞれの担当職員によるパトロール班を速やかに配置し、初期調査を実施、2 つに、施設や管路等の重要度や初期調査による被害程度等により、早期復旧に向けた優先順位を決め、順次、復旧方法などを検討するための詳細な調査を実施、3 つに、詳細な調査の結果や被害の程度などに基づき、上水道にあっては、災害発生時における応急活動の協力に関する協定を締結しております青森市管工事業協同組合や浪岡管工事業協会への応援要請、下水道にあっては、災害時における下水道施設復旧に係る応急対策業務に関する協定を締結しております日本下水道管路管理業協会東北支部青森県部会への応援要請により、応急復旧を実施といった対応を進め、早期復旧に努めることとしております。

なお、初期調査の段階で上下水道管の被害の程度が大きく、大規模な範囲で多くの市民が被災されることが明らかになった場合には、詳細な調査を実施することなく、まずは被害を最小限に抑えるため、被災箇所の修繕を可及的速やかに進め、その後復旧に向けた対応を行う場合もあります。

いずれにいたしましても、上下水道施設は市民の大切なライフラインとして市民の健康で衛生的な生活を守るためには欠かせない施設でありますことから、被災し

た場合であっても早期復旧できますよう、マニュアル等の整備のみならず、職員の知識やスキルのアップにも注力してまいります。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

次に、災害時における生活用水等確保のために、災害用井戸の事前登録制度の導入を検討すべきと思いますが、市の考えをお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 災害用井戸の事前登録制度の導入についての再質疑にお答えいたします。

災害用井戸の事前登録制度は、災害時に断水した際、近隣住民が生活用水等に利用できる井戸について、あらかじめ自治体が井戸の所有者から協力していただける方を募集し、災害用井戸として登録、周知する制度であると承知しております。

本市では、災害時における被災者等の飲料水及び生活用水の供給につきましては、防災活動拠点施設等への備蓄や企業局水道部におきまして、給水タンク車等による応急給水活動を行うこととしております。

また、水道部直営で給水活動が困難な場合は、公益財団法人日本水道協会青森県支部災害時相互応援要綱に基づきまして、県内の近隣自治体等から給水支援を受けることとしております。

加えまして、被害が大きく、県内の自治体等のみでの対応が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書等に基づきまして、他県から給水支援を受けることとしております。

このように、災害時には複数の対策により飲料水及び生活用水を確保することとしておりますことから、現時点では災害用井戸の事前登録制度を導入する予定はありませんけれども、能登半島地震を踏まえた国や県の防災対策の見直しを注視いたしますとともに、他都市における災害用井戸の活用状況等について研究してまいります。

以上です。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

私、これ、聞き取りの段階で能登半島地震のことを念頭に置いて考えてくださいと言ったはずですよ。今回の場合、能登半島で道路が被災のために寸断されて孤立した集落がいっぱいあるんですよ。水も運べない。船で水を運んでいます。医薬品とかはドローンを使ったりしているんですよ。この答弁を聞くと、市内の中で、何もそういうことを考えられてない答弁じゃないですか。

やっぱり、災害用井戸の事前登録はぜひしていただきたいです。青森市でも、例えば、孫内とか、ああいうところがあったら、行けないんですよ、どこにも。そういうことを考えてもらいたいと思ってお願いします。

次に、災害時に避難所となる小・中学校の体育館について冷暖房の整備を進めるべきと思うが、市の考えをお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 小・中学校の体育館への冷暖房装置の整備についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の小・中学校体育館への暖房装置の整備につきましては、現在 61 校中 33 校に整備済みであり、体育館の大規模改修などに併せ、順次整備していくこととしております。冷房装置につきましては、体育館に整備している学校施設はない状況となっております。

体育館へ冷房装置を整備することにつきましては、体育館の天井などに断熱改修工事を実施した上で、冷房装置の設置工事及び附帯する電気設備の改修工事を実施することとなり、多額の費用を要することとなります。

一方で、本市におきましては、改築、長寿命化改修の検討が必要である築 40 年以上の学校施設が、現在、小・中学校 61 校のうち 32 校となっており、学校施設の老朽化が課題であることから、財政環境を考慮しつつ、劣化状況等を踏まえ、老朽化対策を進めているところであります。

これらのことから、災害発生時に避難所として利用される体育館への冷房装置の整備につきましては、防災機能の強化の観点から有効であると認識はしているものの、多額の費用を要することから、まずは学校施設の老朽化対策を適切に進めていくことを優先すべきものと考えております。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 今の答弁を聞いていると冷房だけに断熱改修工事をするとかと言っているけれども、暖房も冷房も断熱効果というか、それは同じじゃないですか。冷房だから余計に別な工事をするんですか。暖房も冷房も私は同じだと思いますよ。

ここ 2、3 年連日のように猛暑の報道があって、先ほど来も話に出てる、熱中症の話も出てるし、いろいろ喚起、呼びかけられています。避難所として体育館を使用されることを想定していただいて、ぜひ老朽化対策と併せて、冷房の設置もお願いしていきたいと思います。

次に、多様なニーズに配慮した避難所運営の推進と支援についてお尋ねします。

避難所内に高齢者、障害者及び乳幼児やその家族等の要配慮者のための専用スペースを設置するなど、誰もが安心して避難生活を送ることができる避難所運営をすべきと思いますが、市の考えをお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 安心できる避難生活に関する市の取組についての再質疑にお答えいたします。

本市では、災害時等に何らかの特別な配慮が必要となります高齢者や障害のある方など、いわゆる要配慮者が避難所に避難した場合には、1 つに、要配慮者の状況

を考慮し、利便性の高い部屋、場所を優先的に提供するなど、避難所内に専用のスペースを配置すること、2つに、避難生活での健康確保のため、医師や保健師等による巡回相談や心のケアを実施すること、3つに、要配慮者の状態や避難所等の状況を踏まえ、必要に応じて要配慮者を福祉避難所や医療機関等へ移送することなど、要配慮者が安心して避難所で過ごすことができるよう受入れ体制を整えることとしております。

また、避難生活に必要となります食料や物資等につきましては、市民の皆様に対しまして、日頃から自分の命は自分で守るという認識を持ち、非常持ち出し品を用意していただくよう防災訓練や防災講話等の機会を通じまして、お願いしているところでありまして、本市におきましても、高齢者及び乳幼児用のおむつをはじめ、食料や飲料水、段ボールベッド、パーティション、毛布等を備蓄しております。

さらには、災害時応援協定を締結しております民間事業者からも必要に応じて食料品や日用品等を提供していただくこととしております。

本市といたしましては、高齢者や障害のある方を含め、全ての避難者が人間らしく健康で質の高い避難生活を送れることが、災害からの早期復興につながるものと考えておりますことから、引き続き、避難者に配慮した避難所運営に取り組んでまいります。

以上です。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

続いて、避難所において、生理用品や下着等の女性用物資を配付する際は、女性専用スペースでの配付や女性が配付を行うなど、女性に配慮した運営を行うべきと思いますが、市の考えをお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 避難所運営における女性への配慮についての再質疑にお答えいたします。

本市では、避難所において女性と男性のニーズや災害から受ける影響の違いに配慮したきめ細かな支援を行うため、避難所配置職員3名のうち1名以上は女性職員を配置し、各避難所において女性の意見が十分反映された避難所運営ができるよう取り組んでいるところであります。

本市の避難所運営マニュアル等では、女性に配慮した避難所運営の主な取組といたしまして、1つに、必要な物資の種類や数量、避難者に聞き取りする際、女性の避難者に対して、女性だけが使用する物資の種類や数量については女性が聞き取りすること、2つに、女性だけが使用する物資の配付については女性が行うこと、3つに、居住スペースのほか、更衣室、トイレ、物干しスペースを男女別に離れた場所に設置すること、4つに、避難所生活における不安や悩み、女性への暴力等に対する相談窓口を設置することなど、女性が安心して避難所生活を送ることができる

よう取り組むこととしております。

以上です。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

もう1つ、避難所運営においては、女性に負担がかかり過ぎないように男女が協力できる環境を整備すべきだと思いますが、市の考えをお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 男女が協力できる避難所運営についての再質疑にお答えいたします。

内閣府が策定いたしました男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインによりますと、避難所運営におきましては、女性と男性の双方のニーズにきめ細かく丁寧に対応できるよう管理責任者や職員、避難所運営に関わる町会・町内会等には、女性が参画してリーダーシップを発揮できるようにする必要があるとされております。

また、避難所運営に当たりましては、一部の男性に過度な責任が集中する一方で、食事の準備や片づけなどの役割が女性に集中するなど、特定の活動が片方の性別に偏ることのないようにする必要があるとされております。

本市では避難所の運営管理につきまして、避難所に配置された女性職員のほか、避難された女性の方々の協力も求めながら、男女のニーズの違いと、男女双方の視点に配慮することにより、男女共同参画の視点を取り入れた体制の確立に努めることとしております。

このことから、避難所運営の中心的役割を担う自主防災組織や町会・町内会等に対して、職員が実施しております防災講話等の際に、地域における防災活動に女性が積極的に参加すること、また、災害時の避難所運営に当たっては、男女が互いに協力し合うことで、性別による固定的な役割分担の偏りをなくすことについて説明等を行っております。

以上です。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

次に、仮設トイレのことについてですけれども、仮設トイレを設置する際は、高齢者、障害者が利用しやすいよう、手すりの設置やオストメイトに対応するなど配慮が必要だと思いますが、市の考えをお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 災害時のトイレ対策についての再質疑にお答えいたします。

本市では避難所へ避難した市民等が安心してトイレを使用することができるよう、1人1日当たり5回分として約2万人分の携帯トイレを備蓄しております。

携帯トイレの使用に当たりましては、避難所の既設の洋式トイレや多目的トイレ

を活用するため、高齢者や障害者等の要配慮者への対応も可能となっております。

また、レンタル機器、レンタル機材などを取り扱う民間事業者と災害時応援協定を締結しておりまして、必要に応じて、手すり付きの仮設トイレの提供を受けることが可能となっておりますことから、要配慮者のニーズも踏まえた支援を依頼することとしております。

本市といたしましては、避難者が安心して避難生活を送ることができるよう、引き続き、災害時応援協定が実効性のあるものとするため、協定締結事業者と定期的に情報交換等を行いますとともに、国や県の災害時のトイレ対策を含めた備蓄方針の検討状況も注視しながら、避難所等における良好な環境の確保に努めてまいります。

以上です。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

オストメイトに対応すること、そして、手すり付きのトイレ、これはぜひお願いしたいんです。

私、この春、90歳と95歳の人を2人連れてカタクリを見に行ったんです。見終わって駐車場に来たら、90歳の方がトイレに行きたいということで、その方、膝が悪くて、ふだん椅子での生活なんですけれども、あとトイレがないものだから、そこにあったトイレに入ったんです。和式のトイレでした。

私たち2人、外で待っていたんですけれども、5分たっても来ない、10分たっても来ない、あれっ、もしかしたらトイレで倒れているんじゃないかと思って行ってみたんです。とんとんとやったら返事がありました。どうしたのと言ったら、しゃがんだまま立てなくなっちゃったと。じゃあ入って行くのに鍵開けてと言ったって鍵に手が届かない、もう頭の中が真っ白になっちゃって、どこにお願いしたらいいんだろうと思いました。

どうしようとしちゃべっているところに、ちょうど駐車場に男の人2人が車で来たんですよ。もうこの人に頼むしかないと思って、今、トイレに入って出られなくなったのって、何とかしてちょうだいって。そのトイレ、上のほうが40、50センチメートル開いていたんです。そうしたら、その人、駐車場から100メートルぐらい離れたところのお土産売場に行って踏み台というか、上がる台を借りてきてくれたんです。そして、その人がそれに上がって、その隙間から入って行って、あの人、100キログラム近い体重の女の人で、やっと持ち上げたらしいんです。お尻を出したまま、やっと持ち上げて出してもらったんですよ。

だから、どうしても用を足したいときは、和式トイレでも入るしかないですよ。もし、つかまる場所があったら、そういうふうにならなかったですよ。これからねぶたとかいろいろあって、仮設トイレをいっぱい置くかもしれないけれども、できればつかまる場所のあるトイレをお願いしたいなと思いました。

次に、福祉避難所の運営について、定員以上の避難者の受入れ等によって、施設職員の精神的・肉体的負担が大きくなり、避難所運営に支障を来すことも懸念されますが、施設職員の負担軽減に係る市の対応はどのようになっていますでしょうか。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 福祉避難所の運営についての再質疑にお答えいたします。

本市では、災害時等に福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、事前に協定を締結しております施設の被害状況や収容可能人数等の確認を行った上で、福祉避難所の開設を要請することとしております。

福祉避難所の開設が決定した場合は、福祉避難所の運営の協力及び連絡調整のため、開設する施設へ福祉避難所配置職員といたしまして、市職員を1名派遣することとしており、必要に応じて災害対策本部との連絡調整を行うことにより、円滑な福祉避難所の運営を図ることとしております。

災害時におきましては、福祉避難所を運営する施設職員も被災することなどによりまして、人手不足となる場合があることや、一時的に定員を上回る避難者を受け入れざるを得ない状況となるなど、施設職員の肉体的・精神的負担が大きくなるおそれもあるものと認識しております。

また、福祉避難所は一般の避難所に比べまして、介助が必要な高齢者等の被災者が多くなりますため、当事者による避難所運営の期待が難しいこと、また、地域の自主防災組織等の支援についても大きな期待は難しいという状況がありまして、支援人材の確保は重要な課題となっております。

このことから、専門職を中心とした支援人材の確保に係る取組といたしまして、災害時相互応援協定により、県及び県内市町村から職員を派遣していただきますほか、必要に応じて都道府県が調整し、人員を広域的に確保することなどによりまして、福祉避難所の円滑な運営を図ることとしております。

以上です。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

災害時に悪化すると考えられるDV、性暴力及び児童虐待等を防止するための相談体制の充実に万全を尽くすべきだと思いますが、市の考えをお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 災害時の相談体制についての再質疑にお答えいたします。

災害時には、避難所など、プライバシーを守ることが難しい環境において、精神的に抑圧された状況となり、平常時にも増してDVや性暴力及び児童虐待が発生する可能性が増大すると言われております。

また、ボランティアや支援者からの暴力やセクハラなど、若い女性だけでなく、高齢者や子ども、男性も被害に遭うことがあるとされております。

さらに、災害時は非常事態だからといった理由から、平常時より被害者が声を上

げにくい環境になり、被害リスクが高まるとされております。

本市の平常時の相談体制は、DV被害者等からの相談体制としては、青森市配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談に応じております。

また、性暴力に係る相談体制といたしましては、県が設置しております、あおもり性暴力被害者支援センターを案内しておりますほか、児童虐待に係る相談体制としては、あおもり親子はぐくみプラザにおきまして相談を受け付けております。

災害時の相談体制につきましては、これらの相談窓口に加えまして、各避難所においても、医師や保健師等による巡回相談や心のケアを実施いたしますほか、警察、病院及び関係団体との連携の下、被害者に対し、相談窓口情報の提供を行うなど、災害時の相談体制に万全を期すこととしております。

以上です。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 大きな震災とかがあって、他都市で被災した方が本市に移転してきた場合でも、必要な支援が受けられるよう、市として支援制度の周知を行うべきと思いますが、市の考えをお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。他都市から本市へ避難した方への支援についてです。

他都市で被災し、本市へ避難している方への支援としては、東日本大震災の際、国、県からの通知に基づき、県外被災地からの一時避難者への対応として、平成23年3月に健康福祉部健康福祉政策課内に県外避難者支援チームを設置し、避難者の登録や世帯状況の把握を行いました。

その後、支援体制の強化を図るため、同年5月から平成24年3月末まで、県外避難者支援室を設置し、旅館・ホテル等に一時避難されている方に加え、親戚・知人宅に避難されている方や、公営住宅に入居されている方に対し、きめ細やかな対応を心がけ、生活必需品や学用品等の購入に係る費用の支給を行いました。

平成6年6月14日現在、本市には東日本大震災の避難者が15世帯31人おり、福祉部福祉政策課において、避難者に対し、国の支援制度等について情報提供しているほか、個別相談を希望する方に対しては、毎年、福祉政策課職員と保健部の保健師が個別に訪問し、心身の健康や生活等に関する相談に対応し、相談内容に応じて関係部局や関係機関につないでいます。

このほか、避難者同士の交流の機会を設けるため、NPO法人等の支援団体が開催している交流会などに対して、企画や準備段階からサポートしています。

今年1月1日に発生した能登半島地震についての避難者については、国土交通省から青森県を通じ、公営住宅への入居を希望した場合は、目的外使用許可により最大限の配慮をするよう通知があり、これを踏まえ、本市では、被災者に対し、依頼があれば公営住宅の提供を行う環境を整えたところです。また、国においてその旨

を情報提供しております。

なお、現在、能登半島地震の避難者の情報は寄せられていないところです。

今後、他都市で発生した大規模災害による避難者への対応についてであります。基本的には、大規模災害により他都市で被災し、避難している方への必要な支援については、国や県及び避難元自治体からの依頼に基づいて対応することとなります。

しかしながら、被災自治体がつかんでいない県外避難者も相当数おり、避難者と被災地の情報提供などの支援が課題となっているとの報道等もあり、今後、他都市で大規模災害が発生した際には、防災部局と協議し、本市としての相談窓口の設置及びその周知方法などについて検討してまいります。

失礼いたしました。先ほど、東日本大震災の避難者への対応について、平成6年6月14日現在、本市には東日本大震災の避難者が15世帯31人と申し上げましたが、正しくは令和6年6月14日現在でしたので、謹んでおわびして訂正いたします。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 答弁にもありましたけれども、自治体がつかんでいない避難者が結構いらっしゃるみたいなの、それも長くではないんですけども、いるみたいですから、そのところをよろしく勘案してください。

この項はこれで終わります。

最後にもう1つ、10款教育費5項社会教育費4目文化施設費、合浦亭のトイレの改修について、昨年第2回定例会予算特別委員会で、合浦亭のトイレ改修について洋式に改修してほしい旨をお話させていただいたときの答弁では、施設利用者の多くが高齢であり、利便性向上の観点からも洋式への改修が必要なのは認識しており、検討してまいるという答弁でしたので、その後どのように検討されたのかお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 小豆畑委員からの合浦亭のトイレの改修についての御質疑にお答えいたします。

合浦亭は、茶道、華道、俳句、短歌等の文化活動及び各種研究集会の用に供し、もって、芸術文化の振興及び市民福祉の増進に寄与することを目的に設置した施設であり、全国でも数少ない海浜公園である合浦公園の景観と調和が取れた数寄屋風の木造平屋造りによる貴重な文化施設であります。

合浦亭のトイレ改修につきましては、施設利用者の多くが高齢者でもあり、令和5年第2回定例会予算特別委員会での小豆畑委員からの御質疑における和式トイレを洋式化に改修すべきとの御発言も踏まえ、同施設の利便性向上の観点から、本年7月30日までを工期とし、現在、トイレの洋式化改修工事を進めているところであります。

○里村誠悦委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 大変ありがとうございます。

合浦亭から、あそこの部屋の障子を全部開けると、目の前に沼があって、池があって、睡蓮の花がいっぱい咲いて、そして左側を見ると、藤棚にはきれいに藤がいっぱいぶら下がっているんですよ。あんなすてきなところ、本当はないので、ぜひ皆さんに利用してもらいたいと思って、私も早速、またお茶会をさせていただきたいと思ってます。

どうもありがとうございました。これで終わります。

○里村誠悦委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分からといたします。

午後0時5分休憩

午後1時10分再開

○里村誠悦委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

関貴光委員。

○関貴光委員 自民クラブ、関貴光でございます。

まず初めに、10款教育費6項保健体育費に関連して、公共施設の維持管理について確認をさせていただきます。

公共施設の維持管理、こちらは、青森市民体育館が昭和52年に開館して、今年で47年がたち、老朽化に伴い、6月いっぱいで閉館することとなりました。そして、7月から、市民の健康づくりとスポーツ振興に加えて、様々な催事ができる交流拠点及び防災を目的とする拠点として、青森市総合体育館が整備されました。

青森市総合体育館の整備、維持管理、運営に当たっては、青森市民体育館の代替施設となる前提条件に加え、市民のための生涯を通じた健康増進プログラムの提供や、四季を通じて、にぎわいを生む仕掛けづくり、荒天時でも活動できる施設など、健康、交流、防災の3つの方向性を踏まえた事業を実施するとされているところであり、本市において、市民の活動拠点の場となると考えられております。

しかし、本市においては、閉館を迎える青森市民体育館以外にも、屋内運動施設として、サンドーム、スポーツ会館、室内プールがあり、各施設ともに老朽化が進んでいるのが現状です。

新総合体育館がオープンしたとしても、各施設は市民の方々に多く利用されることから、ほかの施設についても、市民の皆様へ安全かつ快適に利用してもらえよう、修繕対策をはじめ、今後の維持管理をどうしていくのか、市の考えを確認させていただければと思います。

それでは、市が管理しているスポーツ施設のうち、青森市民体育館、青森市民室内プール、青森市屋内グラウンド——サンドーム、青森市スポーツ会館の築年数、前年度の維持管理費及び利用者数をお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 関委員からの青森市民体育館等4施設に係る築年数、前年度の維持管理費及び利用者数についてお答えをいたします。

初めに、青森市民体育館につきましては、今ほど委員から御紹介がありましたとおり、昭和52年に開館し、築年数は47年、維持管理費は令和5年度の決算見込額で5332万6000円、利用者数は12万555人、次に、青森市民室内プールは昭和57年に開館し、築年数は42年、維持管理費は1億2135万5000円、利用者数は4万4932人、続きまして、青森市屋内グラウンドは平成4年に開館し、築年数は32年、維持管理費は6660万4000円、利用者数は17万6361人、最後に、青森市スポーツ会館は平成14年に開館し、築年数は22年、維持管理費は1億2423万6000円、利用者数は13万4544人となっております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

維持管理費は約3億7000万円ということで、約4億円かかっているということ、また、利用者数も約48万人利用しているということが分かりました。

維持管理費も約4億円ということで、かなり高い価格になっているなということは分かるんですけども、それに対して、利用者数も48万人と結構な数の方が利用しているなということが分かりました。

利用をすごいされているんですけども、実際、築年数は室内プールが42年、そして屋内グラウンド——サンドームが築32年ということで、こちらはいずれも30年を超えてきていて、かなり、もう修繕・改修など、老朽化への対応が必要となる時期を迎えてきていると考えられます。

実際に、修繕が可能な箇所というのは、すごい多くあると思うので、質疑に移らせていただきます。

今年度予定している各施設の大規模修繕の概要についてお示してください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 今年度の各施設の大規模な修繕についてお答えをいたします。

令和6年度は、先ほどの4施設のうち、第80回国民スポーツ大会の会場となっております施設の大規模修繕を予定しております。

具体的には、スポーツクライミングの練習会場となる青森市屋内グラウンドとラグビーの練習会場となる青森市スポーツ会館につきまして、老朽化に伴う雨漏り対策等を行うものでありまして、それぞれの予算額は、屋内グラウンドが3562万9000

円、スポーツ会館が 9880 万 2000 円となっております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

今年度、国スポの関連会場となる施設の大規模修繕をするということで、主に雨漏り対策ということで理解させていただきました。

令和 8 年、国スポ開催ということになるんですけども、そちらの国スポに合わせた修繕計画ということでありますが、今後の各施設の修繕についての考え方というものをお示しいただければと思います。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 修繕の考え方についての再質疑にお答えをいたします。

本市のスポーツ施設につきましては、老朽化している施設が多くありますので、これまで同様、多くの市民の皆様へ安全かつ快適に御利用いただけるよう、大規模な大会開催等、タイミングを捉えるなど、優先順位を見極めながら、限られた予算を有効活用し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

この閉館を迎える青森市民体育館を除いて、今、3 施設を私は、今、取り上げさせていただいたんですけども、実際に本市のスポーツ・レクリエーション施設のこの 3 施設は、ごく一部の施設だと思ってしまうんですけども、やはり利用者数がかかなり多い施設でもあると思いますので、今、人口減に伴って、国でも、複合化というような形の考え方がすごい示されてきているんですけども、総合体育館、今、新しくできる体育館ありきではなくて、各施設の担う役割、特徴というものを踏まえて適切に維持するように取り組んでいただきたいと思います。

また、こちらは要望となるんですけども、サンドームについて、冬季間の利用ですね、保護者とか、試合を見に来る方々は、グラウンドの脇で、すごい皆さん見ているんですけども、本当に寒いということで話をよくいただきます。

実際、暖房器具を入れるというのも、なかなか難しい話だとは聞いているんですけども、クーリングシェルターではなくて、そういう冬季間の施設の中での暖まれる場所とか、例えば、2 階に会議室とかがあるので、こちらを利用できるような取組だとかというの、ぜひ考えていただいて、利用する方々が快適に利用できるように検討いただければと思います。こちらの項は、これで閉じさせていただきます。ありがとうございます。

次に、8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費、私道等整備事業補助金についてです。

こちらは、まず初めに青森市私道等整備事業補助金の本年度の予算及び事業の流

れについて、概要をお示しください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 関委員の私道等整備事業についての御質疑にお答えをいたします。

私道の整備は、基本的に、その所有者が行うべきものと考えますが、本市では、市民の生活環境の向上を図るため、私道等整備事業補助金を設けており、地域住民や町会等が私道の舗装などを整備する場合に、申請に基づき、整備費用の7割を限度に補助しております。令和6年度の予算額は100万1000円となっております。

事業の流れといたしましては、申請者からの相談を受け、本市が補助要綱等の確認のため、現地確認などを行い、申請書等を提出いただき、審査しております。その後、本市から補助金交付決定を通知して、申請者が工事を発注し、完成後は本市で完了検査を行い、補助金を交付するという流れであります。

○里村誠悦委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

予算額については、大体100万円ということでありました。

この事業の補助要件ですね、令和6年第1回定例会一般質問の際にも答弁いただきましたが、道路の幅員が2.7メートル以上であること、また、おおむね20メートル以上にわたり整備するもの、5戸以上の住民が利用するもの、また、道路の所有者などの同意が得られているなど、要件が定められていて、一定規模の整備が必要となることから、年間予算をすぐに超えてしまい、手をつけることができないということも実際、伺っておりました。

助成割合も7割と大きく、市としても頑張っている補助額であると思うんですけども、やっぱり予算がどうしても少なく、事業が進まないというのが多分、今の現状だと思っておりますので、予算規模をもうちょっと検討いただければと要望を申し上げます。

また、申請件数についても確認させていただきます。令和6年度の申請件数をお示しください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 まず、先ほどの答弁の中の訂正をさせていただきます。

私、事業の流れの中におきまして、本市が補助要件等の確認のため現地確認などを行いと申しましたが、正しくは、本市が補助要綱等のため――すみません。訂正いたします。本市が補助要綱等の確認のためと申し上げましたが、正しくは補助要件等の確認のためでありましたので、謹んで訂正しおわび申し上げます。

それでは、再度の御質疑の要望件数につきましてお答えをいたします。

私道の所有者または沿線住民の代表者等から寄せられております要望件数は現在5件となっております。相談対応や職員による現地確認など、順次、対応しているところであります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 関委員。

○関貴光委員 ありがとうございます。

今年度、5件となっているということで分かりました。

先ほど、審査しているというような答弁もあったんですけども、市のホームページ、市民の方が見るホームページでは申請順というふうな表現がされておりました。

実際に、今も申請順ということで、多分、申請されてる方にはお伝えいただいているんじゃないかなと思っておりまして、実際、今5件ということで、4組の方が待っている状態だということを伺っております。

しかし、今年に関しての話になってしまうんですけども、この5件中の1番目の方は、申請いただいているんですけども、実際に実施するかしないか、寄附するかというふうな話になっているというふうな話を今、聞いておりまして、実際そこが今、止まっているというふうな状況であるというのを確認させていただいております。それで、次に待ってる方々が今年できるのか、どういうふうな状況になっているのかというのが分からない状態となっておりまして、実際に、その方々は、もうお金集めちゃったり、町会で集めたりしていて、お金を管理している状態だとかというふうな話もありますので、ぜひ、この申請している方々に対して、市から今どういう状況なのかというのをしっかりと周知するのが必要なんじゃないかなと思っておりました。

昨日も私に連絡ちょっとありまして、どうになりましたかというふうな話をいただいたんですけども、実際、やっぱりやる方、前の方がまだ決まっていないということしか伝えられませんかというふうな話はしていたんですけども、それだけでは、年度内にできるかも分からない話になってしまうのは駄目なことだと思いますので、ぜひ市で、まだ決まっていない方に対しても、しっかり声がけして、どうするのかというのを再度、確認いただいて、この事業が円滑に進められることを要望して、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○里村誠悦委員長 次に、柿崎孝治委員。

○柿崎孝治委員 自民クラブ、柿崎孝治です。

8款土木費3項港湾費1目港湾費です。

みなとまち・あおもり誕生400年推進事業について、令和6年3月17日、みなとまち・あおもり誕生400年推進事業で活用するロゴマークが完成して、公表されました。

ロゴマークは、市内の小学生を対象に作品を募集し、224件の応募があり、審査の結果、小柳小学校の6年生の作品が最優秀賞に輝きました。この作品を基に制作されたロゴマークを今後3年間にわたり、開港400年を祝う関連イベントなどに使用していくことが「広報あおもり」5月号で紹介されておりました。表彰式には私も

参加していました。

江戸から令和について凝縮され、400の数字が大きく描かれ、江戸時代の北前船の荷物、昭和の寝台列車、現代のメモリアルシップ八甲田丸、連絡船が描かれて、にぎやかなまちのイメージが伝わります。

当日は全作品の展示があり、全て見ることができ、小学生が思い描かれていたことを理解し、感動いたしました。

さて、令和7年は開港400年イベント、令和8年はまちづくり400年イベント、プレ・イヤーの今年度は、機運醸成イベントを実施することとなっています。

5月13日月曜日には、令和6年度第1回みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会の総会が開催されていました。

そこで、お尋ねいたします。今年度の記念イベントの事業と進捗率をお尋ねします。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 柿崎委員からのみなとまち・あおもり誕生400年推進事業についてお答えをいたします。

青森港は、1625年に江戸への米の輸送船の就航を幕府から許可されたことを契機に、翌1626年に弘前藩主津軽信枚公が家臣の森山弥七郎に命じ、青森のまちづくりを開始したとされており、以来、長い歴史を経て、令和7年には大きな節目となる開港400年を迎えます。

開港400年に向けた取組でありますけれども、市長をトップといたします官民一体の組織「みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会」が主体となりまして、今ほど委員御紹介のとおり、令和7年度を青森開港400年、令和8年度を青森まちづくり400年に位置づけるとともに、令和6年度をプレ・イヤーとして、青森港エリアの魅力発信や式典などの記念事業の準備を進めているところであります。本年度の取組といたしましては、これまで、4月末に開催されましたAOMORI春フェスティバルのパレードに参加し、横断幕によるPRや、イメージポスターの青森駅東西自由通路等への掲示などを実施してまいりましたが、今後におきましては、自衛隊青森地方協力本部との連携による護衛艦等の新中央埠頭への招致、八甲田丸就航60周年記念イベントに合わせ、さいたま市の鉄道博物館とのコラボによる記念講演会の開催、7月に開催される安潟みなとまつりへのブース出展、青森港へ寄港するクルーズ船の船内見学会、ラッピングバスの運行、記念あんどんの設置や、協賛うちわの配付といった、ねぶた祭りを通じたPRなど、みなとまち・あおもり誕生400年に向けて、市民の機運醸成を図っていくこととしております。

また、令和7年度にはSea級グルメ全国大会や記念イベントの開催、令和8年度には記念フォーラムや記念誌の発行などを予定しております。

青森開港400年、青森まちづくり400年が市民にとって誇りあるものとなり、みなとまち・あおもりの豊かな歴史を次の世代につないでいくため、記念事業にふさ

わしい取組の具体化に向け、引き続き、各種関係団体等と連携し、実施してまいります。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

ロゴマークというのがとてもすばらしいと思います。そのロゴマークの缶バッジを作成して、若い世代に、みなとまち・あおもり誕生 400 年を P R してみたいかかと思えます。

それから、話はちょっと変わりますが、油川の人間として、みなとまち・あおもり誕生 400 年は、中世に栄えた油川が江戸時代から徐々に衰退していくことが物語られていると思います。

先人の皆さんは、缶詰工場を誘致したり、青森五所川原線、通称あすなろラインを整備したり、飛行場を誘致したりしましたが、どれも頓挫する結果となっています。それでも、昭和の頃までは商店も多数あり、にぎやかさがありました。

現在、280 号線、油川の中心地は空き地、空き店舗が増え、商店が数えるしかなくなりました。私が思うには、最近、にわかに注目されてきた油川埠頭に建設される基地港湾、この大きな事業は国策であり、油川が選ばれたということは、400 年後のまちづくりとの因果関係があるように思っています。油川地区をはじめ、北西部のまちづくりで雇用を創出することで、開発が遅れているこの地域が輝けるエリアになることを望んでいます。

地域の皆さんは、基地港湾のニュースが断片的に報道されているので、何がどうなるのか不安視されている方もいらっしゃると思います。

要望といたしまして、1つ目として、基地港湾に関しての住民説明会の開催、2つ目として、漁業者への補償問題、3つ目として、雪捨場の代替地についての告知、4つ目として、油川埠頭を走る臨海道路が今後とも使用できるのか、分かり次第、開催とお知らせをしていただきたいと思います。

先日の日曜日ですが、油川埠頭で海を見ていると、私を呼ぶ人がいました。あまり声をかけられたことはないんですけども、その声は、なんと大矢保委員でした。これで、この項の質疑と要望を終わります。ありがとうございます。

続きまして、自動車運送事業に関連して、市営バスのアリーナ線についてお尋ねいたします。令和 6 年 7 月 1 日月曜日に、青森市総合体育館の供用が開始されますが、市営バスの運行とその周知についての質疑です。

私自身、4 月から既に運行開始されていることを知りませんでした。また、周辺地域以外の市民の皆さんも知られていないのではないかと思います。運行についても積極的に周知されたほうがいいと思います。車を利用しない人は、市営バスがとても頼りになっています。

お尋ねします。カクヒログループスーパーアリーナこと総合体育館への市営バス

乗り入れの概要とその周知方法についてお示しください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 柿崎委員のカクヒログループスーパーアリーナへの市営バスの乗り入れの概要とその周知方法についての御質疑にお答えいたします。

カクヒログループスーパーアリーナ——青森市総合体育館への市営バスの乗り入れにつきましては、本年7月1日の供用開始に先駆けて、本年4月1日のダイヤ改正から運行を開始しております。

運行概要につきましては、既存の浪館中央循環線及びスケート場線の運行経路をカクヒログループスーパーアリーナを経由する運行ルートに一部変更して運行しておりまして、現在、平日8便、土日・祝日は11便運行しているところであります。

なお、供用開始後につきましては、利用状況や運行ニーズを踏まえながら、今後のダイヤ編成の中で、効率的で利便性の高いバス運行となるよう努めてまいることとしております。

次に、周知方法につきましては、4月1日のダイヤ改正に合わせて、「広報あおもり」、市営バスホームページとバスロケーションシステムのバナー画面、そして市役所本庁舎、駅前庁舎、青森駅前発売所に設置しておりますデジタルサイネージなど、様々な広報媒体を活用して行っているところであります。

また、7月1日のカクヒログループスーパーアリーナ——青森市総合体育館の供用開始に向けましては、SNSを活用した情報発信など、改めて周知を図っていくこととしております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 再質疑になります。

カクヒログループスーパーアリーナ——総合体育館を経由する車両のサイズ及び乗車定員についてお示しください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 カクヒログループスーパーアリーナを経由する市営バスの車両サイズ等についての再度の御質疑にお答えいたします。

カクヒログループスーパーアリーナを経由する路線につきましては、現在、中型車両を使用しております。交通部における中型車両は、個々の車両について若干、違いがありますがけれども、車両の寸法は、長さが約9メートル、車幅は2.3メートル、乗車定員は56名となっております。

以上でございます。

○里村誠悦委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

続いて、2款総務費1項総務管理費4目企画費、旧町名表示柱の修繕計画についてお示しください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 柿崎委員からの旧町名表示柱の修繕についての御質疑にお答えいたします。

旧町名表示柱は、風化していく歴史を記録・表示し、懐かしい青森と古い歴史とに出会えるまちづくりを進め、市民や来訪者との間に青森市の歴史や文化が再認識されることで地域の活性化を図ることを目的とし、平成5年7月に策定された青森市旧町名ゆかりの地表示計画に基づき、現在使われなくなった懐かしい由緒ある旧町名の由来を表示し設置したものでありまして、平成5年度から平成7年度にかけて、青森駅西側から合浦公園付近にかけての既成市街地内のエリアに、萬町や練兵町など、旧町名ごとに19か所設置しております。

旧町名表示柱の修繕状況につきましては、これまで劣化状況に応じて、防腐塗料の塗布やシーリング、由来板の交換などを行ってまいりました。近年では、令和3年度に米町、横山町の2基、令和4年度に松森町、相馬町、堤町の3基、令和5年度に鍛冶町、大町、寺町の3基の計8基の修繕を行っており、本年度は塩町、浜町の2基の修繕を行う予定としております。

今後は、残る9基について、引き続き、同様の修繕を行うこととしております。また、全ての表示柱について、防腐塗料の塗布及び由来板の交換後も劣化状況に応じて修繕を検討するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

○里村誠悦委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 御答弁ありがとうございます。

浜町は青森港新埠頭に一番近く、青森警察署の向かいにある表示柱になります。クルーズ船のお客様や市内を探訪されるお客様も見学されています。なるべく早めに修繕をお願いしたいと思います。あわせて、残る9基についてもよろしく願います。これで、この項の質疑は終わります。ありがとうございます。

続きまして、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費、「広報あおもり」についてお尋ねします。

青森市が市民に情報を伝える「広報あおもり」が今年度5月号から大幅リニューアルされました。1952年——昭和27年に創刊され、今年度の4月まではA4サイズ、表裏表紙がカラー、中身は2色印刷で親しまれてきました。5月号からはタブロイド判とサイズは大きくなり、全ページフルカラー化、そして発行日は毎月1日となり、発行回数は月2回から1回に変わっています。毎号の平均は20ページから24ページ、横書きで左開きになりました。

情報量は従来どおり変わらないということでしたが、慣れ親しまれたサイズ、そして紙質の変更、月1回となれば、市民の声や市民の意見が届いていると思います。

「広報あおもり」のリニューアルに伴い、市民からどのような意見が出ているのかお知らせください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 柿崎委員からの「広報あおもり」のリニューアルに伴う市民の皆様からの御意見についての御質疑にお答えいたします。

「広報あおもり」は、より魅力的で読みやすい広報紙とするため、令和6年5月号から、レイアウト制作等業務を事業者に委託し、先ほど、委員からも御紹介がありましたとおり、全面フルカラー、タブロイド判にリニューアルいたしました。

「広報あおもり」のリニューアルに関しまして、電話や市ホームページの「市民の声 ご意見応募フォーム」などで市民の皆様から寄せられた主な御意見といたしまして、カテゴリー分けされ、フルカラーになり読みやすくなった、読み応えがあり、よくなったという読みやすさや内容の向上に関しての御意見がある一方、紙面が大きくなり、保管しにくくなった、右開きから左開きになり、また、紙質が薄くなり、めくりにくくなったというサイズや紙質の変更に関しての御意見もあり、様々な御意見を頂いているところであります。

今後、こういった市民の皆様からの御意見も踏まえて、より魅力的で読みやすい紙面となるよう工夫を重ね、市民の皆様にも親しみやすく愛される広報紙づくりに努めてまいります。

○里村誠悦委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 再質疑です。

広報あおもり発行事業について、令和5年度と令和6年度の予算額をお示しくください。

○里村誠悦委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 令和5年度と令和6年度の予算の額についての再度の御質疑にお答えいたします。

まず、リニューアルの背景について、改めて御紹介をさせていただきます。

「広報あおもり」は、文字量の多さなど、デザイン性に関することや印刷等の日数確保のため、原稿締切りを早い時期に設定せざるを得ないことから、新着情報を掲載できないなどの課題を抱えており、市民の皆様からも同様の御意見をこれまで頂いていたところであります。これらの課題に対応し、より魅力的で読みやすい広報紙とするため、令和6年5月号から「広報あおもり」をリニューアルすることとしたものであります。

令和6年度におきましては、市の職員でなくとも実施可能なレイアウト制作等の業務を事業者に委託することで、これまで以上に、より戦略的に情報発信のタイミングを検討することや、現場に赴いて取材する特集記事の企画など、市の職員にしかできないことに一層注力することが可能となりました。

こうした取組の結果といたしまして、広報あおもり発行事業の予算額の状況でありますけれども、令和5年度の予算額は9956万4000円、令和6年度の当初予算額は今回のリニューアルによりまして7574万6000円となっております、その差は2381万8000円となっております。

○里村誠悦委員長 柿崎委員に申し上げます。

自民クラブ会派の持ち時間が経過いたしましたので、これをもって終了させていただきます。終わりです。

〔柿崎孝治委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

○里村誠悦委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第 93 号「令和 6 年度青森市一般会計補正予算」についてお諮りいたします。

議案第 93 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○里村誠悦委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 93 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2 日間にわたり終始熱心に審査していただき、誠にありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それではこれもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 1 時44分閉会